

第 10 次横浜市消費生活審議会
第 5 回消費生活協働促進事業審査評価部会
議事次第

平成 28 年 6 月 24 日（金）午後 2 時
松村ビル別館 503 会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会議録確認者の選出について
- (2) 平成 27 年度消費者団体等協働促進事業の評価について
- (3) その他

3 閉 会

【配布資料】

- 資料 1 本部会名簿
- 資料 2 実施団体一覧
- 資料 3 事業評価表
- 資料 4 実績報告書類等一式
- 資料 5 申請書類一式
- 資料 6 相互評価シート（案）

第10次横浜市消費生活審議会
消費生活協働促進事業審査評価部会
委員名簿

平成27年12月21日 現在

No	委員氏名	所 属
1	あらい あや 荒井 彩	横浜市生活協同組合運営協議会
2	おおおか ひでみ 大岡 秀海	(公益社団法人)日本通信販売協会 専務理事
3	さくま きょうこ 作間 京子	(公益社団法人)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
4	すずき たかし 鈴木 隆	家電製品PLセンター センター長

敬称略：五十音順

平成27年度消費者団体等協働促進事業 実施団体一覧

No.	団体名	事業名	事業の目的
1	一般社団法人 かながわFP生活相談センター	消費者教育啓発講座	中高年の方を対象に家族が絆を深め豊かなシニアライフを過ごせるための基礎知識の習得を目指す。
2	特定非営利活動法人 FPネットワーク神奈川	生活のトラブル防衛隊 ～生活を支えるお金の 無料相談会	無料相談会を通し、市民のお金や生活設計に関する悩み、トラブルを聞き、解決の糸口を提示する。また、広範囲にわたる相談に関しては、適切な窓口を紹介し、不安解消の手助けを目的とする。
3	神奈川県ファイナンシャルプラン ナーズ協同組合	知らないと危ない！ FPに聞く 家計知識のいろは	少子高齢化、人口減少を背景とした厳しい経済環境や予期せぬ災害の発生等、私たちが安全で豊かなくらしを守っていくことがなかなか容易ではない時代となっている。このような中で消費者の暮らしをさまざまなトラブルから守っていくには、日ごろから生活の知恵としての情報や知識を得ておくことが大切である。このような情報・知識を公正、中立な立場から分かり易く解説し、消費者の方々に役立つことを目指す。
4	特定非営利活動法人 横浜市まちづくりセンター	横浜市民の住まい・ 暮らしに役立つ講座	横浜市内在住者が主体的に安心・安全・快適に住み続け、楽しく豊かに暮らせるようにするため、住まい方、暮らし方の基礎知識を学んで頂くとともに、住まいの各種補助・助成制度を適切に利用できるよう簡易に説明する。

資料 3

事業評価表

- ・ 一般社団法人かながわFP生活相談センター・・・・・・・・ P 1～P 3
- ・ 特定非営利活動法人FPネットワーク神奈川・・・・・・・・ P 5～P 7
- ・ 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合・・・・ P 9～P 11
- ・ 特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター・・・・・・・・ P 13～P 15

一般社団法人

かながわFP生活相談センター

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成28年2月3日

記入責任者：氏名 植田 周司

団体、 行政

提案事業名		事業内容	提案団体名	
消費者教育啓発講座		家族の絆と豊かなシニアライフ講座	かながわFP生活相談センター	
評価視点	評価のポイント	自己評価*	理由・意見	
進め方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。	Ⓐ・B・C	市と連携し、講座のチラシの配布、広報紙掲載、ホームページ等で案内を行いました。結果として定員以上の申し込みがあり、多くの市民に案内できたことを確認しました。適時、申し込みの受付状況の情報交換を行い混乱が無いよう務めました。	
	◆事業目的の共有ができたか。	Ⓐ・B・C		
	◆事業の進捗状況等必要な情報の共有はできたか。	Ⓐ・B・C		
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。	A・Ⓑ・C		
実施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。	Ⓐ・B・C	横浜市老人クラブ連合会の協力で横浜シニア大学受講者にも講座開催の案内を行い、多数の申し込みを頂きました。予算面では、ちらしの作成配布等工夫をすることで、費用を抑制し、予算内に収める事ができました。5回で延べ132名の方に受講頂き、消費者教育の一環として、高齢者のトラブル防止に貢献できたと思います。	
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。	Ⓐ・B・C		
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。	Ⓐ・B・C		
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。	Ⓐ・B・C		
	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。	Ⓐ・B・C		
効果	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を發揮したりすることで、より効果的に実施できたか、等。]	Ⓐ・B・C	アンケートで、横浜市の広報誌を見て申し込みをされた方が約3割となっており、市との協働事業とする事で講座の信頼度を向上する事が出来ました。5回の講座で延べ132名の参加を頂き、アンケートの結果もほとんどの方に大変満足、満足という回答を頂きました。	
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。	Ⓐ・B・C		
総合評価		Ⓐ・B・C		

* 自己評価…A:良い、B:普通、C:改善を要する (いずれかに○)

総評	今回は予想を超える申し込みがあり市民の消費者教育への意欲を強く感じました。多くの方に出席いただき、アンケートでも大変ご好評を頂き、大成功だったと思います。更に、多くの方から、今後同様の企画があればぜひ参加したいという要望もいただきました。今後も横浜市と協業し消費者教育の一翼を担う事ができるよう取り組んでいきたいと思ます。
----	---

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成28年6月1日

記入責任者：氏名 消費経済課長 山口 敏子

団体、 行政

提案事業名		事業内容	提案団体名	
消費者教育啓発講座		家族の絆と豊かなシニアライフ	一般社団法人 かながわFP生活相談センター	
評価視点	評価のポイント	自己評価*	理由・意見	
進め方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。	A・B・C	広報を見た市民から市に直接問い合わせがあったが、団体と情報共有を行い、柔軟に対応することができた。 また、市老人クラブ連合会(横浜シニア大学)の協力のもと講座の周知をすることができた。	
	◆事業目的の共有ができたか。	A・B・C		
	◆事業の進捗状況等必要な情報の共有はできたか。	A・B・C		
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。	A・B・C		
実施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。	A・B・C	申込開始日から定員を上回る申込みがあり、講座によっては、規模の大きい会場に変更するなど申込状況に合わせ柔軟な対応をしていた。 アンケート結果からは、参加者の満足度や講座の理解度が高いことが読み取れ、団体が持つ専門性が活かされた講座となった。	
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。	A・B・C		
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。	A・B・C		
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。	A・B・C		
	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。	A・B・C		
効果	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることで、より効果的に実施できたか、等。]	A・B・C	対象者の関心が高いテーマを取り上げたことや効果的な広報ができたことにより、計画を上回る申込みがあった。テーマの中で消費者トラブルを取り上げる講座もあり、参加者への啓発が行われた。	
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。	A・B・C		
総合評価		A・B・C		

* 自己評価…A:良い、B:普通、C:改善を要する (いずれかに○)

総評	すべての講座で申込み者数が定員に達し、市民のニーズを的確に捉えたテーマ設定ができていたと思われる。また、アンケートの結果から、参加者の満足度が高かったことが伺える。今回の講座を通し、テーマに対する関心の高さが把握できたため、今後、団体の活動に活かされることを期待する。
----	--

特定非営利活動法人

F P ネットワーク 神奈川

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成28年4月8日

記入責任者：渡邊 雅曠

団体、 行政

提案事業名	事業内容	提案団体名	
生活のトラブル防衛隊	個人相談会	特定非営利活動法人 FP ネットワーク神奈川	
評価視点	評価のポイント	自己評価*	理由・意見
進 め 方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。	(A)・B・C	相談者の立場に立って、幅広い選択肢と的確な助言を行う事を念頭に、行政担当者との円滑な意見交換を心がけ、相談申込の状況把握等、事業の進捗に必要な情報も共有出来た。
	◆事業目的の共有ができたか。	(A)・B・C	
	◆事業の進捗状況等必要な情報の共有はできたか。	(A)・B・C	
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。	(A)・B・C	
実 施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。	(A)・B・C	横浜市の支援による広範囲に渡るチラシ配布や広報誌への掲載から、横浜市全域から万遍なく且つ計画を大幅に上回る応募があった。相談内容は多岐に渡ったが、日頃からの事例検証による相談能力向上の弊団体勉強会の成果を反映出来た。
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。	(A)・B・C	
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。	(A)・B・C	
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。	(A)・B・C	
	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。	(A)・B・C	
効 果	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることで、より効果的に実施できたか、等]	(A)・B・C	市広報やハマふれんどへの掲載及び専用HPの相談予定表との連動により、事業内容の周知・徹底が図られ応募者の増加に繋がった。又横浜市との協働事業ということで、より安心感・信頼性を持って応募され、満足度の高い事業内容となった。
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。	(A)・B・C	
総合評価		(A)・B・C	

* 自己評価…A:良い、B:普通、C:改善を要する (いずれかに○)

総評	市の事業周知徹底支援（広報・ハマふれんど・チラシ配布）と弊団体のHP及び受付体制が上手く機能し、応募者の大幅な増加に繋がった。弊団体としても今までの経験を基に、相談対応力を高め、きめ細かな助言により高い満足度を得ることができた。事業終盤には計画枠を上回る予約が入り、4月以降の相談対応の問い合わせもあって、市民の関心の高さを実感した。今後とも市民への情報発信と的確な助言により、消費者市民社会の実現に向け、相談事業の継続が大切と考える。
----	--

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成28年6月1日

記入責任者：氏名 消費経済課長 山口 敏子

団体、 行政

提案事業名		事業内容	提案団体名	
生活のトラブル防衛隊		個人相談会	特定非営利活動法人 FPネットワーク神奈川	
評価視点	評価のポイント	自己評価*	理由・意見	
進め方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。	A (B)・C	昨年度に引き続き、市が行う広報に加え、団体のホームページで申込状況の確認ができるようにすることで、市民が利用しやすい体制が整えられていた。また、進ちよく状況の共有を行うことで、相談枠の増加にも柔軟に対応することができた。	
	◆事業目的の共有ができたか。	A (B)・C		
	◆事業の進ちよく状況等必要な情報の共有はできたか。	(A)・B・C		
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。	A (B)・C		
実施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。	A (B)・C	当初計画を上回る申し込みがあり、参加者の希望に合わせて、相談日を調整するなど柔軟な対応を行っていた。また、多岐に渡る相談内容に対し、相談員が2名体制で対応することで、よりきめ細やかな相談対応をすることができた。	
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。	(A)・B・C		
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。	(A)・B・C		
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。	(A)・B・C		
	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。	(A)・B・C		
効果	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることで、より効果的に実施できたか、等。]	(A)・B・C	市と団体の広報や受付体制の機能が上手くはたらき、多くの相談を受けることができた。	
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。	A (B)・C		
総合評価		(A)・B・C		

* 自己評価…A: 良い、B: 普通、C: 改善を要する (いずれかに○)

総評	<p>団体が持つ専門知識や相談対応能力を活かし、多岐に渡る相談に対応した。相談者からは、今後の相談対応についても問い合わせが入るなど、団体として市民のニーズを把握することに繋がった。本事業の実施が団体の相談対応力をさらに向上させるものとなるよう期待する。</p>
-----------	---

神奈川県ファイナンシャル プランナーズ協同組合

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成27年11月19日

記入責任者：氏名 佐藤 博信

団体、 行政

提案事業名		事業内容	提案団体名	
知らないといけない！FPに聞く家計知識のいろは		消費者のくらしを様々トラブルから守るために、生活の知恵としての情報や知識を公正・中立な立場から解説します。	神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合	
評価視点	評価のポイント		自己評価*	理由・意見
進め方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。		A・B・C	
	◆事業目的の共有ができたか。		A・B・C	
	◆事業の進捗状況等必要な情報の共有はできたか。		A・B・C	
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。		A・B・C	
実施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。		A・B・C	予算執行面では、当初予算を下回る結果となった。理由としては、集客人数は予定よりすくなくかったため、資料作成費用が計画下回ったこと。会場使用料が安かったこと等である。
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。		A・B・C	
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。		A・B・C	
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。		A・B・C	
効果	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。		A・B・C	
	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることで、より効果的に実施できたか、等。]		A・B・C	
果	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。		A・B・C	
総合評価			A・B・C	

* 自己評価…A: 良い、B: 普通、C: 改善を要する (いずれかに○)

総評	<p>昨年の反省から集客面を改善するために、開催場所を増やし、講座数を多岐にわたる内容とし、開催期間を短縮した。集客人数は前年並みであったが、アンケートから顧客満足度は昨年を上回ることができた。</p>
----	---

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成28年6月1日

記入責任者：氏名 消費経済課長 山口 敏子

団体、 行政

提案事業名		事業内容	提案団体名	
知らないといけない！FPIに聞く 家計知識のいろは		消費者のくらしを様々なトラブルから守るために、生活の知恵としての情報や知識を公正・中立な立場から解説します。	神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合	
評価視点	評価のポイント	自己評価*	理由・意見	
進め方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。	A・B・C	市では、広報よこはまや区役所でのチラシ配架などを行っていたが、申込状況を鑑み、事前に行っていた広報に加え、講座の会場となる区役所のイベントでチラシ配布の協力依頼を行うなど、柔軟な対応をすることができた。	
	◆事業目的の共有ができたか。	A B・C		
	◆事業の進ちょく状況等必要な情報の共有はできたか。	A B・C		
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。	A B・C		
実施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。	A B・C	一昨年度、昨年度に実施した講座において、集客に課題があり、会場や開催期間の工夫を行ったが、残念ながら参加者の増加には繋がらなかった。一方、アンケートの結果から、講座の内容については参加者の満足度が高いことが読み取れる。	
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。	A B・C		
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。	A B・C		
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。	A・B C		
	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。	A B・C		
効果	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を發揮したりすることで、より効果的に実施できたか、等。]	A B・C	アンケートからは「理解しやすかった」、「参考になった」という感想が多く寄せられており、参加者にとって有意義な講座となった。	
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。	A B・C		
総合評価		A B・C		

* 自己評価…A: 良い、B: 普通、C: 改善を要する (いずれかに○)

総評	アンケート結果から、参加者の満足度が高いことが伺え、団体が持つ知識や経験、専門性が活かされた講座であったことは評価できる。しかし、一昨年度、昨年度に引き続き、集客が計画を下回る結果となったことについては、事業効果の広がりが薄いと感じられ、テーマ設定や開催手法の工夫が必要だと考えられる。
----	---

特定非営利活動法人
横浜市まちづくりセンター

平成27年度

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成27年 3月 18日

記入責任者：氏名 月出 正弘

■ 団体、□ 行政

提案事業名		事業内容	提案団体名	
横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座		横浜市内在住者等を対象に、安心・安全・快適に住み続け、楽しく豊かに暮らせるよう、建築リフォーム関連の分かり易い講座を開催。	特定非営利活動法人 横浜市まちづくりセンター	
評価視点	評価のポイント	自己評価*	理由・意見	
進め方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。	A・ B ・C	横浜市総務局・健康福祉局・建築局の補助金制度の案内について各局と協議し、案内資料を配布出来た。チラシの新規配布先について協議し、配布手続を円滑に進めることができた。進捗状況については、電話・メール等により、情報の共有ができた。また、他の協働団体とも広報活動の協力ができた。	
	◆事業目的の共有ができたか。	A・ B ・C		
	◆事業の進捗よく状況等必要な情報の共有はできたか。	A・ B ・C		
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。	A・ B ・C		
実施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。	A・B・C	「広報よこは」掲載直後の講座には多くの参加申込があったが、後半の講座への申込が減少した。ただし、生協団体を通してのチラシ配布、コミュニティハウスでのチラシ配架等による広報周知により、参加数者を増員出来た。しかし、チラシ作成費が当初予算より増額執行となった。各種補助金や税制優遇制度を十分に説明出来なかった。講座後に「住まい無料相談」にお問い合わせ頂き、個別の相談に対応できた。	
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。	A・ B ・C		
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。	A・ B ・C		
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。	A・B・ C		
	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。	A・B・C		
効果	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を發揮したりすることで、より効果的に実施できたか、等。]	A・B・C	リフォームトラブルに遭われている高齢女性(単身世帯)の方がご参加され、講座後に個別具体的に対応し、消費経済課と相談の上、横浜市消費生活総合センターをご案内し、問題解決に至った。また、リフォーム計画中の方には、業者選定にあたり、大いに参考になったとの報告があった。	
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。	A・ B ・C		
総合評価		A・ B ・C		

* 自己評価…A:良い、B:普通、C:改善を要する (いずれかに○)

総評	住まいの改修について興味や問題点を抱えている消費者が知っておきたい基礎的な項目について、住宅性能、設備、施工等の各分野の一般知識、見積書や契約書等の見方等まで、多岐にわたる内容の講義で、参加頂いた方々には、大変好評だった。ただし、連続受講を希望する参加者にとっては、開催会場が遠方となり参加しづらかったことが残念であったので、来年度は会場の設定方法を見直したい。
----	---

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成28年6月1日

記入責任者：氏名 消費経済課長 山口 敏子

団体、 行政

提案事業名		事業内容	提案団体名	
横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座		横浜市内在住者等を対象に、安心・安全・快適に住み続け、楽しく豊かに暮らせるよう、建築リフォーム関連の分かり易い講座を開催	特定非営利活動法人 横浜市まちづくりセンター	
評価視点	評価のポイント	自己評価*	理由・意見	
進め方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。	A (B)・C	市が行う広報やチラシ配布の他、団体としてもタウンニュースに掲載するなど積極的な広報を行った。また、団体と各種補助金を所管する部署が事前調整を行うことで、円滑な活動の推進が図られた。	
	◆事業目的の共有ができたか。	A (B)・C		
	◆事業の進捗状況等必要な情報の共有はできたか。	A (B)・C		
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。	(A)・B・C		
実施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。	A (B)・C	広報に力をいれたものの、昨年度に引続き、集客に課題を残した。講座は多岐に渡る内容を専門家がわかりやすく解説することで、参加者の中には「知人や周辺住民にも講座の内容を伝えたい」という声もあり、今後、団体の活動がさらに地域に即した形で広がることが期待される。	
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。	A (B)・C		
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。	A (B)・C		
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。	A・B (C)		
	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。	A (B)・C		
効果	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることで、より効果的に実施できたか、等。]	(A)・B・C	講座後に個別相談に応じることで参加者の課題の掘り起こしに繋がり、団体の無料相談や消費生活総合センターを紹介するなど個々にあった対応を行っていた。	
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。	A (B)・C		
総合評価		A (B)・C		

* 自己評価…A: 良い、B: 普通、C: 改善を要する (いずれかに○)

総評	講座の内容としては、興味がある方や課題を抱える方の役に立つような知識が盛り込まれたものとなっており、さらに個別相談に応じることで、参加者が問題点を認識することなどに繋がった。しかし、昨年度に引続き、広報の効果があまり得られず、集客が計画を大幅に下回ったことから、テーマ設定や手法の工夫が必要だと思われる。
----	--

資料 4 実績報告書類等一式

- ①一般社団法人かながわF P生活相談センター・・・・・・・・ P 1～P 18
- ②特定非営利活動法人F Pネットワーク神奈川・・・・・・・・ P 1～P 8
- ③神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合・・・・ P 1～P 36
- ④特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター・・・・・・・・ P 1～P 30

一般社団法人

かながわFP生活相談センター

(第12号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金実績報告書

平成28年2月9日

横浜市長殿

団体名 かながわFP生活相談センター

所在地 〒240-0006

神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川1-21-27

代表者名 堀江 雄二



平成27年6月29日経消第259号で交付決定を受けた消費者団体等協働促進事業補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名	消費者教育啓発講座
2 補助金交付額	<u>¥100,000</u>
3 補助金執行額	<u>¥100,000</u>
4 残額(余剰金)	<u>¥0</u>

添付関係書類

- (1) 交付対象事業報告書(第13号様式)
- (2) 事業資料
 - 講座案内チラシ
 - 講座配布資料5回分
 - アンケート集計結果
- (3) 交付対象事業収支決算書(第14号様式)
- (4) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

交付対象事業報告書

1 団体名	かながわFP生活相談センター
2 事業報告	<p>メインテーマ： - 家族の絆と豊かなシニアライフ -</p> <p>消費者教育の一環として、クーリングオフや相続、健康、認知症による様々な問題について、5回の講座を開催し、延べ132名の参加を頂き好評の内に終了しました。</p> <p>今回は横浜市のご協力により、横浜市老人クラブ連合会の横浜シニア大学参加者にもチラシを配布させて頂き、多数のご出席を頂きました。また、アンケートから、横浜市の広報誌を見て申し込みをされた方も約3割となっており、市との協働事業とする事で、安心してお申し込み頂けたと思います。</p> <p>※開催日とサブテーマ</p> <p>11/21 クーリングオフ 1/9 相続 1/16 生前贈与</p> <p>1/23 アンチエイジング 1/30 認知症</p>
3 事業評価	<p>全ての回で定員をはるかに超える申し込みがあり、毎回ほぼ満席で、好評の内に終了しました。アンケートでも、ほとんどの方から「大変良かった」、「良かった」との評価を頂きました。</p> <p>今回は予想を超える多くの申し込みがあり、市民の消費者教育への意欲を強く感じました。</p>

(第14号様式)

交付対象事業収支決算書

収入合計 ¥123,552

支出合計 ¥123,552

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金	100,000	(受領年月日 平成27年 8月10日)
団体負担金	23,552	
合計	123,552	

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
講師料	60,000	15,000円×4人
会場費	12,870	かながわ県民センター 5回分
消耗品費	23,714	コピー代、用紙代、封筒、事務用品、他
通信費	20,272	切手代等
雑費	6,696	ポスター制作、銀行振り込み手数料
合計	123,552	

平成27年度**横浜市**との協働事業「消費者教育啓発講座」

家族の絆と 豊かなシニアライフ

受講
無料

横浜市民の安全と安心を確保するための生活設計・防衛講座

本講座は横浜市と協働で実施するベテランFPが講師を務める講座です。

2015年11月21日から全5回

会場：かながわ県民センター

第1回 平成27年11月21日(土) 13時30分～15時00分

『**高齢者を狙うワナ！あなたはどうか対抗する？！**』

講師：佐伯好也

「こんなはずでなかった」契約後に揉めない正しいクーリングオフを理解しましょう。

内容：契約を止めるには？ クーリングオフの手続きの仕方、クーリングオフを行うための文面例、クーリングオフの出来る場合と、出来ない場合。を分かりやすく説明します。

第2回 平成28年1月9日(土) 13時30分～15時00分

『**簡単なエンディングノートで始める相続準備**』

講師：木村道子

「老後の住まいや財産」のことなど相続を考えて見つめなおしましょう。

内容：遺言書より気楽に書けるエンディングノートを用いて、相続準備の方法を紹介します。財産リストの作成やお墓や葬儀など必要な老後資金の計算を踏まえて、残せる資産について解説します。

第3回 平成28年1月16日(土) 13時30分～15時00分

『**意外と知らない生前贈与と家族信託**』

講師：浜 研二

「財産の移転を活かしてゆとりと笑顔の明るい家族を築くために」

内容：どのようにすれば失敗しない贈与ができるかを、新しいタイプの贈与（教育資金、子育て・結婚）制度も含めてお話しします。また、今注目の家族信託の利点、利用例等について、わかりやすくお話しします。

第4回 平成28年1月23日(土) 13時30分～15時00分

『**老年症候群なんて怖くない 心・技・体**』

講師：多胡紀一郎

「介護実態を知れば、自分でできるアンチエイジングが分る」

内容：“ 老い ” は、やがて誰にでも訪れます。介護・医療の現場から、今から準備できる抗加齢（アンチエイジング）の方途を、一緒に探りたいと思います。きっと、あなたのライフプランは、深まります。

第5回 平成28年1月30日(土) 13時30分～15時00分

『**あなたの家族が認知症になったら？！**』

講師：浅川陽子

「消費者トラブル、預金、保険、相続、介護はどうする？」

内容：2025年には認知症者、推定約700万人、5人に1人が認知症という時代がやってくるといわれています。介護をはじめ、消費者トラブル、損害賠償、預金、保険、相続等、認知症の高齢者をとりまく様々な問題が想定されますが、家族の方にぜひ知っておいてほしいことについて解説いたします。

一般社団法人 **かながわFP生活相談センター** お申込み方法詳細は裏面をご覧ください。

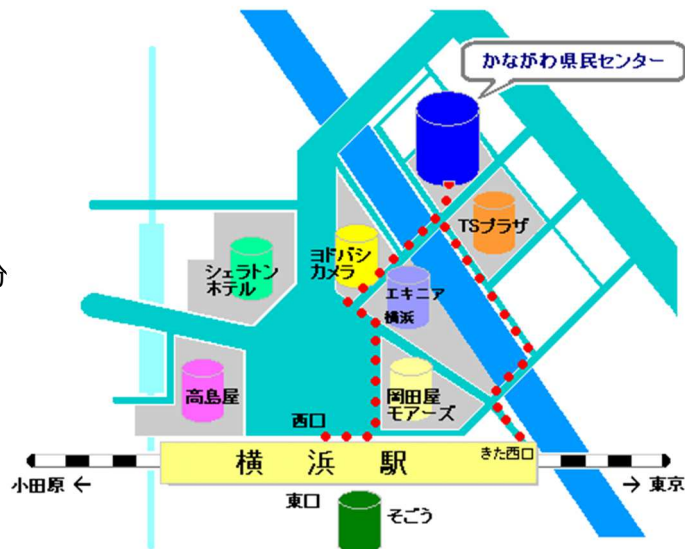
オフィシャルサイト：<http://kanagawafpsoudan.jimdo.com>

<会場案内> かながわ県民センター

住所：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

アクセス：「横浜駅」きた西口を出て、徒歩およそ5分

各開催日のセミナールーム（R302 又は R303）へお越しください。

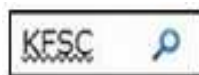


*** 申し込み先 *** お申し込みはホームページ・FAX・メールにて、先着順で受付いたします。

申し込みは **10月11日(日曜)** より受付開始です。

一般社団法人 かながわFP生活相談センター 担当者：植田 周司

HP：<http://kanagawafpsoudan.jimdo.com>



で検索！

FAX：045-742-5191

メール：kfsc-kanagawa@googlegroups.com

お申し込み受付後、FAXまたはメールにてご連絡させていただきます。

問い合わせ先：かながわFP生活相談センター事務局 045-894-5582

申 込 書

必要事項をご記入いただき、このままFAXで送信して下さい。(ホームページからの申し込みも可能)

お名前(フリガナ)	() 男・女 年齢 歳		
住所(お住まい)	〒 -		
ご連絡先	TEL：	FAX：	
	メール：		
受講希望講座 ご希望の口にしを 入れて下さい。 複数申し込みも 可能です。	<input type="checkbox"/>	第1回 11月21日(土) 13時30分 R303	高齢者を狙うワナ！あなたはどうか対抗する？！ 講師：佐伯 好也 (CFP®)
	<input type="checkbox"/>	第2回 1月09日(土) 13時30分 R302	簡単なエンディングノートで始める相続準備 講師：木村 道子 (CFP®)
	<input type="checkbox"/>	第3回 1月16日(土) 13時30分 R303	意外と知らない生前贈与と家族信託 講師：浜 研二 (CFP®)
	<input type="checkbox"/>	第4回 1月23日(土) 13時30分 R303	老年症候群なんて怖くない 心・技・体 講師：多胡 紀一郎 (医師)
	<input type="checkbox"/>	第5回 1月30日(土) 13時30分 R303	あなたの家族が認知症になったら？！ 講師：浅川 陽子 (CFP®)

※いただいた個人情報は、本講座の運営のみに使用し、セミナー終了後はすべて破棄いたします。

※また、他の目的での使用、第三者に対して情報を提供することや開示することはありません。

第5回

「あなたの家族が認知症になったら？」

～消費者トラブル、預金、保険、相続、
介護はどうする？～


平成28年1月30日(土)

浅川陽子



認知症とは

- ・ いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったりして、脳の司令塔の働きに不都合が生じ、様々な障害が起こり、生活する上で支障が、およそ6ヶ月以上継続している状態
(全国キャラバン・メイト連絡協議会 冊子より)
- ・ 「認知症」という言葉
2004年から使われるようになった
以前は、「痴呆」「ボケ」といった言葉があったが、人間の尊厳を欠いている、また言葉の印象で早期発見に支障をきたしているとの意見



一般社団法人 かながわFP生活相談センター(KFSC)

あなたの夢をかなえるパートナー

- 地域の皆様の生活向上及び将来の安心に寄与することを目的に、ライフプラン作成やくらしの経済に関する支援と教育を事業として手掛けているFP(ファイナンシャル・プランナー)の集団です
- 経験豊富な様々な分野に精通したFPが、講演や相談会、個別相談、執筆等を通じてお応え致しております
- 地方自治体や教育機関(大学等)等と連携して、ライフプラン作りや資産運用、相続・事業承継等のテーマでセミナーを開催し、市民の皆様に経済課題の解決に役立つ情報提供も行っております
- 特定の企業や金融機関に所属していない独立系FPの集団ですので、地域の皆様の立場に立った公平な対応が可能です

ホームページ <http://kanagawafpsofscies.com>

KFSC でお検索



認知症を引き起こす主な病気

アルツハイマー病	βアミロイドというたんぱく質のゴミ、続いてタウタンパクが脳内の神経細胞内に蓄積し、神経細胞のネットワークが壊れて発症。比較的早い段階から記憶障害、見当識障害のほか、不安・うつ・妄想が出やすくなる 健忘期⇒混乱期⇒認知症期とゆっくり進行	約50%
レビー小体型認知症	大脳皮質にレビー小体(異常なたんぱく質の塊)が出現することで起こる。幻視を伴い、症状の変動が大きいのが特徴。	約15%
前頭側頭型認知症(ピック病)	脳の司令塔の前頭前野を中心に萎縮が起き、感情や行動の制御に問題が起こる。人に対する態度が変化し、社会性の欠如、攻撃性なども。	※
脳血管性認知症	脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などの疾患から起こる。比較的人格は保たれる。	約15%
その他	クロイツフェルト・ヤコブ病、AIDSなどの感染症やアルコール中毒で認知症を発症することも	※含む 約20%

変性疾患：脳の細胞がゆっくりと死んで脳が萎縮する

(全国キャラバン・メイト連絡協議会冊子を参照)

目次

- 1 認知症とは
- 2 認知症の高齢者をとりまく問題
 - ・消費者トラブル
 - ・賠償責任
 - ・銀行預金 保険 相続
- 3 成年後見制度
- 4 認知症の介護
- 5 認知症の人や家族を地域で支えるために
- 6 相談窓口

認知症の症状

(全国キャラバン・メイト連絡協議会冊子より)

脳の細胞が死ぬ

↓

中核症状

↓

行動・心理症状

- ・記憶障害 新しいことが記憶できない
- ・見当識障害 時間、場所、人物等 基本的な状況が把握できない
- ・理解・判断力の障害 考えるスピードが遅くなる
- ・実行機能障害 2つ以上のことが処理できない
- ・その他 目に見えない仕組みが理解できない

- ・不安・焦燥、うつ状態
- ・自信がなくなり、明日への希望を失う
- ・身の回りの動作に支障
- ・排泄の失敗、他
- ・幻覚・妄想 「ものとりれ妄想」
- ・徘徊 場所の見当識障害による
- ・興奮、暴力、不潔行為
- ・その他

治りにくい

環境・心理状態

性格・素質


治る可能性ある

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準		厚生労働省
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	
	II a 家庭外でも上記IIの状態がみられる	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする	
	III a 日中を中心として上記IIIの状態がみられる	着替え、食事、排便、排泄が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める。徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態がみられる	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻りにみられ、常に介護を必要とする	
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

<認知症の高齢者にはいろいろな問題が！>

- ・消費者トラブル・・・悪質商法
契約トラブル
- ・賠償責任・・・第三者に損害を与えた場合
交通事故
- ・銀行預金は？ 保険は？ 相続は？

介護はどうする？



認知症と認知症予備軍(MCI)

1987年 厚生省による、痴呆性老人の将来推計では
2000年に112万人、2015年には185万人

2012年 65歳以上の認知症 約462万人(15%)
※軽度認知障害(MCI)約400万人と推定
(※認知症ではないが、ある程度の記憶障害がみられ、5年以内の認知症発症率は50%といわれる)

2025年 65歳以上の認知症は700万人と推定
5人に1人が認知症！?

団塊の世代が75歳


予備を大きく上回る

実際にあったお話①

1人暮らしの認知症の母の部屋を片付けに行ったら、大量の羽毛ふとんが...

訪問販売で10件以上の契約 総額約340万円
すでに320万円を支払っていたことが判明!

(国民生活センターHPより)



早期発見が大事!

「何か変？」と思っても家族が認知症と認めたくないという気持ちで、受診が遅くなることも

- ・かかりつけ医
- ・専門医(「物忘れ外来」「神経内科」「神経科」「精神科」等)
一般的身体検査、脳の検査、脳の画像検査、心理テスト


★早期発見が大事なわけ
治療が可能な認知症もある(脳血管性認知症)
早期ほど薬で進行を遅らせることができる
認知症のリハビリ(医療保険、介護保険)も効果がある
将来 重くなった時に備え対策を考えることができる

実際にあったお話②

認知症の父(90代)が
複数の業者と10件以上の工事の契約を次々とさせられ、約600万円を支払った。

実際にはすべて、必要のない工事だった。

(国民生活センターのHPより)



認知症高齢者の消費者トラブルに おける問題点(国民生活センター資料より)

①トラブルや被害にあいやすいうえに、トラブル等にあっているという認識が低く、問題が潜在化しやすい

②特に一人暮らしの高齢者がトラブルや被害にあいやすく、周囲に気づかれにくい

③次々販売により被害が拡大し、支払金額も高額になる

④契約した経緯の証明や、判断能力が不十分であったことの証明が難しい

2013年 認知症等の理由による判断能力が不十分な高齢者の消費者トラブルの相談件数が1万件超10年間で2倍

⑤認知症等高齢者の弱みにつけこんだ悪質業者に狙われやすい

「カモ薄」が売買されている?

実際にあったお話③

認知症で徘徊中に線路で死亡した夫を、介護していた妻に対し、妻の過失を認め、約360万円の支払いを命じた判決

1審では、妻と長男に約720万円の賠償金

見守りと気づきのポイント(チェックリスト)

<居室・居宅の様子>

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品やカニなどがなくないか。
- 新品のみとんだ、同じような商品が大量にないか
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか
- 通信販売やカタログやダイレクトメールなどはなが大量にないか
- 複数社から配達された新聞や景品類などがなくないか
- 不審な業者が入り出している形跡はないか

<高齢者本人の言動や態度など>

- 不審な電話のやりとりや、電話口で困っている様子はないか
- 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか

(国民生活センターHPより)

★トラブルや被害にあっているとわかったら、すぐに消費生活センターに相談しよう

家族はつらいよ!?

認知症の人 ⇒ 責任能力がない
 家族には ⇒ 監督責任が生じる 損害賠償責任

<個人賠償責任保険>

偶発的な事故で相手に損害を与えた場合の賠償を補償
 本人または家族が加入 自動車保険や火災保険の特約注)従来型のもは認知症の人を対象外としているものも
 最近、認知症の人の起こした事故の損害賠償を補償するものが登場 年間保険料1,000~2,000円 保険金1億円

クーリングオフについて

<クーリングオフとは?>

消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度。

<クーリングオフできる取引と期間>

- ・ 訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買取り) 特定継続的役務提供(エステ、語学教室、パソコン教室、等):8日間
- ・ 連鎖販売取引(マルチ商法)、業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等):20日間

注)通信販売にはクーリングオフの適用はない

- ★ クーリングオフ期間が過ぎても、あきらめずに消費者生活相談センターに相談しよう! 契約書を受け取っていない場合...いつでもクーリングオフが可能 契約書に不備がある場合、業者のクーリングオフ妨害...期間が過ぎても可能
- ★ 購入時に行方能力がなければ契約そのものが無効 ⇒それを証明する必要がある(医師の診断書等) 後見人がいる場合、クーリングオフにかかわらず、契約を破棄できる

実際にあったお話④

認知症と診断されていた男性(61歳)が運転、多重衝突事故をおこし、1人死亡けが12人。

運転手は自動車運転過失致死傷

◎ 認知症の診断を受けたり、疑いがある場合、免許証取消し、停止処分の対象

- ・ 道路交通法の改正(平成27年)
75歳以上の免許保有者は2013年で422万人
75歳以上で免許証の更新の際、「認知機能検査」
「認知症のおそれなし」「認知機能の低下がみられる」
「認知症の恐れがある」⇒ 専門医の受診義務
75歳以上で「信号無視」や「逆走」等の違反などがあれば、
その場で「認知機能検査」

高齢者の事故が増加傾向
年々、厳格化

- ・ 損害保険の補償は？
認知症の人が起こした死亡事故の保険金
自賠責保険・・・支払われる
任意保険・・・保険金の減額や全く支払われないことも
(家族が認知症と知っていながら放置していた)

★ 認知症や、高齢で認知症予備軍の可能性のある人には
運転をさせない、運転をやめさせることが重要

<対策>

- ・ まず、通帳・印鑑・キャッシュカード・クレジットカードは
手の届かぬ所へ
- ・ 認知症本人の資産を守るため、また、認知症の親の預金
等を引き出すためには
⇒ 成年後見人(後見・保佐・補助)をたて、金融機関に申告
(成年後見制度導入後の銀行の基本的対応)

軽度(契約ができる)で、一人暮らし、
日常的な金銭管理が必要な場合
⇒ 社会福祉協議会のサービスの利用が可
日常のお金の出し入れ、通帳、印鑑、証書等の保管 等

実際にあつたお話⑤

認知症の親の元に、遠い親せきがたびたび
訪ねてきて、お金を受け取っているようです。
銀行に親せきが同行して、お金をおろしている
らしく、預金口座から、かなりの金額が引き出さ
れていた。



生命保険の受取は？

- ・ 保険金の受取人が認知症の場合
後見人がいれば、受取人に代わって請求手続きができる
⇒ 保険金を早く請求するためには、事前に後見人を選任しておく

後見人がいない場合、認知症の受取人が保険金を
受け取るための請求手続きを法定相続人が行える場合も
(保険会社による)

「指定代理請求特約」
特別な事情(病気、認知症等)で被保険者が保険金を請求できないとき、
契約者があらかじめ指定した代理人(配偶者や、直系血族、同居親族等)
に被保険者に代わって保険金等の請求をしてもらえる

対象: 医療給付金、満期保険金、年金保険 等
特約料: 不要

金融トラブル(銀行編)

- ・ お金を必要もなく引き出す
- ・ 他人(知人)と一緒に銀行に行ってお金を引き出す
- ・ クレジットカードで「キャッシング」(借金)をしてしまう
- ・ 通帳、印鑑、キャッシュカードのありがたがわからなくなる
- ・ お金を引き出したり、解約したりしたことを忘れて、クレームを
- ・ 家族が通帳や印鑑を取り上げると、自分で銀行に行って
通帳の再発行や印鑑の再手続きを行ってしまう

★ 認知症の親のために、子が親の預貯金を引き出すことは
できるのか？
親の代理で子が、お金をおろしたり、解約手続きができるの
は、あくまでも、親が子に代理をさせる意思があることが必要
⇒ 親の意思能力に問題がある場合、子が親の代理で、お金を
引き出すことはできない

実際にあつたお話⑥

認知症の夫の弟が死去。
弟には妻や子がなく、借金を残していた。
認知症の夫だけが弟の相続人だが・・・



相続は？

★ こんな時は要注意

- ①認知症の相続人が相続放棄する場合(限定承認も同様)
⇒後見人の申し立てをして後見人が選任されてから相続放棄を行う
熟慮期間(放棄できる期間)は、後見人が選任されて以降3ヶ月
- ②相続人の中に認知症の人がいて後見人がいない
⇒遺産分割協議ができない
後見人の申し立てをして後見人を選任
- ③相続人が認知症の親と、親の後見人である子の場合
⇒相続では、子と親は利益相反になるので、成年後見監督人がいなければ
特別代理人を家裁に選任してもらう

対策: 相続人が認知症で判断能力が著しく低下している場合は、
相続発生前に遺言を準備しておく
⇒ 遺産分割協議のために後見人を選任する必要はなくなる

成年後見制度

平成26年1~12月

後見人申し立て件数 34,373件

預貯金の管理(28,358件)

介護保険契約・施設入居契約(12,237件)

身上監護(7,499件)

不動産の処分(6,387件)

相続手続き(5,940件)

保険金の受取(2,735件)

(裁判所のHPより)

認知症の人が作成した遺言は？

- 遺言は15歳以上、「遺言能力」のある人が作成した場合、有効
- 認知症の可能性のある人が作成した遺言は？
相続人が「遺言無効確認」の訴えをおこし、
遺言能力がなかったことを立証すれば無効にすることができる
- 「公正証書遺言」
公証人から、医師からの診断書を求められることも
公正証書遺言でも、後で訴訟により、無効になったことも

成年後見制度

	法定後見	任意後見
利用者	判断能力が低下した人 後見(判断能力ない、保佐(著しく不十分)、補助(不十分))	判断能力がある人 (将来に備えたい人)
後見人の選び方	家庭裁判所が選任	本人が候補者を選ぶ
後見人の仕事	法律による(※財産管理・身上監護等) 代理権、同意権(除く後見)、取消権の行使	契約で決める
手続き	①申し立て(本人、親族 市町村長等が家裁へ) ②審判手続き(鑑定手続き、本人へ陳述聴取、成年後見人等の適正調査) ③審判、成年後見人等の選任 ④法定後見の開始、 必要があれば家裁が後見監督人を選任	①任意後見契約(公正証書) ②判断能力が不十分になった時に「任意後見監督人選任」の申し立て(家裁へ) ③任意後見監督人の選任 ④任意後見人の後見開始

※ 財産管理・・・始めに財産目録や収支予定を家裁に報告、日常生活・医療・介護等にかかったお金を本人の財産から支払い、定期的に裁判所へ報告
身上監護・・・生活状況を見守り、住居又は施設の確保(そのための契約)や
診療・介護・福祉サービス等の利用契約を結ぶ

トラブルを避けるために

気づき 「おかしい？」と思ったら早めに受診 早期発見が重要
別居している場合は特に注意 消費トラブルにあっていることも

対策(早期) ◎まだ、軽い(判断能力がある)うちにやっておく
・解約(本人の解約意思がないと解約できないもの)
・名義変更(契約者を変更しておく)
・任意後見人制度(将来、後見人が必要であれば)

最終対策 ◎判断能力がかなり低下
⇒法律的に代理人が必要な場合は法定後見人
預貯金の引き出し 保険金の受取 資産の売却 相続
※契約の解除(認知症発症前後の契約を解除できる)

成年後見制度

<費用について>

①手続き
法定後見 印紙・登記等 約 4,000円
精神鑑定 5~10万円(任意後見の場合も必要があれば)
任意後見 印紙・登記等 約 15,000円
任意後見監督人選任の申し立て 約6,000円

②(法定)後見人への報酬
管理財産額 1,000万円~5,000万円以下 月3~4万円
5,000万円超 月5~6万円
特別な事情がある場合は、基本報酬の50%以内での付加が可能
任意後見人への報酬は、契約時に決めておく

③後見監督人への報酬 月1~3万円

<後見制度支援信託> 後見人の横領等防止
当面必要としない大口資金を家裁の指示により、信託銀行が管理、運用する
まとまった資金を引き出す場合、その都度、家裁の指示が必要
平成26年 契約締結2,754人(未成年後見含む) 平均信託金額 約3,600万円

認知症の介護

- 介護保険のサービスを活用
 - ⇒介護保険は、「介護される者」と「介護する者」のためにある
- 継続的な介護のコツは
 - ⇒介護者の負担(肉体的・精神的)を減らす
 - ⇒在宅介護が困難になる場合も考えておこう

2012年 認知症高齢者の居場所と5年後の推計
(日常生活自立度Ⅱ以上 介護保険利用者) 厚生労働省調査

居宅	149万人	186万人(2017年推計)
特定施設(有料老人ホーム等)	11万人	19万人
グループホーム	17万人	25万人
特別養護老人ホーム	48万人	58万人
介護老人保健施設・療養型	41万人	46万人
医療機関	38万人	38万人
合計	305万人	373万人

通所サービスを活用した、認知症の介護実例 要介護3(80代女性 家族同居)

	月	火	水	木	金	土	日
午前			入浴デ イサー ビス 約3時間	認知症デ イサー ビス (入浴含 む) 約8時間		デイサー ビス(入浴 含む) 約9時間	デイサー ビス(入浴 含む) 約9時間
午後							

費用:介護保険1割の自己負担 約24,000円
 <含む福祉用具の貸与(ベッド、付属品) 介護保険1割自己負担 1,150円>
 参考:サービス上限自己負担額 約26,750円

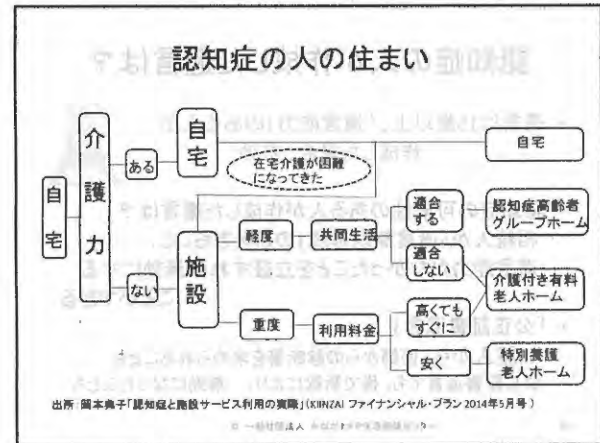
介護保険の月間利用限度額(居宅サービス)と自己負担

要介護度	利用限度額目安	自己負担目安(1割)
要支援1	50,030円	5,003円
要支援2	104,733円	10,473円
要介護1	166,920円	16,692円
要介護2	196,160円	19,616円
要介護3	269,310円	26,931円
要介護4	308,060円	30,806円
要介護5	360,650円	36,065円

※4ヶ月間の利用限度額内では1割、利用限度額を超えた分は全額負担
 2015年8月から、一部の方は2割(合計所得160万円以上)
 ただし、年金収入十その他の合計所得が単身で280万円、2人以上で346万円未満では、1割負担
 「高額介護サービス費」で還付も(一般では37,200円超の部分)

	合計額(万円)	認知症の程度別(万円)			
		なし	軽	中	重
要介護1	5.5	2.1	2.8	2.9	5.7
要介護2	7.7	3.0	4.1	5.9	7.5
要介護3	7.2				
要介護4	10.1	8.1	6.7	4.3	12.6
要介護5	10.7				

・(参考)家族が同居して介護する場合の介護にかかる月額費用
 (平成23年家計経済研究所調査)
 合計額=介護保険1割負担+介護保険全額負担分(通所サービスの食費等)+介護関連費用(紙おむつ、医療、タクシー等)



居宅介護サービスの種類と費用の目安

平成27年4月1日現在

サービスの種類	主な内容	自己負担(1割)の目安※	
訪問系	訪問介護	身体介護 245円(20~30分未満) 生活援助 183円(20~45分未満) 褥瘡(30分未満)+生(25分未満)312円	
	訪問入浴介護	1回 1,234円	
	訪問リハビリテーション	1回 302円(20分)	
	訪問看護	病院から 567円(30分~1時間未満) 訪問介護ステーションから 814円	
居宅療養管理指導	医師、薬剤師等が療養上の管理指導を行う	352~553円	
通所系	通所介護(デイサービス)	7~9時間未満 656~1,144円 メニューにより加算あり 入浴50円	
	通所リハビリ	6~8時間未満 726~1,321円	
	短期入所生活介護(ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期入所し日常生活上の介護を受ける	1日あたり 677~880円 ※食事、居住費が別途必要
	短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期入所し、医療上のケアを含む介護を受ける	1日あたり 829~1,040円 ※食事、居住費が必要
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護に備前訓練が受けられる	1日あたり 533(要介護1)~844円(要介護5)

※費用は施設により異なり、加算の場合も、デイサービスの費用は通常療養施設の場合、ショートステイの費用はユニット型個室。

認知症の人が介護を受けながら生活できる主な高齢者施設

自己負担	要支援	要介護	施設・住宅	特徴	費用の目安
×	×	○	特別養護老人ホーム(公共型)	・従来型では、個室と多床室、ユニットケア型(10人程度のグループ)は個室 ・2015年から入所は、原則、要介護3以上 ・費用が安く、待機数は全館で52万人	入居一時金 なし 毎月費用目安 8~14万円(介護費用込) ※低所得者に軽減措置あり
△	○	○	介護付有料老人ホーム	・介護スタッフが多かつたり、看護体制により料金に差がある ・職員比率は入居者3に対して職員1が最低基準 ・空きがあればすぐ入居可	入居一時金 0~数千円 毎月費用目安 10~35万円 (一時金払えば20万円程度が多い) +介護保険1割負担
×	△	○	グループホーム(認知症対応)	・認知症の診断を受けていることが必要 ・その施設のある市区町村に住居がある ・1グループ3名までで、グループで共同生活 ・入居者がスタッフとともに食事や着替えなどを行う	入居一時金 0~ 毎月費用目安 13~20万円(介護費用込)

認知症の人と家族を地域で支えるために

・「認知症サポーターキャラバン」

認知症について正しく理解し、認知症の人と家族に対して温かく見守る人
「認知症サポーター」を増やす取り組み
<オレンジリング>

「認知症の人を応援します」という意思を示す目印
認知症サポーター養成講座を受講した人に渡される



参考：サポーター養成講座の内容例

認知症の人への対応の心得 3つの「ない」
「驚かせない」「急がせない」「自尊心を傷つけない」
家族の気持ちを理解する
とまどい・否定 ⇒ 混乱・怒り・拒絶 ⇒ 割り切り ⇒ 受容

・「認知症カフェ」

認知症の人、家族、専門家、地域住民がお茶を飲みながらくつろぐ交流の場

～ 認知症の人と家族を支える地域センター ～

相談窓口

<行政>

- ・市区町村の保健所・保険センター、
地域包括支援センター
(地域の医療機関、介護サービス、相談)
- ・社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業)
- ・消費者生活センター (消費トラブル)

<団体・その他>

- ・公益社団法人 認知症の人と家族の会 神奈川支部
認知症全般(介護等)の電話相談
かながわ認知症コールセンター 0570-0-78674
よこはま認知症コールセンター 045-662-7833
川崎市認知症コールセンター 0570-0-40104
- ・専門医療相談
東海大学医学部付属病院 認知症患者医療センター 0463-93-1121(代)
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター認知症患者医療センター
046-848-1550(代)

～ 認知症の人と家族を支える地域センター ～

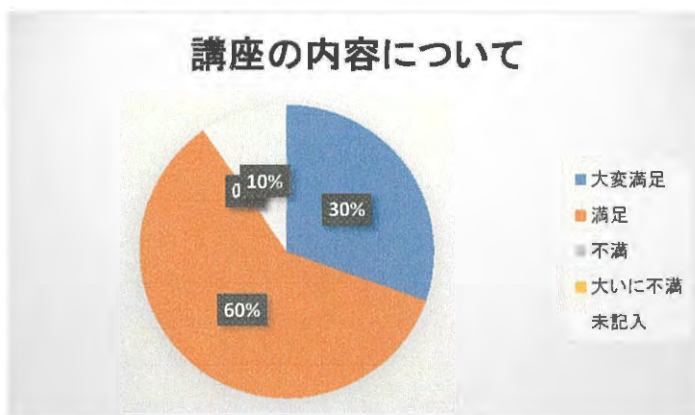
全体のまとめ

セミナーは延べ132名の参加を頂き、アンケートからも、非常に好評でした。
 主な情報入手経路は横浜市の広報誌と市老連のシニア大学となっています。
 シニア大学とは今後も連携して、講座のお知らせをしたいと思います。
 今後希望するセミナーは広く分散していました。

今後の課題

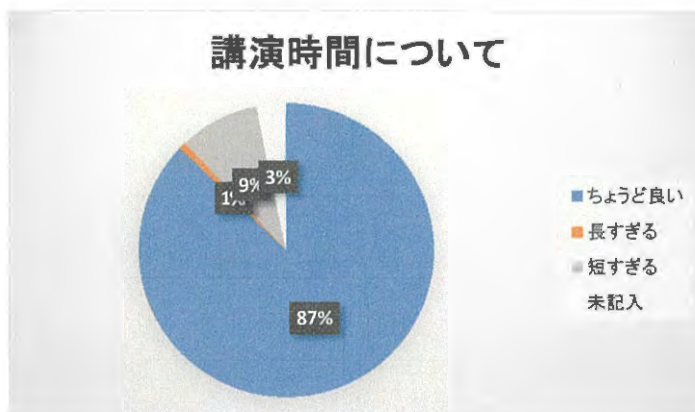
毎回定員以上の申し込みがあり、多くの方に参加頂けない大変申し訳ない状態となりました。
 会場の広さと参加人数のバランスをどのように取るか対策が必要です。
 非常に難しいですが、集客の状況に応じて、会場を柔軟に変更できると良いと思います。
 今回は1月23日のみ急遽広い会場へ変更できましたが、他の回は空気が無く断念しました。
 配布資料は高齢者にも見やすいよう、文字の大きさ、濃さの配慮が必要です。
 アンケートの質問の内容についても、回答しにくい箇所があり、改善が必要です。

1. 講座の内容について

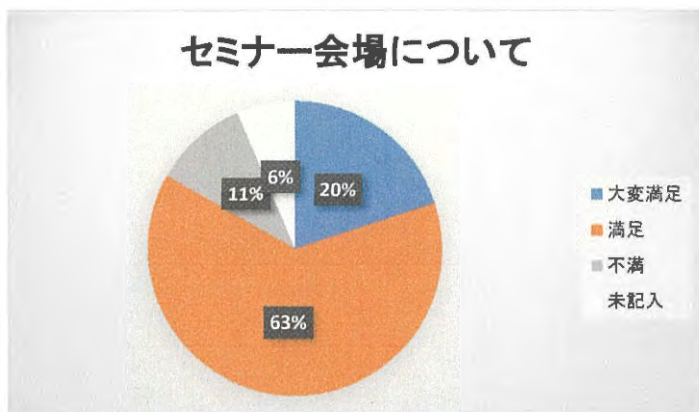


未記入を除き全ての方に満足頂けました。

2. 公演時間

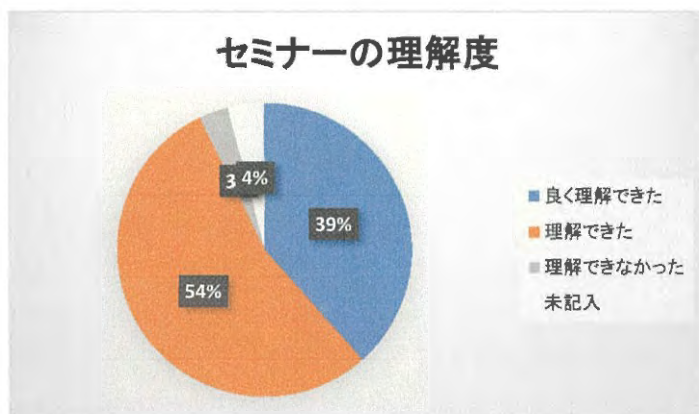


講演時間は内容の盛りだくさんの講座もあり、説明時間が足りないと感じた方もおられたようです。



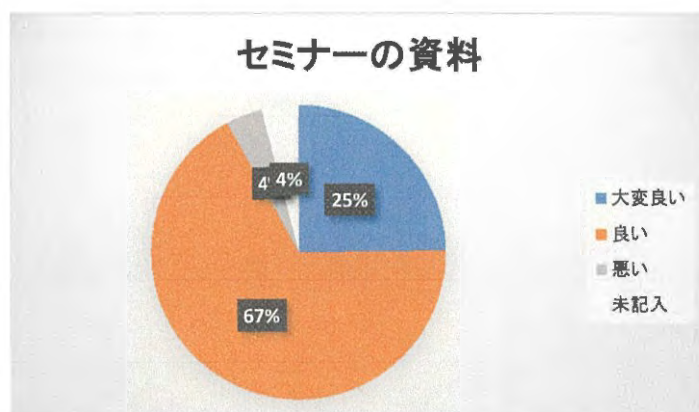
会場が狭いとのこと意見をいくつか頂きました。空調についても良くないとのことがありました。今回予定以上の申し込みがあり多くの方に参加頂けませんでした。広い会場確保と集客とのバランスを見直す必要があります。

4. 講座の理解度

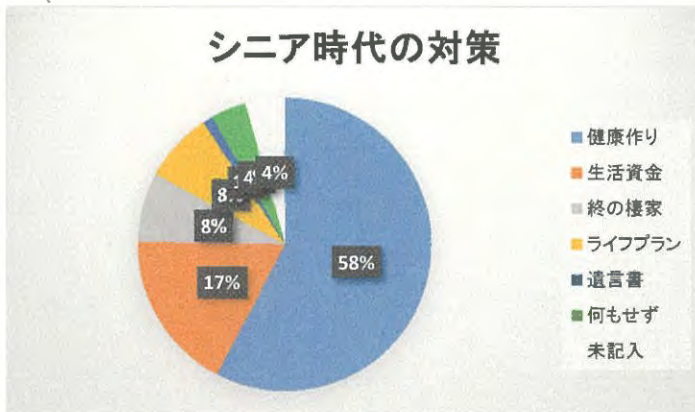


93%の方に良く理解できた、理解できたと回答頂きました。生前贈与と家族信託の回では、2つのテーマを扱ったため量が多く、理解できなかったとの回答が4件ありました。提供する情報量が多すぎないように、今後のテーマ選定について改善します。

5. セミナーの資料について

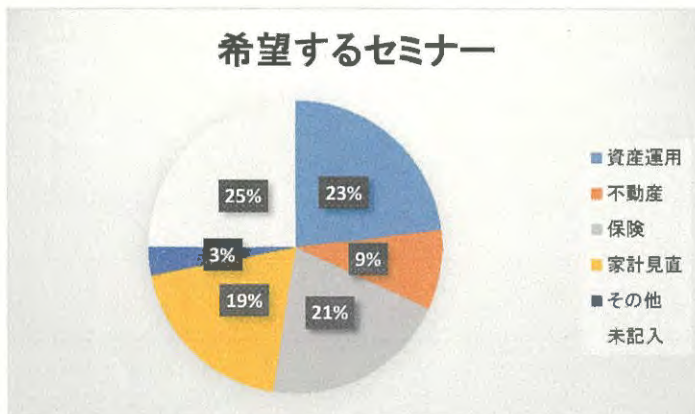


白黒のコピーでは薄くて文字が読めない部分がありました。資料によっては文字が小さいとの指摘もありました。今後の資料作りに生かしたいと思います。



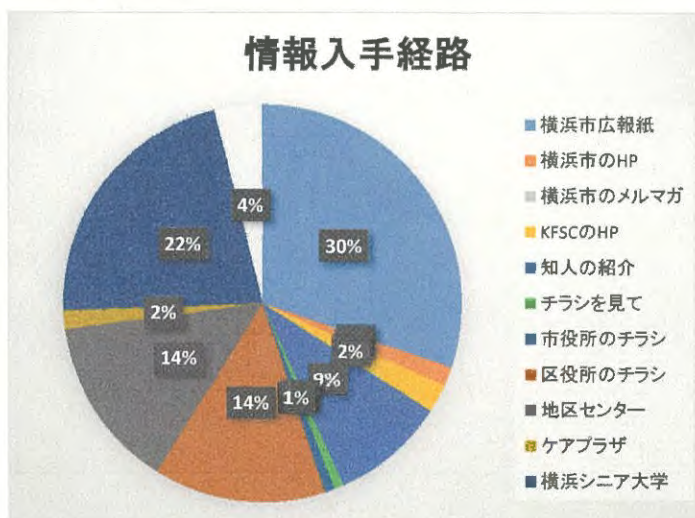
健康づくりが58%となっていますが、コメントから「気を付けている」という程度ようです。実際に具体的な行動をしているかは、別途調査する必要があります。結果として6割程度の方は何もしていないという事が想定されます。

7. 期待するセミナー



今後開催を期待するテーマは各分野に分散していました。

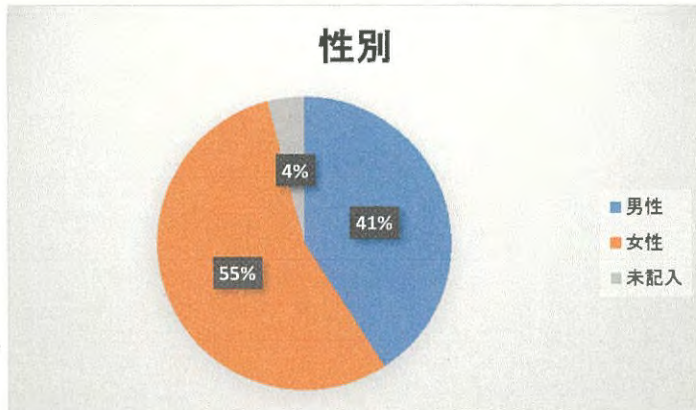
8. セミナーの情報入手経路



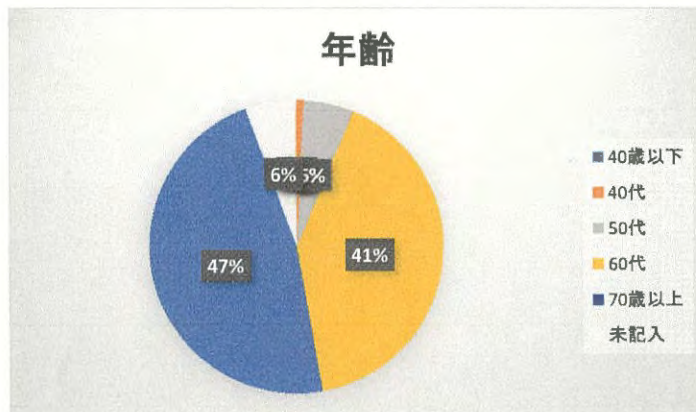
横浜市の広報誌を見て参加いただいた方が30%いらっしゃいました。広報紙にはテーマ記載がなく、これだけ申し込みがあったのは意外でした。講座のテーマ(タイトル)も重要である事が伺えます。今回シニア大学受講者にチラシを配布した結果、シニア大学からの受講者も22%と第二位でした。

9. 性別

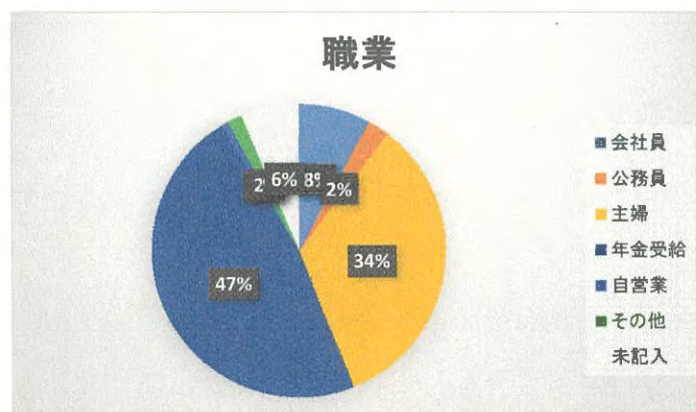
4of4



10. 年齢



11. 職業



主婦の方の年齢から、ほとんどの方は年金受給者のようです。
次回以降のアンケートでは、職業と年金受給の有無は分けた方が良さそうです

特定非営利活動法人

F P ネットワーク 神奈川

(第12号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金実績報告書

平成28年4月8日

横浜市長

団体名 特定非営利活動法人

FP ネットワーク神奈川

所在地 〒220-0011

横浜市西区高島2-6-38

岩井本社ビル3F

代表者名 仲井間 美穂



平成27年6月29日経消第259号で交付決定を受けた消費者団体等協働促進事業補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名	生活のトラブル防衛隊～生活を支えるお金の無料相談会
2 補助金交付額	<u>¥100,000</u>
3 補助金執行額	<u>¥100,000</u>
4 残額(余剰金)	<u>¥ 0</u>

※ この書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

交付対象事業報告書

1 団 体 名	特定非営利活動法人 FP ネットワーク神奈川
2 事 業 報 告	<p><総評> 今年度は当初計画9月～3月原則第2土曜日を実施日とし、1日4組、7回の合計28組を計画した。12月は第3土曜日の希望者が多く、本来の第2土曜日を2組、第3土曜日を4組とし、合計30組を用意した。募集・周知方法の徹底により、計画を大幅に超える問い合わせ・応募があり、中味の濃い事業として個別相談会を実施出来た。</p> <p><参加者・人数> 用意の枠は予約で全て埋まり、6組程は問い合わせ段階で希望日時が合わず、断念された方もいた。ただ直前に病気やキャンセルが入り、調整の時間的制約で3組の未消化枠が出て、結果27組、90%の実施率となった。</p> <p><体制> 相談員はメインとサブの2名体制で取り組んだ。</p> <p><募集・周知方法> 横浜市広報及びハマふれんどへの掲載 弊団体協働事業専用HP(相談予約状況、常時把握可能)による周知。 区役所・地区センター・生活協同組合・地域プラザへのチラシ配布、弊団体クラブのダイレクトメール・団体会員の知人への声かけ等広く募集・周知徹底を展開した。</p> <p><申し込み方法> 専用受付電話、専用Eメール、チラシ裏面 FAX 申し込み</p>

3 事業評価

相談実施団体として相談者の立場に立って、生活上の悩み、トラブルと向き合い、幅広い選択肢と的確な助言を行うことを念頭に置き、本事業に取り組んだ。相談内容として、生活設計、保険の見直し、金融資産運用、住宅ローン、教育資金年金相談、相続等多岐に渡っており、昨今の経済情勢、将来不安を反映していると思われる。

相対による双方向の相談なので、問題の所在を早期に共有できて、その場で直ぐ反応も得られるため、解決の糸口を見つけ易い。

相談者の反応とインフォームドコンセントから自己評価すれば、かなり満足度の高い相談会であったと評価できる。

相談日程及び場所については原則第2土曜日、弊事務所と固定したことにより、周知の徹底に寄与した。

横浜市との協働ということで、広報やハマふれんどへの掲載地区センター、地域ケアプラザ等へのチラシ配布協力も募集の強力な支援となった。

今後の見通しとして、中国経済の原則、世界的テロ懸念等の景気へのマイナス面もあり、格差の拡大や社会保険コストの負担増を含め将来への不安は増幅されている。

将来不安に向き合い、生活防衛の視点を強化し、消費者市民社会の実現のためにより適切な行動を取るための相談ニーズは益々高まると考えられる。市民への情報発信と適切な助言のための本事業の存在及び活動内容に目を向けさせる為の一層の努力が求められる。

(第14号様式)

交付対象事業収支決算書

収入合計 ¥161,688

支出合計 ¥161,688

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金	100,000	
団体負担金	61,688	
合計	161,688	

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
要員謝金	104,000	要員謝金 (@6,500×2名×8回)
印刷費	9,914	チラシ印刷代 (7,862+2,052)
通信費	21,854	受付用電話代、郵送料
会場費	25,920	相談室代
合計	161,688	



お金にまつわるご相談にお答え致します！

ファイナンシャルプランナー（FP）による

無料

個人相談開催！

- **相続税**が上がったって本当？どんな対策が必要？
- 子どもの**教育資金**はどうやって準備したらいいの？
- **住宅ローン**を借り換えるべきだろうか？
- **家計**の見直しはどのような点に注意したらよいだろう？
- 生命**保険**を見直すポイントが知りたい



平成27年9月26日～平成28年3月12日
相談時間 1組30分 （先着順・要予約）

相談会会場

- FPネットワーク神奈川（FPNK）相談ルーム
横浜市西区高島2-6-38 岩井ビル3階（横浜駅東口より徒歩5分）

詳細な日程と会場の地図は裏面をご参照ください。

申し込み方法

- お申し込み先 NPO法人FPネットワーク神奈川（FPNK）
- お電話の場合 080-2214-9346（平日10時～17時受付）
お申し込み時に、お名前とご連絡先をお知らせください
- FAXの場合 045-450-1303（裏面にご記入の上、切り取らずにFAXください）
- メールの場合 soudan@money.kanagawa.jp
（件名に「横浜市・無料相談」と入れてください）
- 予約開始日 平成27年9月11日（金）午前10時より

ご相談にあたってご留意いただきたいこと

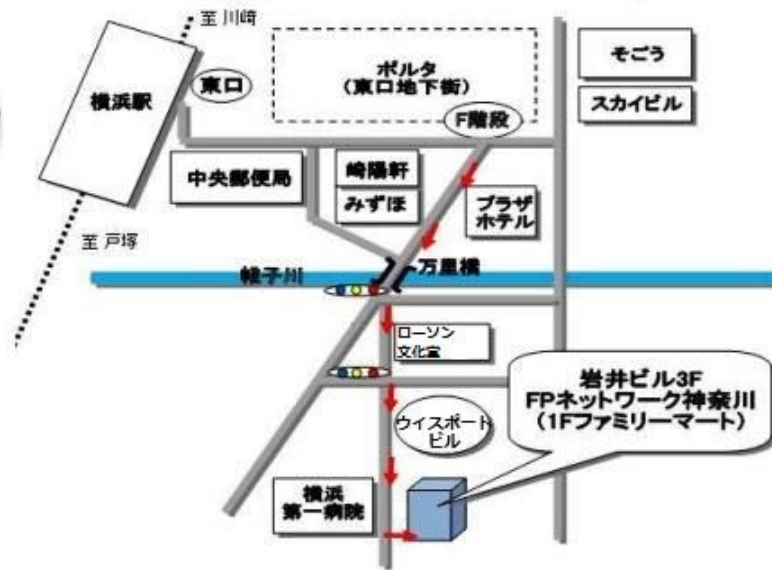
- **相談ご希望日の3日前午後5時までにご予約ください。**
- ご相談時間は1組1回30分です。
14:00～14:30 / 14:45～15:15 / 15:30～16:00 / 16:15～16:45 の4つの時間帯です。
- 時間が限られているため、問題解決まで至らないこともございます。
- 特定の保険商品や金融商品などのおすすめや、金銭のご融資はいたしかねます。
- 予約受付時など、電話でのご相談はお受けいたしかねます。

無料相談スケジュール (平成27年9月26日～28年3月12日)

平成 27 年 開催日	時 間	平成 28 年 開催日	時 間
9/ 26(土)	① 14:00 ~ 14:30	1/ 9(土)	① 14:00 ~ 14:30
10/ 10(土)	② 14:45 ~ 15:15	2/ 13(土)	② 14:45 ~ 15:15
11/ 14(土)	③ 15:30 ~ 16:00	3/ 12(土)	③ 15:30 ~ 16:00
12/ 12(土)	④ 16:15 ~ 16:45		④ 16:15 ~ 16:45

※開催日程が追加される場合もございます。当ホームページをご確認ください。

<http://2015.money.kanagawa.jp/>



FAX申し込み用紙

切り取らずにFAXしてください

●お名前: _____

●緊急時ご連絡先電話番号: _____
(日中連絡の取れる電話番号をご記入ください)

●ご希望日時 第1希望 ____月____日, 開始時間____:____~
第2希望 ____月 ____日, 開始時間____:____~

●ご相談内容に○をつけてください

保険・ライフプラン・相続・ローン・住宅・医療介護・資産運用
その他()

●相談内容

()

平成27年度消費者団体等協働促進事業 事業資料

個人相談会実績表 (平成27.9.26～平成28.3.12)

相談日	時間帯	相談者	住所	担当者	相談内容
9/26	14:00～14:30		南区	岡田/渡邊	資産運用・保険の見直し(個人年金・医療保険等)
	14:45～15:15		港北区	岡田/渡邊	家計の見直しとライフプラン
	15:30～16:00		港北区	岡田/渡邊	相続
	16:15～16:45		中区	岡田/渡邊	家計のやりくり
10/10	14:00～14:30		中区	須藤/三宅	住宅ローン(中古マンションの購入)
	14:45～15:15		緑区	須藤/三宅	家計とライフプラン(持ち家売却)
	15:30～16:00			須藤/三宅	欠席---ライフプラン・資産運用
	16:15～16:45		泉区	須藤/三宅	ライフプランと家計
11/14	14:00～14:30		栄区	伊藤/長谷川(泰)	老後のライフプラン(有料老人ホーム・相続税)
	14:45～15:15		西区	伊藤/長谷川(泰)	老後の必要資金(死亡保険金受領)・資産運用
	15:30～16:00			伊藤/長谷川(泰)	資産運用
	16:15～16:45		南区	伊藤/長谷川(泰)	資産運用(個人年金・変額個人年金・投信等)
12/12	11:00～11:30		青葉区	長谷川(義)/林	保険の見直し
	11:45～12:15		港北区	長谷川(義)/林	欠席---保険の活用(生命保険・学資保険等)
12/19	14:00～14:30		港北区	岡田/長谷川(泰)	満期保険金の運用
	14:45～15:15		港南区	岡田/長谷川(泰)	不動産と税
	15:30～16:00		緑区	岡田/長谷川(泰)	保険の見直し
	16:15～16:45		保土ヶ谷区	岡田/長谷川(泰)	保険の見直し
1/9	14:00～14:30			伊藤/山宮	ライフプラン・資産運用
	14:45～15:15		旭区	渡邊/長谷川(泰)	相続
	15:30～16:00		泉区	渡邊/福島	欠席(入院)---ライフプラン・資産運用
	16:15～16:45		旭区	渡邊/福島	ライフプラン・保険
2/13	14:00～14:30		鶴見区	高田/高木	家の建替え費用と老後資金の兼ね合い
	14:45～15:15		西区	高田/高木	ライフプラン・家計
	15:30～16:00		港北区	高田/高木	マンション購入と保険
	16:15～16:45			高田/高木	ライフプラン・資産運用+保険
3/12	14:00～14:30		戸塚区	伊藤/林	生命保険の見直し
	14:45～15:15			伊藤/林	医療保険の見直し
	15:30～16:00			伊藤/林	資産運用
	16:15～16:45			伊藤/林	健康保険・土地の活用と税金

<補足>

当初は7ヶ月間で、月1回4組の相談会を計画した。

12/12は当初4組の相談を予定していたが、相談者の希望を勘案し、2組を用意。翌第3週の12/19に4組の追加設定を行った。

結果7回x4組、合計28の相談枠が、2組追加の30組となった。

実績は残念ながら100%ではなく、直前の病気や当日キャンセル等により、代替者を手当て出来ず、90%(27/30)の実施率となった。

神奈川県ファイナンシャル プランナーズ協同組合

(第12号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金実績報告書

平成27年11月20日

横浜市長

団体名 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

所在地 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第一安田ビル7F

代表者名 池 俊夫



平成27年6月29日経消第259号で交付決定を受けた消費者団体等協働促進事業補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名	知らないと危ない！FPに聞く家計知識のいろは
2 補助金交付額	¥ <u>300,000</u>
3 補助金執行額	¥ <u>293,417</u>
4 残額(余剰金)	¥ <u>6,583</u>

※ この書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

交付対象事業報告書

1 団体名	神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合
2 事業報告	<p>1. 企画</p> <p>横浜市へ応募するにあたり、市からの提案要請である 「消費者トラブル、消費者被害の未然防止等」を踏まえた 講座内容と人選を行い、4日16回講座を鶴見公会堂、青葉山内 地区センター、神奈川公会堂及び戸塚地区センターの4か所で開 催する内容で提案書を作成した。</p> <p>当組合の目的は、あんしんで豊かなくらしをめざす 生活面での諸々のトラブル防止のための情報提供をすることで ある。</p> <p>2. 広報</p> <p>(1) 横浜市から各区役所(18か所)へ1か所あたり30枚 のチラシ配布を依頼した。</p> <p>(2) 地区センター(72か所)へ1か所あたり30枚のチラシ の配布を依頼した。</p>
	<p>(3) 横浜市内地域包括支援センターにチラシの配架を依頼し た。</p> <p>(4) 横浜市内の生活協同組合にチラシの配架を依頼した。</p> <p>(5) 当組合HPに掲載して受講者の募集を行った。</p> <p>(6) 当組合の過去開催セミナー客に対してメールで告知した</p>

	<p>(7) 担当講師が知人等を招待した。</p> <p>(8) 当組合の会員・賛助会員向けに講座案内をメールで告知した。</p> <p>3. 運営 講師の他に控え講師が待機し、パソコン及びプロジェクターの準備、資料、アンケートの配布および回収を行った。</p>
<p>3 事業評価</p>	<p>昨年は万国橋会議センター1か所で、8日16回のセミナーを開催したが、集客に苦勞した。今年はその反省を踏まえて、4日16回のセミナーを横浜市内4か所で行うこととした。1日で4種類のセミナーを開催することで、当初予約での混乱があったが徐々にアンケート結果のとおり、多岐にわたる内容の講座であり参加人数が増えて、顧客満足度が高まり、昨年を上回る成果があったと考えます。</p>

(第14号様式)

交付対象事業収支決算書

収入合計 ￥ 308,861

支出合計 ￥ 308,861

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金	293,417	(受領年月日 平成27年 8月 17日)
団体負担金	15,444	
合計	308,861	

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
講師謝礼	150,000	10,000円×15回 (脚注参照)
原稿料	80,000	5,000円×16回
会場使用料	18,640	セミナー会場4か所 (脚注参照)
交通費	18,594	明細は脚注参照
資料作成費	16,390	レジュメとアンケート作成費用 内訳は脚注参照
印刷費	11,380	チラシ作成費用 (領収書参照)
配送・雑費	13,857	地区センター、生活協同組合へチラシ送付 費用
合計	308,861	

横浜市在住・在勤の方むけ

「知らないと危ない！FPに聞く家計知識のいろは」講座

特定の金融機関等に属さない公正中立なファイナンシャルプランナーによるセミナーです

日時・会場：

平成27年10月10日(土)	鶴見公会堂	第1部 18時～19時30分	第2部 19時40分～21時10分
平成27年10月17日(土)	青葉山内地区センター	第1部 13時30分～15時	第2部 15時10分～16時40分
平成27年10月24日(土)	神奈川公会堂	第1部 13時30分～15時	第2部 15時10分～16時40分
平成27年10月31日(土)	戸塚地区センター	第1部 13時30分～15時	第2部 15時10分～16時40分

受講料： 無料

定員： 30名（申込多数の場合先着順）

受講無料

10/10 (土)	第1部	①	納得の住まいづくりのための法律を学ぶ 住宅の新築、増改築時に注意すべき法令上の制限についてやさしく解説します	長谷川 良行
		②	【騙しのテクニック】その実情について事前を知っておくことが最大の防御 高齢者中心に未だ増え続けている悪質商法の実情を解説。また金融商品を取り扱う際、陥りやすいトラブルやその防止法について分かり易く解説いたします	滝田知一
	第2部	③	これからの高齢者の生き方～40代から考えよう！シニアライフ 高齢者の現状と今後の予測から、早期のリタイアメントプランを計画し、楽しく・安心・安全な人生を送る秘訣を提案します	入野泰爾
		④	リスク商品への投資について欠かせないポイントを学ぶ リスク資産(株、投信、債券)投資で気を付けたいこと、そしてリスクを下げる方法とは？トラブルを起こさないために気を付けたいこと	岡野征治
10/17 (土)	第1部	⑤	生命保険の最新事情を学ぶ 国内及び外資系生保合わせて約40社のうち主な生命保険商品の最新情報を解説します	佐藤博信
		⑥	知って得する相続の基本～贈与・不動産の活用と相続対策を学ぶ～ 相続対策と節税の基本を学びましょう 贈与と賃貸不動産の有効活用方法も解説します	佐藤栄一
	第2部	⑦	減り始める年金と老後への備えを学ぶ 国の年金制度の今後の見通しを概観し、老後のために備えるべき資金とその準備手段について学びます	川上壮太
		⑧	株式投資で気を付けたい大切なことを学ぶ 株式投資の王道とは？トラブルが起きた場合、守ってくれる法律とは？そしてどこに相談すればいいか。パフェットの投資方法に学びます	岡野征治
10/24 (土)	第1部	⑨	住まいにかかる税金と特例を使った節税策 住宅の取得、保有、売却時にかかる税金を節税する方法をやさしく解説します	長谷川 良行
		⑩	相続がきっかけで“家族同士が争いごと”に発展しないようにする対策 “争族トラブル”を未然に防ぐための3つの準備を一緒に学びましょう	滝田知一
	第2部	⑪	資産の分散投資のメリットを学ぼう～将来のインフレに備えましょう！～ 金融資産・不動産は上手に分散投資することで有効に殖やせませす 将来のインフレに備える為にも分散投資を始めましょう	佐藤栄一
		⑫	住宅購入の3つの不安、住宅ローンの二大リスクは？ 一生に一度の高い買い物、リスク対策を考えましょう！品質や価格は？借りすぎて子の教育や老後に影響しないか？金利が上昇～返済額アップは？	仁科眞雄
10/31 (土)	第1部	⑬	自分でできる生命保険の見直し方を学ぶ 必要保障額とは何か？自分で生命保険の見直しができるようになります	北条文明
		⑭	401K法(確定拠出年金法)の大改革～「そのうち何とかなる」は昔の話 年金の給付減額で若い人も老後資金準備が欠かせない時代に！非課税で積立てる401K制度が主婦・公務員にも拡大、有効活用する方法を学びましょう！	仁科眞雄
	第2部	⑮	住宅ローンの見直し方を学ぶ 住宅ローンの借り換えとは何か、借り換えで毎月の固定費を削減できないか	水内隆弘
		⑯	金融商品トラブル事例と消費者保護制度を学ぶ 貯蓄から投資の時代、金融商品トラブルは多くなった。事例からトラブル対策を学ぶ	佐藤博信

横浜市在住・在勤の方むけ
「知らないと危ない！FPに聞く家計知識のいろは」講座

募集開始日：9月11日(金) 募集締切日：各開催日の1週間前

お申込みは以下の4つの方法いずれかで、

電話の場合 045-315-0121 (電話受付時間 9時～17時、土日祝日を除く)

ホームページから <http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセス

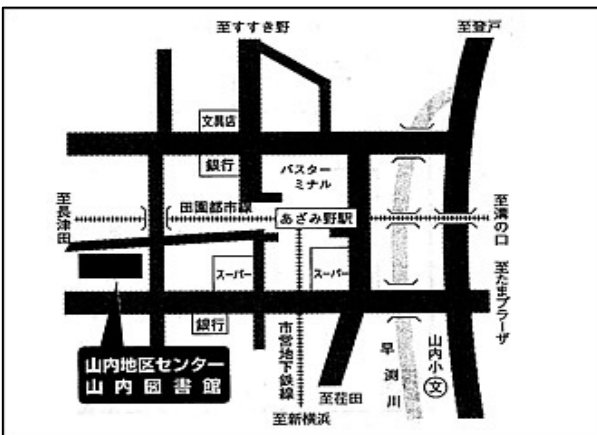
FAXの場合 以下の欄にご記入の上 045-315-0122 まで送信

Eメールの場合 info@fp-kanagawa.com 宛てに以下の項目を送信

FAX送信用紙 045-315-0122

ふりがな	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	参加を申し込むセミナーに○を付けてください
お名前	年齢 歳	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16
電話	FAX	E-mail
ご住所(〒 -)		

ご注意:上記の個人情報は、当組合開催のセミナー関連のみに使用し、他の目的で使用する、あるいは第三者に対して情報を提供することや開示することはありません。



お問い合わせは
神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階
TEL: 045-315-0121 FAX: 045-315-0122
URL: <http://www.fp-kanagawa.com>
E-Mail: info@fp-kanagawa.com

知らないと危ない！FPに聞く家計知識の いろは講座

金融商品のトラブル事例と 消費者保護制度

平成27年10月31日（土）

ファイナンシャルプランナー 佐藤 博信

KFP 安心して豊かな暮らしのアドバイザー
神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合
Kanagawa Financial Planners coop

第1部 金融商品のトラブル事例から学ぶ （国民生活センター相談事例から）

1. 一時払い終身保険
2. 変額個人年金保険
3. 投資信託
4. クーリング・オフが適用されなかった
5. 適合性原則が不十分

1. 一時払い終身保険

一時払い終身保険は2005年12月22日に銀行窓口での販売が解禁された、契約時に保険料を全額払い込むタイプの保険商品である。経過年数によって死亡保険金や解約返戻金が増加していくという、死亡保障とともに貯蓄性をも有する商品である。

このような特徴から、「預金より利回りの良い商品」などと勧められるケースが多い。

しかし、終身保険は元本割れを起こさない定期預金とは異なり元本保証の商品ではない。

中途解約を行った場合、経過年数によっては解約返戻金が一時的に保険料を下回ることもある商品でもある。

2014/11/29

銀行の定期預金と一時払い終身保険の比較

ここで銀行の定期預金と一時払いの終身保険を比較してみましょう。銀行の定期預金の平均的な金利は0.03%（税引き後金利0.024%）です。

定期預金に100万円預けたとすると、

1年後は1,000,239円 5年後は1,001,195円
10年後は1,002,393円

A社の一時払いの終身保険に100万円で加入した場合は、

1年後は980,000円 5年後は1,005,000円
10年後は1,050,000円

定期預金		A社一時払い終身保険	
経過年数	元利合計	経過年数	元利合計
1年後	1,000,239円	1年後	98万円
5年後	1,001,195円	5年後	100.5万円
10年後	1,002,393円	10年後	105万円

相続対策として有効活用できる

1. 納税資金準備

遺産のほとんどは不動産で現預金は少ないといった場合、突然多額の相続税を納付しなければならないケースがあります。通常相続財産は、遺産分割協議が終わるまで凍結されてしまいます。

2. 財産評価引き下げ（非課税枠活用）

死亡保険金の非課税の限度額は「**500万円**×法定相続人の数」

3. 遺産分割

死亡保険金は受取人固有の財産であるため、遺産分割協議の対象外となります。特定の相続人だけに財産を残したいという場合に活用できます。

2014/11/29

【事例】元本保証で利率が良い商品と説明されて契約したが、一時払い終身保険だった

10日程前、銀行の窓口に出向いたら、担当者より「誕生日プレゼントを渡したい」と言われ、2階へ案内された。そこで別の担当者から「3年経過すれば利息が出て、しかも元本保証」という商品を勧められた。

数年前に別の金融機関で勧められるまま投資信託の契約をし、損失を出した経験があり、預金以外は契約しないと窓口の担当者にも何度も伝えていたので、預金のつもりで契約した。

通帳を持っていないと言うと、通帳を取りに行くついでという理由で担当者が車で自宅まで送ってくれた自宅に保険証券が届き、初めて生命保険の契約だったとわかった。銀行で生命保険を勧誘するとは知らなかった。解約したい。

上記事例の問題点

- * 銀行窓口販売特有の問題点

- 預金と誤解するような勧誘

- 最初の勧誘時に保険であることを告げない

- クーリング・オフに関する説明不足

- * 一時払い終身保険の販売で見られる問題点

- 事実とは異なる「元本保証」という説明

- 解約返戻金が支払った保険料を下回るおそれがあること

- について十分な説明がない

- 消費者の意向に合致していない商品を勧誘

2014/11/29

2. 変額個人年金保険

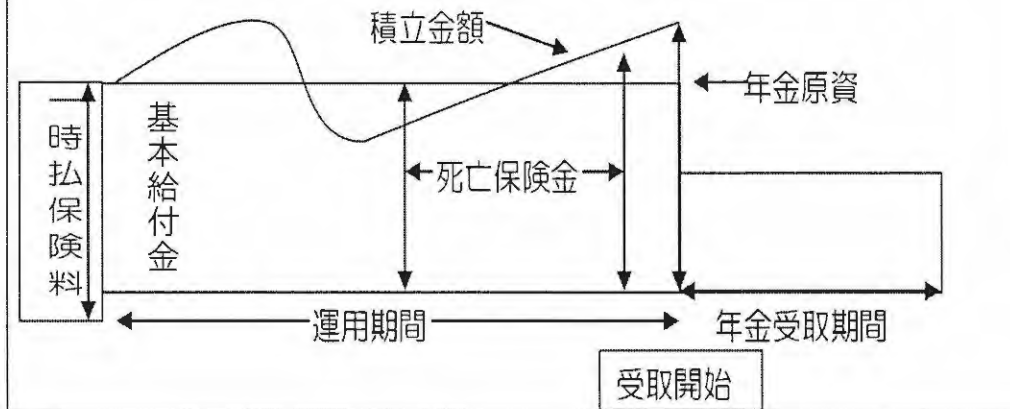
50万円以上の保険料を一時払いし、保険会社がこれを株式投資信託などで運用する投資型保険商品です。株価、債券などの運用実績に応じて年金受取額が変動するリスク商品の一種です。年金受取開始前に死亡した場合は、一般的に一時払い保険料が死亡保険金額として最低保証されます。

「年金受取総額が一時払い保険料以上になるように最低保証するタイプ」「中途解約や年金一括受取の場合は、一時払い保険料が最低保証されないタイプ」「運用実績によって積立金が増えた場合、死亡保険金額がステップアップしていくタイプ（ラチェット型）」など商品種類も多岐にわたります。

年金額をふやすことを目的にした保険商品ですが、リスクが高い保険商品といえます。

※ ラチェット死亡保障額は基本給付金（一時払保険料）の2倍を上限とする。

＜変額個人年金保険の仕組み＞



銀行で勧誘を受けた高齢者が、預金だと思って変額個人年金保険を契約してしまった事例

- * 高齢の父が、見慣れない書類とパンフレットを持っていた。父に尋ねたところ、銀行から定期預金の満期のお知らせが届いたので、手続きのため、病院帰りに一人で銀行に向いた際に、銀行の担当者から「10年後に10万円の利息が付く商品がある」と勧められ、その場で申し込んだとのことだった。
- * パンフレットの内容を確認すると、変額個人年金保険の契約であることが分かった。父には保険商品を契約した認識はなく、家族で話し合った結果、父は解約を希望した。
- * 銀行から受け取った書面には「契約申し込み日または一時払保険料充当金支払い日のいずれか遅い日から8日以内はクーリング・オフが可能」と書いてある。契約書面を確認した限りでは、既に契約から8日が経過していたが、とりあえず保険会社にクーリング・オフの通知を出した。
- * しかし、保険会社から認められないと言われた。どうしたらよいか。
- * (相談者:40歳代 女性 無職/契約当事者:70歳代 男性 無職)

国民生活センターから銀行等への対応

[1]銀行 銀行は「契約当事者は高齢でかつ投資経験もないと認識しているが、複数の担当者で面談をするなど社内規定を遵守（じゅんしゅ）している。本件の説明は45分以上行った。契約申込書の一部を代筆したこと、一部のチェックが漏れていること、家族の同意を確認していないことは認める」と回答した。

[2]保険会社 保険会社は、クーリング・オフ期間を1日経過しているが、契約締結過程に問題がなかったか銀行に確認したうえで対応を検討したい、と回答した。

当センターは、これらの確認内容を踏まえ、保険会社に対し「契約当事者は保険契約をしたという認識すらなく貯金と認識していることから、適切な説明があったのか、本当に社内ルールが遵守されていたのか、また、他の銀行業務で取得した娘の生年月日の情報は本来流用することが許されていないものではないのか、といった問題があると考えている」と伝え、銀行と保険会社とで話し合った結果を連絡するよう依頼した。

後日、保険会社より、契約締結過程の問題点に鑑み、手数料を含め全額を返金するとの回答があった。この回答を契約当事者と相談者に伝えたところ、了解された。その後返金されたことを確認し、相談を終了した

2014/11/29

上記トラブル事例の問題点

- * 一般社団法人全国銀行協会の「生命保険・損害保険 コンプライアンスに関するガイダンス・ノート」では、高齢の顧客に対しては、商品のリスクについて特に丁寧な説明が求められるとし、説明時に家族の同席を受けることや十分に検討する期間を設けることなどが例示されている。加えて、代筆・加筆についても、不当な行為の一例として禁止している。
- * 銀行の内部ルールにおいては、複数者の面談や家族の同意などを必要とするなど、高齢の顧客に配慮した規定が設けられていたが、形骸化していた。
- * 保険の勧誘を行う事業者は、適切なプロセスを経たうえで契約することを社内で徹底する必要があると思われる。

3. 投資信託

「貯蓄から投資へ」という流れの中、投資信託に関する相談が年々多く寄せられるようになってきています。勧誘方法に問題があるものやリスクの説明が不十分であったと思われる相談事例も見受けられます。

2007年9月30日に全面施行された「金融商品取引法」では、広告表示や販売勧誘の際のルールも強化されましたが、投資信託は仕組みが様々で複雑なものもあり、また、元本割れのリスクがある商品であることに変わりはありません。

投資信託トラブルの現状

国民生活センターでは2009年1月にいわゆる「ノックイン型投資信託」に関する注意喚起を行った。しかし、全国の消費生活センターに寄せられる投資信託に関する相談はそれ以降も増加傾向にあり、2011年度は1,700件を超えている。

相談内容としては、「契約・解約」や「販売方法」に関するものが多く、中でも元本保証がないことなどについての説明不足や解約に関する相談が目立っている。また、契約当事者は60歳以上の高齢者が多く、契約金額の平均が1,000万円を超えていることも投資信託に関する相談の特徴である。

他方、2012年2月には投資信託に関する監督指針の改正が金融庁により行われており、今後は消費者トラブルの増加傾向に歯止めがかかることも期待されるが、投資信託の市場規模（約93兆円）は非常に大きく、消費者トラブルの件数自体も非常に多いのが現状である。

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
相談件数	1,603	1,796	1,592	1,518	1,034	296(前年同期 367)

相談件数は2015年8月31日現在(2015年度から経由相談の件数を除いています)

事例1:元本保証だと思っていた投資信託トラブル

5年前、定期預金の口座を作ろうと銀行に出向いたところ、定期預金より利率が高く、しかも元本保証の金融商品があるとノックイン型の投資信託を紹介された。元本保証があるなら良いと思い900万円の契約をした。

それから数年後、株価が下落した際に担当者から連絡があったので、「元本保証ですよ」と確認したところ、「株価が一定の金額以下になると元本保証はなくなる」と言われた。そのような説明は契約時には聞いていないし、元本割れの可能性があるなら契約はしなかった。元本割れをしたので補償を求めたい。(80歳代 男性)

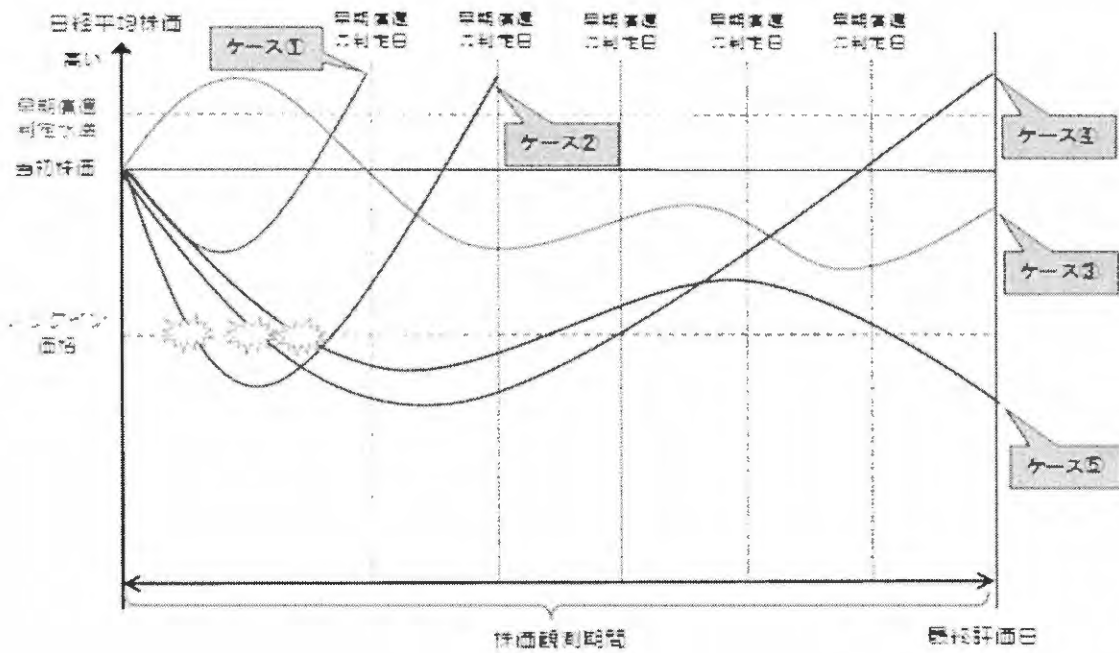
ノックイン投資信託とは？

株価指数など対象となる資産の価格（以下、「株価指数等」といいます）があらかじめ決められた水準と等しくなるかこれを超えることを「ノックイン」といい、「あらかじめ決められた水準」のことを「ノックイン価格」といいます。

「ノックイン投信」とは、上述の「ノックイン」にならなければ、比較的高い利回りが支払われるといった、特殊な条件が定められた債券（仕組債）を投資対象とする投資信託で、期間中に一度でも「ノックイン」になった場合には、株価指数等に連動して償還価額が変動することとなります。

また、多くのノックイン投信では、株価指数等が一定水準（早期償還判定水準）と等しくなるかまたはこれを超えた場合に投資信託が早期償還される「早期償還条項」がっています。

日経平均株価の値動きによって償還条件が決定される仕組みのロックイン投信について、想定される主な償還パターンをグラフに表したものです。



2014/11/29

リンク債（ロックイン債）のリスク

この債券は実はかなり「リスクの高い」債券です。もっとも「ロックイン」しなければ特別問題はないのですが、ロックインした場合は多くのケースで大きく元本割れを起こします。

よくあるパターンとしての日経平均リンク債（ロックイン債）をみてみましょう。通常満期時の条件は下記のようになっています。

(1) 一度もロックイン価格を下回らなかった場合
額面償還

(2) 一度でもロックイン価格を下回った場合
 $\text{額面金額} \times \text{参照価格} \div \text{基準価格}$ で償還される

(1) の説明は割愛します。

(2) についてですが、大きく「基準価格」「ロックイン価格」「参照価格」の三つが存在します。

基準価格：この仕組み債が設定されるときの日経平均株価

ロックイン価格：「基準価格」×「指定割合（たとえば60%）」

参照価格：満期償還時の日経平均株価

2014/11/29

例) 現在の日経平均株価が9000円、ロックイン価格5400円として、ロックインしてしまった場合の満期時の償還金額を計算します。投資額(額面)は100万円とします。

参照価格	償還価格
9000円以上	100万円
8000円	88万8900円
7000円	77万7800円
6000円	66万7千円
5000円	55万6千円
4000円	44万4400円
3000円	33万3300円

上のように参照価格(満期時の日経平均株価)が下がるほど、償還される価格も下がってきます。債券という名前はついていますが、株価の下落がモロに反映される債券というわけ

2014/11/29

けです。

一方、ロックインしたあと、その後株価が急回復して基準価格を超えた場合でも通常償還される金額は額面までとなっています。

そのかわり、通常の債券よりはかなり高い利息をもらうことができます。

ただ、高い利息についても少し曲者で多くの場合「早期償還条項」が付帯しています。これは一定の株価を超えると早期償還しますよというものです。

たとえば基準価格が9000円の場合9500円くらいに早期償還価格が決められておりこれをこえると期限前に償還されるので高い利息を受け取れないということもあります。

2014/11/29

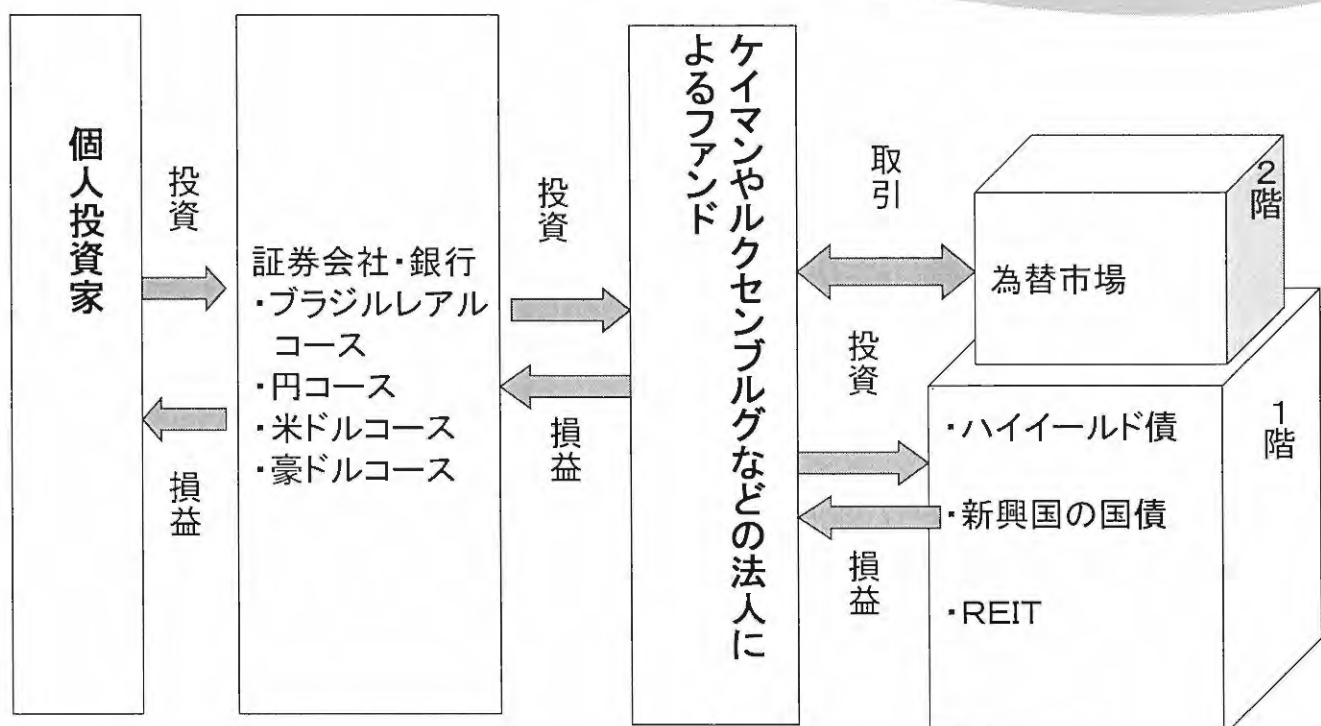
事例2: 分配金が倍になると言われて「通貨選択型」の投資信託を契約したがやめたい

以前から取引のある証券会社から、分配金はこれまで持っていた商品の倍になると言われて、通貨選択型で為替ヘッジのある投資信託を契約した（契約金額約400万円）。

目論見書などは契約後に渡され、後で読んでみるとリスクの高い商品であることが分かった。翌日解約したいと申し出たが、すでに契約書にサインしているので解約できないと言われた。支払いは以前取引していた投資信託の解約金を充当し、不足分は1週間以内に支払う約束をしていた。納得できないのでやめたい。

2014/11/29

通貨選択型投資信託のイメージ図



通貨選択型投信の基本的考え方

為替の先物予約レートの決まり方

仮定①:現在の為替レート $1\text{米ドル} = 120\text{円}$ → $1\text{ブラジルレアル} = 30\text{円}$ $1\text{米ドル} = 4.0\text{ブラジルレアル}$	仮定②1年物の市場金利 米ドル:0.2% ブラジルレアル:10%
---	--

現在	1年後
$1\text{米ドル} \times 1.002 = 1.002\text{米ドル}$	
現在の為替レート	1年後の先物予約レート
4.0	4.391
$4.00\text{ブラジルレアル} \times 1.10 = 4.40\text{ブラジルレアル}$	
$4.40 \div 1.002 = 4.391$	

ブラジルレアルを選択してハイ・イールド債に投資する場合

円	選択通貨	米ドル
1,000,000円を投資		$1\text{米ドル} = 120\text{円}$ 米国ハイ・イールド債 8.333米ドルを購入 $1\text{米ドル} = 4.391\text{レアル}$ で 為替先物予約取引 金利7%と仮定
1年後	39.151レアル	$1\text{米ドル} = 4.391\text{レアル}$ 8.916米ドル

国民生活センターからの助言

投資信託に関する相談が増加しています。中でも契約当事者が60歳以上の相談が全体の約8割を占めており、その割合も増えています。

契約前に「元本割れするとは説明されなかった」という相談や、説明があっても契約する消費者にとっては十分でなく、誤解からトラブルが起きているケースもあります。

投資信託は預貯金とは異なり元本が保証されるものではないことを認識し、契約する場合は慎重に判断することが大切です。

投資信託の中には、リスクや仕組みが複雑な商品もあります。十分に理解できない場合は契約は控えましょう。

心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

4. クーリング・オフが適用されなかった

- * 以前から取引のある保険会社の営業職員が来訪し、勧められて個人年金保険に加入の申し込みをした。事情により、3日後に申し込みを撤回したいと申し出たが、保険会社はクーリング・オフはできないという。保険料は保険会社の指定する口座にすでに振り込んでいる。また、保険会社は約款を渡したというが受け取っていない。
- * (70歳代 男性 無職)

上記事例解説

生命保険には、契約の申し込みをした後でも申し込みを撤回することができる「クーリング・オフ制度」が保険業法の中で明文化されています。

契約の申し込み日または「第1回保険料充当金領収証」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（8日以上のある会社もあります）であれば申し込みが撤回でき、支払った保険料は返還されます。

ただし、保険業法及び同法施行令により、次の場合には同制度が適用されないので注意が必要です。

- 保険期間が1年以下の場合
- 生命保険会社の営業所などの場所で申し込みをした場合
- 保険会社の指定する医師の診査が終了した場合
- 既契約の内容変更の場合など

以上のほか、本事例のように、預金または貯金の口座に対する払い込みによる方法で保険料を支払っている場合などは、同法施行規則により申し込みの撤回ができません。

5. 適合性原則が不十分

亡くなった夫と取引のあった証券会社の女性外務員2名から一時払い定額個人年金保険を執拗に勧められた。今日中にと言われて、すでに証券会社に預けてあった金額に公的年金からも捻出して約500万円を一括支払いすることにして契約を結んだ。

しかし前日にがんが見つかり、入院・手術等で自由に使えるお金も必要であり、そのことは外務員にも話したが、契約して9日目にやめたいと言ったら100万円以上も差し引くことになると言われた。納得できない。

(80歳代 女性 家事従事者)

上記事例の結末

国民生活センターから、相談者は80歳代と高齢であり、10年間保証付終身年金の契約は適合性原則に照らして問題であること、がんであることが分かり、手術代等が必要な事情があるにもかかわらず契約を急がせたこと、証券会社は引受会社の保険会社のことを説明しなかったことなど、契約時の問題点を再度申し入れた。

その後、保険会社から証券会社との話し合いをもったとの報告があった。その内容は、「証券会社の募集は適切で、消費者は納得して契約している。しかし、消費者のニーズの確認や商品のしくみや契約先に関する説明には不安が残ると言っている。今後、証券会社と消費者が話し合い、消費者の希望にできる限り近いかたちで対応したい」とのことであった。

その後保険会社は勧誘に問題があったと考え、契約を取り消して全額を返金した。

まとめ トラブル事例から学ぶこと

● 適合性の原則が守られているか！

投資者保護の観点から、金融商品取引業者に対して、顧客の知識・経験・資産状況・目的に適合した金融商品を勧誘・販売することを義務づける規定。日本では金融商品取引法に規定されている。

- 元本保証ではないこと等リスクについての説明が十分ではない
- 商品自体が複雑で、そもそもリスクの内容等を認識できない
- 判断能力が不十分な消費者による契約
- 断っているのにしつこく勧誘される

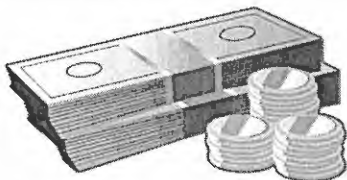
第2部 消費者保護制度

1. 金融商品販売法
2. 消費者契約法
3. 金融商品取引法
4. 預金保険機構
5. 生命保険契約者保護機構
6. 損害保険契約者保護機構
7. 投資者保護基金
8. 国民生活センター
9. 金融取引に関する相談窓口

1. 金融商品販売法

2001年4月施行

金融商品サービス
利用者保護を目的
個人・事業者



元本割れの説明と証券・
生保のセーフティネット
の説明が必要



金融商品販売業者は
重要事項の説明義務
がある

適合性の原則の徹底
売ってはいけない人
には売らない

断定的判断の提供
禁止

金融商品とペイオフ
の説明が必要

勧誘方針の公表



不招請勧誘の禁止
頼みもしないのに勧奨
することの禁止

金融商品販売法第1条

「金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項等及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めることにより、顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」

一般消費者が金融商品を購入際する際に、売主に説明義務や担保責任を課した法律である。これは、消費者保護法や宅建法と同じで、一般消費者を保護し、悪質な業者から被害を蒙ることを防ぐことが目的である。

2. 消費者契約法

2001年4月施行

不利な立場の消費者の利益を擁護し、保護する目的



①不実告知 ②断定的判断 ③不利益事実の不告知

次のような場合、契約を取り消せる



次のような場合は契約を無効にすることができる



事業者の損害賠償責任を免除・制限する条項



不当に高額な解約手数料



不当に高額な遅延損害金

④不退去



信義誠実の原則に反し利益を害する条項

3. 金融商品取引法

概要

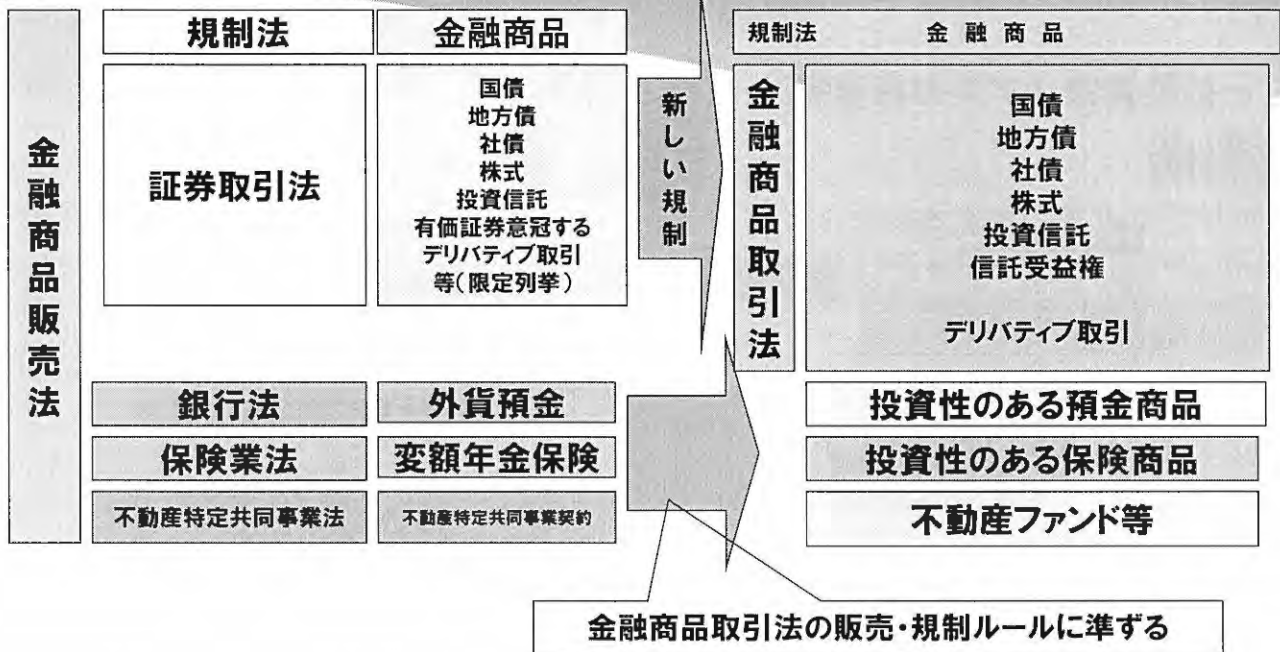
2007年9月30日から施行された法律で、従前の「証券取引法」を改正し、整備・拡充した主な内容は次のとおり

- ①投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制
- ②開示制度を拡充
- ③取引所の自主規制機能の強化
- ④不公正取引等への厳正な対応

金融商品取引法の目的は、もっぱら、公平かつ効率的な市場形成を作るための法律であって、直接的には、公平かつ効率的な株式市場を保護する法律である。だから、インサイダーや相場操縦などを規制し、情報公開を推し進める法律となっている。もちろんそれによって、一般投資家も利益を享受するわけではあるけれども、間接的な目的にすぎない。

従来の規制と対象商品例

新しい規制と対象商品例



金融商品取引業者（全て登録制）

第一種金融
商品取引業

第二種金融
商品取引業

投資運用業

投資助言・代理業



有価証券売買
・デリバティブ



集団投資
スキーム



投資信託委託業
投資一任業



投資顧問業

金融商品取引法では、一般の
預金、保険は対象外

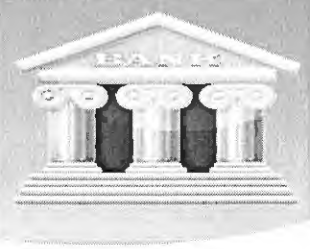


商品取引所の規制対象
の商品先物取引（国内）
は金融商品取引法のル
ールが課せられるが、金
融商品販売法では対象外



投資家

特定投資家 適格機関投資家、 国、 日本銀行
(プロの投資家)



一般投資家 (アマの投資家)



取引所

証券取引所

金融先物取引所



金融商品取引所



従来と同じ名称が使える

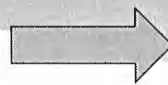
金融商品取引にクーリングオフ制度を採用した

4. 預金保険機構

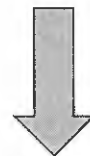
銀行が破綻 資金援助と信用維持



預金等の払い戻し停止



元本1000万円とその利息を保険金として支払う



決済用預金は全額
定期預金は1000万円とその利息



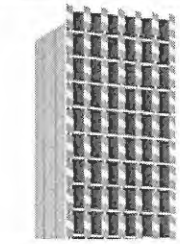
5. 生命保険契約者保護機構

生命保険会社が破綻

救済保険会社

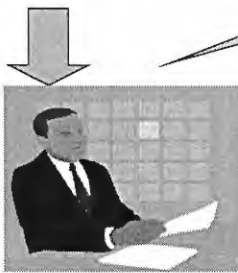
契約移転

保険契約の継続

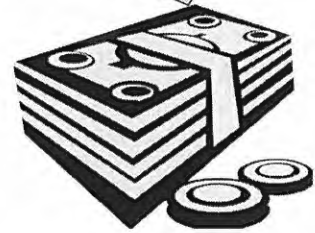


救済保険会社が現れなかった場合は子会社で継承

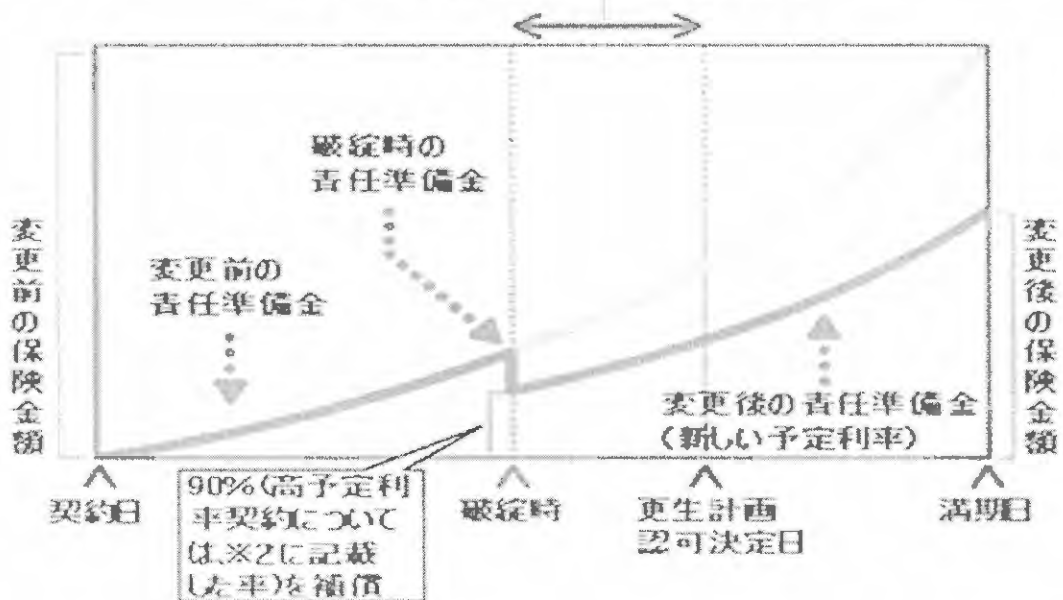
資金援助



責任準備金の削減
予定利率の引き下げ
等の条件変更



予定利率引き下げの場合の保険金削減イメージ図(更生手続・養老保険の場合)
更生計画認可決定日までに発生した保険事故には、
補償対象保険金(x)が支払われます



6. 損害保険契約者保護機構

損害保険会社が破綻

救済保険会社

契約移転

保険契約の継続

救済保険会社が現れなかった
場合は機構自身が引き受けるか
子会社で継承

再承継
再移転

資金援助

7. 投資者保護基金

1998年に設立

国内の証券会社は
必ず加入

補償額は
1投資家あたり
1000万円

証券会社の倒産による投資者を保護の目的で設立
注意！株や債券などは元本価額が変動する商品なので、
預貯金のように元本が保護されていない。
投資による損失も保護されない。

投資信託は、受託会社(信託銀行)によってファンド毎に信託財産が分別管理されており、委託会社、販売会社、受託会社の信用リスクの影響を受けない制度となっています。

更に証券会社は、顧客から預かった有価証券や金銭を自社の財産とは分けて、顧客資産として分別管理することが金融商品取引法等によって義務づけられています。顧客は、証券会社が破綻した場合、預けていた有価証券の返還を求めることができます。

この返還が円滑に進まないときに補償をするのが**投資者保護基金**です。また、顧客に返還されるべき資産の保全をはかる必要があると認めるときは、その必要の限度において、顧客のために裁判上又は裁判外の行為を行なうことがあります。

2014/11/29

8. 国民生活センター

* 独立行政法人 国民生活センター

0120-737-871

携帯電話スマートフォンからも相談無料

24時間、365日相談受付

かながわ中央消費生活センター

045-311-0999(県民センター6階)

各市に消費生活総合センターがある。

9. 金融取引に関する相談窓口

全般	金融庁金融サービス利用者相談室	0570-016811
銀行取引	銀行協会銀行とりひき相談所	0570-017109
郵便貯金取引	ゆうちょコールセンター	0120-108420
信託取引	信託相談所	0120-817335
証券取引	証券あっせん・相談センター（東京）	0120-64-5005
投資信託取引	証券あっせん・相談センター（東京）	03-5614-8440
生命保険取引	生命保険協会保険相談所（東京）	03-3286-2648
損害保険取引	生命保険協会保険相談所（東京）	0120-107-808

平成27年度横浜市消費者団体等協働促進事業アンケート集計

10月10日

① 納得の住まいづくりのための法律を学ぶ

大いに満足2

満足2

- ・大きな買い物なので、興味深く役だたせたいと思いました
- ・物件チラシを見るポイント、登記、法令上の制限が興味深かった
- ・もう少し時間があれば、詳しく聞きたいが、ポイントがあることが分かった。
- ・不動産の知識を具体的に知れた

② 「騙しのテクニック」その実情について事前に知っておくことが最大の防御 参加者0

③ これからの高齢者の生き方～40代から考えよう！シニアライフ

大いに満足2

- ・高齢期を迎えた地震にとってとても良いセミナーであった。
難しい内容もあったが、FPとして今後の勉強材料になった。
- ・前半の高齢者の現状や推移よりも後半のライフプランが非常によかった。

④ リスク商品への投資について欠かせないポイントを学ぶ

大いに満足2

10月17日

⑤ 生命保険の最新事情を学ぶ

満足3

普通4

- ・生命保険の様々な商品があることがよくわかりました
- ・もっと具体的な保険商品の具体的事例を聞きたかった

⑥ 知って得する相続の基本～贈与・不動産の活用と相続対策を学ぶ～

大いに満足2名

満足1名

コメント

- ・不動産を活用した相続対策の基本がわかって良かった。
- ・税制改正で、相続税増税となるので、今後対策を検討して行きたい。
- ・贈与を行う事の効果がわかって良かった。

⑦ 減り始める年金と老後への備えを学ぶ

大いに満足1

満足 2

普通 2

- ・年金制度の仕組みがよくわかりました
- ・本日の話を参考にして、老後祖金作りに役立てたい

⑧ 株式投資で気を付けたい大切なことを学ぶ

大いに満足 5

満足 3

普通 1

- ・長期運用の15か条がためになりました
- ・これを機会に株式投資を始めたい
- ・郵政3事業上場の話が参考になった

10月24日

⑨ 住まいにかかる税金と特例を使った節税策

大いに満足 2

満足 1

売却するときの税金をもっと聞きたい

⑩ 相続がきっかけで家族同士が争いことに発展しないようにする対策

大いに満足 1

満足 4

普通 1

- ・エンディングノートに興味あり
- ・制度の紹介が理解しやすかった
- ・不動産を活用した相続について知りたい
- ・わかったようでわからない事が増えた気がします
- ・相続開始後の主な手続きや遺言書の書き方がとてもよく理解できました。
- ・具体的なことは、難しい面倒だと思っていたが、いろいろ考慮すべき内容を知識として知ることができました

⑪ 資産の分散投資のメリットを学ぼう～将来のインフレに備えましょう～

大いに満足 4

満足 1

普通 3

興味深かったこと

- ・分散投資
- ・ポートフォリオ
- ・これから投資、資産運用を考えている初心者ですが、具体的でとてもわかりやすく参考になりました

- ・リスクが怖くなかなか分散投資する意欲がなかったが、収入があるうちに少しずつ積み立て老後に備えることがわかり、大変勉強になりました。

⑫住宅購入の3つの不安、住宅ローンの二大リスクは？

大いに満足 1

満足 1

- ・変動金利にするか固定金利にするか悩んでいたのも、とても参考になった
- ・ローンから金融機関がいかに儲けるか、その仕組みがわかりました

10月31日

⑬自分でできる保険の見直し

大いに満足 3

満足 2

●興味深かった点

保険種類の説明

遺族の収入、保障

必要保障額の計算の流れ

基本的な内容を細かく確認できてよかったです

⑭401K法の大改革～「そのうち何とかなる」は昔の話

大いに満足 4

満足 6

普通 1

- ・初めて聞く用語内容が多く、参考になった
- ・401k法の大改革
- ・同じ内容でよいので、何回も開いてほしいです。
- ・運用スタイル診断に興味あり
- ・ドルコスト平均法の有利性が詳しく説明された点が良かった

⑮住宅ローンの見直し方を学ぶ

大いに満足 1

満足 1

普通 1

- ・借り換えの試算をしてみようと思った
- ・借り換えの効果に興味がある
- ・デフレ局面では繰り上げ返済が良いと思っていたが、借り換えも効果があると分かった

⑯金融商品トラブル事例と消費者保護制度を学ぶ

満足 2

普通 3

- 変動型年金と通貨選択型投信に興味を持った
- どうしてこのような複雑な商品があるのか不思議に思った
複雑なものでも魅力的なものがあるか知りたい
- 投資信託の具体的な内容に興味あり

特定非営利活動法人
横浜市まちづくりセンター

(第12号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金実績報告書

平成28年 3月14日

横浜市長

団体名 特定非営利活動法人
横浜市まちづくりセンター
所在地 〒231-0033
横浜市中区長者町5-49-1
代表者名 月出 正弘



平成27年6月29日経消第259号で交付決定を受けた消費者団体等協働促進事業補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名	横浜市民の住まい暮らしに役立つ講座
2 補助金交付額	¥ <u>300,000</u>
3 補助金執行額	¥ <u>300,000</u>
4 残額(余剰金)	¥ <u>0</u>

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

交付対象事業報告書

1 団体名	特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター
2 事業報告	<p>横浜市内15区の公会堂等15か所において、平成27年9月～平成28年2月の土曜日、午後2時～4時に「横浜市民の住まい暮らしに役立つ講座」を開催した。</p> <p>講義テーマを5分類し、5種類の講座を各3回実施した。講義テーマにより、当団体専門部会の設計監理部会、構造耐震技術部会、施工部会に所属している建築士から講師を選定し、各部会が分担して講座を運営した。</p> <p>住まいの専門家である建築士が、消費者がリフォーム工事等に係るトラブルや被害に逢わないために、住まいやその工事に関する基礎知識をわかりやすく講義し、質疑応答や具体的、個別的な相談に応じた。</p>
3 事業評価	<p>今年度は、チラシの配布先を増やし、地域新聞にも記事を掲載し、広報活動に力を入れたので、参加人数も増え、具体的な相談事例も多かった。住まいに関する基礎知識を習得することで消費者被害未然防止対策にも通じ、参加者からも大変満足を得た。1区1テーマであったため、他の講座にも参加したい方のためにも、来年度は近隣区で異なるテーマの講座を開催する企画としたい。</p>

(第14号様式)

交付対象事業収支決算書

収入合計 ￥ 518,812

支出合計 ￥ 518,812

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金	300,000	受領年月日 平成27年8月10日
団体負担金	218,812	
合計	518,812	

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
講師、スタッフ謝金	105,000	5,000円×15人、2,000円×15人
チラシ版下制作費	27,000	チラシA4版下デザイン5,400円×5種
印刷費	192,240	チラシA4両面54円×200枚×10回 チラシA4両面54円×300枚×5回 報告書1,620円×2冊
広告掲載費	162,000	タウンニュース10,800円×15回
会場借上代	28,420	借室料(15か所)27,020円 備品(電気)使用料1,400円
チラシ郵送費	3,258	生協3団体へ2回(第2期、第3期分)
消耗品	894	アンケート等用紙代(A4×1500枚)
合計	518,812	

原稿内容確認書

広告内容をご確認いただき、ご返送くださいますようお願い致します。番号間違いにご注意ください。

株式会社タウンニュース社
南区編集室

横浜市まちづくりセンター 御中

Tel 045-227-5050 Fax 045-227-5051

掲載日	掲載版	面	サイズ
2015/09/03	青葉区版	中面	10.2cm×2段

無料講座

リフォーム工事を解説

建築士NPOが9月19日

リフォームの工事費用や見積書、契約書の見方などについて建築士が解説する「横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座」が9月19日(午後2時から青葉公会堂)で開かれる。市内の建築士で組織されるNPO法人横浜まちづくりセンターが行う市経済局協働事業。

トラブルを回避

最近増えているリフォーム工事のトラブルに巻き込まれないために、部位別の工事費用、適切な補修・修繕、改修について、同センター事務局 ☎045・315・4089。

参加無料。定員36人。講座終了後、無料で建築士による個別相談会も行われる。申し込みは同センター事務局 ☎045・315・4089。

Web 掲載項目▶

店名・電話番号・営業時間等は必ずご確認ください。該当欄にチェックを入れ、ご署名の上期日までにご返送ください

- 訂正なし。印刷作業を進めて下さい
- 訂正有り。タウンニュース社で修正して印刷作業を進めて下さい
- 訂正有り。確認のため修正した原稿をもう一度送信して下さい

お客様
サイン

平成 年 月 日

◎限られた日程の中で編集作業を進めておりますので、校正は原則的に2回までとさせていただきます。3回目以降の校正は有料になる場合がございます。◎締切り日時までに掲載内容が確定しない場合、指定された発行日の紙面に掲載できませんので、指定期日までに必ずご返送くださいますようお願い申し上げます。◎印刷作業に入りますと内容の変更や訂正ができませんので、入念なチェックをお願い致します。

弊社確認欄	出稿元	校了	貴了点	A000482652-0
	編集担当者	新規作成		2015/08/25 12:19
	製作担当者			

原稿内容確認書

広告内容をご確認いただき、ご返送くださいますようお願い致します。番号間違いにご注意ください。

株式会社タウンニュース社
南区編集室

横浜市まちづくりセンター（泉区） 御中

Tel 045-227-5050 Fax 045-227-5051

掲載日	掲載版	面	サイズ
2015/09/17	泉区版	中面	10.2cm×2段

無料講座
住まいの防災対策解説
建築士NPOが9月26日

家具転倒防止器具の種類 同センターは市から事業委
や取付方法など、家の防災 託を受けて転倒防止器具の
対策について建築士が解説 取付作業を行っており、実
際の現場の例を示しながら
する「横浜市民の住まい、 分かりやすく解説する。ほ
暮らしに役立つ講座」が9 月26日(土)午後2時から泉公
会堂で開かれる。建築士で する補助金情報も紹介され
組織されるNPO法人横浜 を知り、住まいの防災対策
市まちづくりセンターが行 を始めましょう」と参加を
う市経済局協働事業。 呼びかける。

「転倒防止器具など」
参加無料。定員40人。講
座終了後、無料で建築士に
家具転倒防止器具、火災 による個別相談会も行われ
警報器の種類や金額 取付 る。申し込みは同センター
方法などについて、同セン 事務局 ☎045・315・
ター理事長で二級建築士の 40099。

Web 掲載項目▶

店名・電話番号・営業時間等は必ずご確認ください。該当欄にチェックを入れ、ご署名の上期日までに返送ください

- 訂正ナシ。印刷作業を進めて下さい
- 訂正有り。タウンニュース社で修正して印刷作業を進めて下さい
- 訂正有り。確認のため修正した原稿をもう一度送信して下さい

お客様
サイン

平成 年 月 日

◎限られた日程の中で編集作業を進めておりますので、校正は原則的に2回までとさせていただきます。3回目以降の校正は有料になる場合がございます。◎締切り日時までに掲載内容が確定しない場合、指定された発行日の紙面に掲載できませんので、指定期日までに必ずご返送くださいますようお願い申し上げます。◎印刷作業に入りますと内容の変更や訂正ができませんので、入念なチェックをお願い致します。

弊社確認欄	出稿元	枚数	責了点	A000485320-0
	編集担当者	一時保存		2015/09/03 21:30
	製作担当者			

第1回

横浜市経済局協働事業
平成27年度 消費者団体等協働促進事業

無料

横浜市民の住まい・暮らしに 役立つ講座

- 【テーマ】
- リフォーム
 - 見積・契約
 - 悪徳業者対策

お得な補助金情報

リフォーム工事でのトラブルに巻き込まれないために…

リフォーム部位別の工事費用、適切な補修、修繕、改修について
わかりやすく解説します。

見積書・契約書の見方、確認事項についても説明します。

正しい情報を知り、安心できる業者でリフォーム工事を！



日時 平成27年**9月19日(土)** 14:00～16:00

場所 **青葉公会堂(会議室2号)**

講師 菊池 邦子 (一級建築士・NPO法人横浜市まちづくりセンター会員)

申込方法 下記いずれかの方法でお申込み下さい。

【申込先】NPO法人 **横浜市まちづくりセンター事務局**

- 電話申込：TEL **045-315-4089**
- FAX申込：申込用紙に記入の上 FAX **045-315-4099**
- メール申込：info@machisen.org

参加無料

ご家族・ご友人などお誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

講座終了後、同会場にて無料個別相談会も実施します

※裏面に講座一覧表があります。他の講座申込みも受付けておりますので、同様にお申込み下さい。

■参加申込書 (FAX) 『横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座』

お名前			
ご連絡先	TEL ()	—	
参加希望日	平成 年 月 日 (第 回)	参加人数	名

★切り取らずに **FAX 045-315-4099** へ送信してください★

平成27年度横浜市消費者団体等協働促進事業
消費者教育啓発講座

特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター

『横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座』（平成27年度 第1期）

第1回 青葉区	平成27年9月19日(土)	14:00～ 16:00	青葉公会堂 会議室2号 青葉区市が尾町31-4 2階	定員 36名	東急田園都市線 市が尾駅
	リフォーム 見積・契約 悪徳業者対策	リフォーム部位別の工事費用、適切な補修、修繕、改修についての解説。 見積書・契約書の見方、確認事項についての解説。			
第2回 泉区	平成27年9月26日(土)	14:00～ 16:00	泉公会堂 第2会議室 泉区和泉町4636-2	定員 40名	相鉄いずみ野線 いずみ中央駅
	防災対策 家具転倒防止器具 火災警報器	家具転倒防止器具の種類・金額・取付方法・取付代金、 火災警報器の種類・金額・取付方法についての解説。			
第3回 神奈川 区	平成27年10月3日(土)	14:00～ 16:00	神奈川公会堂 2号会議室 神奈川区富家町1-3	定員 30名	JR線 東神奈川駅
	バリアフリー ユニバーサルデザイン 住環境整備	住まいのバリアフリー・ユニバーサルデザインの必要性、適切な 住環境整備方法、工事代金についての解説。			
第4回 港南区	平成27年10月17日(土)	14:00～ 16:00	港南公会堂 2号会議室 港南区港南中央通10-1	定員 39名	市営地下鉄 ブルーライン 港南中央駅
	耐震 基準・性能 診断・補強	昭和56年以降平成12年築等の木造建築物の耐震性、地震災害時に 通行を確保すべき道路沿道沿い建築物の耐震化についての解説。			
第5回 磯子区	平成27年10月24日(土)	14:00～ 16:00	磯子公会堂 第1集会室 磯子区磯子3-5-1	定員 39名	JR線 磯子駅
	屋根・外壁 太陽光発電 省エネ・断熱	屋根・外壁工事の材料種類、工法、耐用年数、工事代金についての解説。 太陽光発電のメリット・デメリット、省エネ対策、断熱工法の解説。			
参加費		無 料			
個別相談		セミナー終了後、希望者に建築士による【個別相談会】を行います。			
講師		NPO法人横浜市まちづくりセンター 専門部会所属建築士			
申込方法		開催日、場所、氏名、電話番号を明記の上、 下記申込先へTELまたはFAX、メールでお申込み下さい。 (定員に達していない場合は、当日受付も可能)			
申込先		NPO法人横浜市まちづくりセンター 事務局 TEL : 315-4089 FAX : 315-4099 E-mail : info@machisen.org			




F A X 申 込 書

参加希望日	開催場所	氏名	参加人数	連絡先(電話)
平成 年 月 日	区		名	


「横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座」 講座開催概要

	開催日時	開催場所	テーマ	参加者数 (市民)	講師	スタッフ
第1回	平成27年9月19日(土) 14:00~16:00	青葉公会堂 会議室2号	リフォーム 見積・契約 悪徳業者対策	14名	菊池 邦子	片山 啓介
第2回	平成27年9月26日(土) 14:00~16:00	泉公会堂 第2会議室	防災対策 家具転倒防止器具 火災警報器	4名	月出 正弘	竹内 俊雄
第3回	平成27年10月3日(土) 14:00~16:00	神奈川公会堂 2号会議室	バリアフリー ユニバーサルデザイン 住環境整備	5名	渡邊 靖	片山 啓介
第4回	平成27年10月17日(土) 14:00~16:00	港南公会堂 2号会議室	耐震 基準・性能 診断・補強	6名	小倉 宏志	佐藤 恵
第5回	平成27年10月24日(土) 14:00~16:00	磯子公会堂 第1集会室	屋根・外壁 太陽光発電 省エネ・断熱	12名	竹内 俊雄	片山 啓介
第6回	平成27年11月7日(土) 14:00~16:00	南公会堂 2号・3号会議室	リフォーム 見積・契約 悪徳業者対策	13名	菊池 邦子	片山 啓介
第7回	平成27年11月14日(土) 14:00~16:00	鶴見公会堂 3号会議室	防災対策 家具転倒防止器具 火災警報器	4名	月出 正弘	王子 和臣
第8回	平成27年11月28日(土) 14:00~16:00	栄区民文化センター 会議室A・B	バリアフリー ユニバーサルデザイン 住環境整備	3名	渡邊 靖	佐藤 恵
第9回	平成27年12月5日(土) 14:00~16:00	開港記念会館 7号室	耐震 基準・性能 診断・補強	4名	小倉 宏志	佐藤 恵
第10回	平成27年12月12日(土) 14:00~16:00	都筑公会堂 第2会議室	屋根・外壁 太陽光発電 省エネ・断熱	7名	竹内 俊雄	雨宮 容子
第11回	平成27年12月19日(土) 14:00~16:00	保土ヶ谷公会堂 二号会議室	リフォーム 見積・契約 悪徳業者対策	5名	菊池 邦子	渡邊 靖
第12回	平成28年1月16日(土) 14:00~16:00	旭区民文化セン ター「サンハート」 ミーティングルーム	防災対策 家具転倒防止器具 火災警報器	1名	月出 正弘	渡邊 靖
第13回	平成28年1月23日(土) 14:00~16:00	戸塚公会堂 2号会議室	バリアフリー ユニバーサルデザイン 住環境整備	4名	渡邊 靖	菊池 邦子
第14回	平成28年1月30日(土) 14:00~16:00	港北公会堂 2号会議室	耐震 基準・性能 診断・補強	4名	小倉 宏志	佐藤 恵
第15回	平成28年2月13日(土) 14:00~16:00	西公会堂 2号会議室	屋根・外壁 太陽光発電 省エネ・断熱	4名	竹内 俊雄	片山 啓介

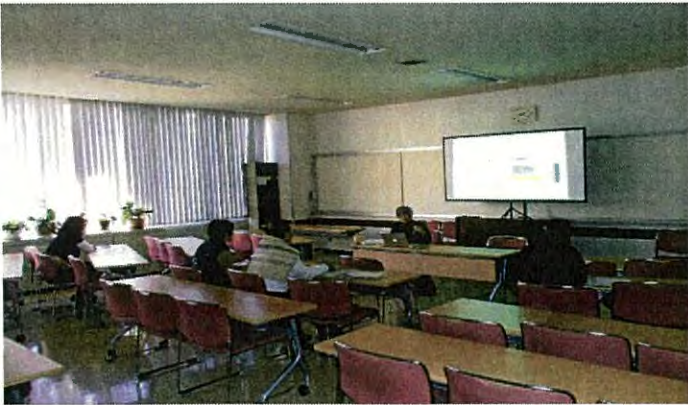
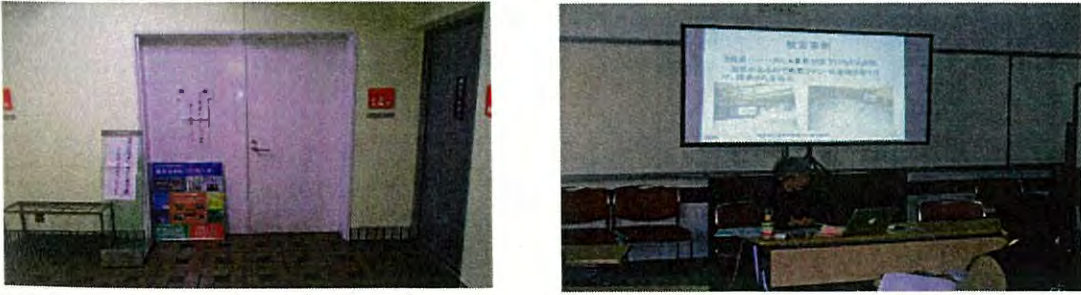
消費者教育啓発講座実施報告書

1. 開催回	第5回		
2. 開催日時	平成27年10月24日(土) 14:00~16:00		
3. テーマ	屋根・外壁、太陽光発電、省エネ・断熱		
4. 講師	竹内 俊雄	5. スタッフ	片山
6. 開催会場	磯子公会堂第1集会室	7. 参加人数	12名
8. 質疑、応答の内容			
<p>質疑1) 屋根の吹き替え、塗り替え時期は? 回答→雨漏りを確認してからでも良いです。</p> <p>質疑2) 内窓はどのように設置するのか? 回答→既存サッシュから少し離して既存をなるべくいじらずに設置します。</p> <p>質疑3) 陸屋根だが10年程度たってカビのようなものが生えてきたが? 回答→苔などではないかと思えます。清掃程度で大丈夫と思えます。</p> <p>質疑4) RCの屋上防水アスファルトの耐用年数は? 回答→通常は保証期間は10年。諸条件により耐用年数は変わる。</p> <p>質疑5) 外壁の窓の部分にクラックが発生しているが住みながらの補修は可能か? 回答→可能です。見積もりや工期は現地確認しないとわかりません。</p> <p>質疑6) 補助制度はどのようにしたら受けられるのか? 回答→市のホームページや、広報誌、市の窓口で確認してください。</p>			
9. 個別相談の内容			
<p>相談1) 窓3カ所から漏水があるが、相談できるか? 対応→現地確認しないと詳細状況が分からないので後日連絡ください。</p>			
10. 記録写真			
  			

消費者教育啓発講座実施報告書

1. 開催回	第7回		
2. 開催日時	平成27年11月14日(土) 14:00~16:00		
3. テーマ	防災対策・家具転倒防止器具・火災警報器		
4. 講師	月出 正弘	5. スタッフ	王子
6. 開催会場	鶴見公会堂第3会議室	7. 参加人数	4名
8. 質疑、応答の内容			
<p>質疑1) 住宅用火災警報器は設置しなければいけませんか。 回答→平成23年6月より設置が義務化されています。</p> <p>質疑2) 昨年、土砂災害警報が携帯電話に配信された際、ホームページが見られなかったのですが？ 回答→各区で土砂災害ハザードマップを作成しているの、事前に確認してください。各区役所で配布しています。</p> <p>質疑3) 住宅火災の発生状況をグラフについて、もう少し説明してください。 回答→火災の発生は夕方多いのですが、死者数が多いのは深夜です。警報に気が付けば、死者数は減少します。</p>			
9. 個別相談の内容			
個別相談希望者なし			
10. 記録写真			
			

消費者教育啓発講座実施報告書

1. 開催回	第11回		
2. 開催日時	平成27年12月19日(土) 14:00~16:00		
3. テーマ	リフォーム、見積・契約、悪徳業者対策		
4. 講師	菊池 邦子	5. スタッフ	渡邊
6. 開催会場	保土ヶ谷公会堂2号会議室	7. 参加人数	5名
8. 質疑、応答の内容			
<p>質疑1) リフォームローンについて。リフォームローンを組む事が可能か 回答→可能です。</p> <p>質疑2) ネット上でリフォーム見積もりを依頼したところ、14社もエントリーしてきた。選択方法は？ 回答→リフォームの場合近隣の業者の方がアフターメンテナンス等で有利。現地調査をきちんとせずに見積もりを提出する業者は初回見積もりは安い、追加工事等が発生する可能性があり、要注意。</p> <p>質疑3) 横浜市の無料耐震診断を受けたが、外構の塀が道路斜線に当たるので、補助対象外といわれたが。 回答→改修完了までに是正すれば可能はず。道路局から補助金が出る場合あり。</p> <p>質疑4) 昭和43年新築。その後増築しているが、補助は受けられるか 回答→増築によって容積率や建ぺい率等の建築法規違反になっていないか等確認する必要有り。</p>			
9. 個別相談の内容			
<p>個別相談は特になかったが、活発な質疑応答があったため、当NPO法人で実施している「住まいの相談窓口」を紹介したところ、皆さん、後日電話をしてみたいとのことだった。</p>			
10. 記録写真			
			
			

横浜市経済局協働事業
平成27年度 消費者団体等協働促進事業

横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座

リフォーム工事でのトラブルに 巻き込まれないために

日時：平成27年9月19日（土）
14：00～16：00
場所：青葉公会堂 会議室2号

講演内容

- ・ リフォームの種類
- ・ リフォーム工事の流れ
- ・ リフォームの実施時期
- ・ リフォーム工事の特徴
- ・ リフォーム工事に関する相談
- ・ リフォーム工事の見積書と契約書
- ・ 悪徳業者にかからないために
- ・ 悪徳業者の施工事例

* 終了後アンケートにご協力ください
NPO 法人 横浜市まちづくりセンター

横浜市経済局協働事業
平成27年度 消費者団体等協働促進事業

横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座

リフォーム工事でのトラブルに 巻き込まれないために

安全安心のリフォーム 快適な暮らし実現のためのノウハウ

- テーマ ●リフォーム
●見積・契約
●悪徳業者対策

NPO法人 横浜まちづくりセンター

リフォーム

リフォームとは？

- 経年変化に合わせる・・・点検、修理、補修、塗り替え
劣化防止
長持ちさせる
- 家族構成の変化に合わせる・・・設備や部屋の見直し
設備の更新・模様替え
機能の改善
- 法律の改正や社会状況に合わせる
耐震改修、バリアフリー改修、省エネ(断熱)改修
性能向上
- 希望の生活スタイルに合わせる・・・減築や大規模な変更も
快適な暮らし
ライフスタイル重視

リフォームの実施時期 長持ちさせるためのメンテナンス

箇所	点検ポイント	点検・補修 遅延え	費用目安
瓦	割れ、ずれ	5~10年	9,000~20,000円/㎡
スレート・金属	塗装剥がれ、サビ	5~10年	15~20年
雨樋	詰り、破損	1~5年	15~20年
防水	劣化	15年	
外壁	ひび割れ、剥離、汚れ	3~10年	15~20年
塗り壁	ひび割れ、剥離、汚れ、退色	10~20年	2,400~8,000円/㎡
吹付け	汚れ、破損	10~15年	6,000~9,000円/㎡
サイディング	汚れ、破損	20~25年	6,000~9,000円/㎡
遮風板・軒天	退色・塗装剥がれ	5年	1,500~2,500円/㎡
内装	床	6~8年	15~20年
フローリング	汚れ、退色、不陸	6~8年	6,000円/㎡
畳	汚れ、退色、不陸	15~20年	4,000円/㎡
壁	剥離、退色	5~8年	1,200円/㎡
塗り壁	ひび割れ、剥離	4~5年	4,000円/㎡
建具	障子・襖	1~4年	15~20年
アルミサッシ	建て付け・金物破損	3~5年	2,500円/本
水回り	内装	10~15年	15~20年
壁・床	カビ、剥離	1~5年	20~25年
給排水管	詰り・腐食	7~10年	20~30年
浴室・洗面台・トイレ	破損、汚れ・機能性	15~20年	350,000円/2.4m
システムキッチン	機能性	20~30年	
電気配線(漏電)、ガス管(老朽化)のチェックも必要		20~30年	

リフォームの 実施時期

点検ポイントと
補修・更新時期

箇所	点検ポイント	点検・補修 遅延	費用目安
屋根	瓦	5~10年	9,000~20,000円/㎡
外壁	剥離、汚れ	3~10年	15~20年
窓	サッシ	5~10年	15~20年
床	フローリング	6~8年	15~20年
壁	剥離、退色	5~8年	1,200円/㎡
浴室	破損、汚れ・機能性	7~10年	20~30年
キッチン	機能性	15~20年	350,000円/2.4m
電気配線	漏電	20~30年	
ガス管	老朽化	20~30年	

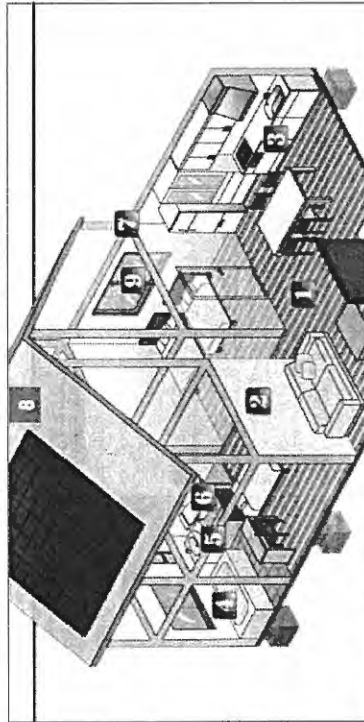
リフォームの実施時期

点検ポイント	点検・補修	全体の工期	費用の目安
■外構 塀・植栽 10~15	10~15	10~15	6000円~ 15000円
■外壁 15~20	15~20	15~20	6000円~ 15000円
■屋根 20~25	20~25	20~25	4000円~ 10000円
■室内 25~30	25~30	25~30	10000円~ 30000円
■キッチン 30~35	30~35	30~35	10000円~ 30000円
■バス・トイレ 35~40	35~40	35~40	10000円~ 30000円
■床 40~45	40~45	40~45	10000円~ 30000円
■照明 45~50	45~50	45~50	10000円~ 30000円
■空調 50~55	50~55	50~55	10000円~ 30000円
■電気 55~60	55~60	55~60	10000円~ 30000円
■水道 60~65	60~65	60~65	10000円~ 30000円
■その他 65~70	65~70	65~70	10000円~ 30000円

リフォームの実施時期

点検ポイント	点検・補修	全体の工期	費用の目安
■外構 塀・植栽 10~15	10~15	10~15	6000円~ 15000円
■外壁 15~20	15~20	15~20	6000円~ 15000円
■屋根 20~25	20~25	20~25	4000円~ 10000円
■室内 25~30	25~30	25~30	10000円~ 30000円
■キッチン 30~35	30~35	30~35	10000円~ 30000円
■バス・トイレ 35~40	35~40	35~40	10000円~ 30000円
■床 40~45	40~45	40~45	10000円~ 30000円
■照明 45~50	45~50	45~50	10000円~ 30000円
■空調 50~55	50~55	50~55	10000円~ 30000円
■電気 55~60	55~60	55~60	10000円~ 30000円
■水道 60~65	60~65	60~65	10000円~ 30000円
■その他 65~70	65~70	65~70	10000円~ 30000円

リフォームの種類



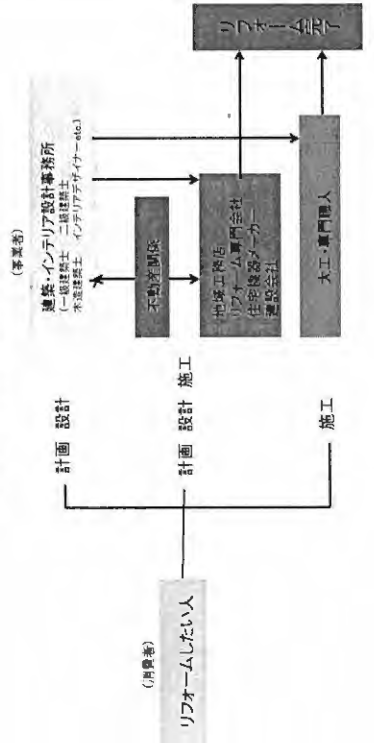
1. 間取り変更...DKと和室をLDKのワンルームに 2. 壁のクロス張り替え
3. システムキッチンに 4・5・6. 水廻りの設備機器を快適に 7. 耐震補強
8. 屋根の張り替え+太陽光パネル設置 9. 内窓設置(省エネ・断熱)

見積り事例から

■リビング・ダイニング・キッチンに間取り変更	6~8万円
養生・解体工事費	6.5~9万円
内装工事 壁	3.5~4.5万円
システムキッチン2.2m 55~70万(取付け費含む)	
換気扇	3.5~5万円
給排水設備工事	5.5~7.5万円
電気工事	1.5~2万円
小計	81.5~108万円
諸経費(小計の20%)	16.3~21.2万円
合計	97.8~127.2万円
■6畳の和室をリビングの床の間洋室にする 13.2㎡ 94~125万円 (床の間と押入をクロセットにする)	
■外壁塗り替え(アクリル樹脂吹付け) 149㎡ 58~83万円	
■屋根ガラスを遮熱ガラスに取り替え(2箇所) 2580、1650) 10~14万円	
■化粧スレート屋根を遮熱塗料で塗り替え 約100㎡ 2階建て 70~100万円	
■外壁 窯業系サイディングに張り替える 149㎡ 220~300万円(4,700円/㎡) 金属系サイディングに張り替える 149㎡ 180~240万円(3,600円/㎡~)	
合計	327.8万円 ~449.2万円

(公益財団法人住宅リフォーム推進センター 見積り事例から抜粋したものです)

リフォームを誰に頼むか



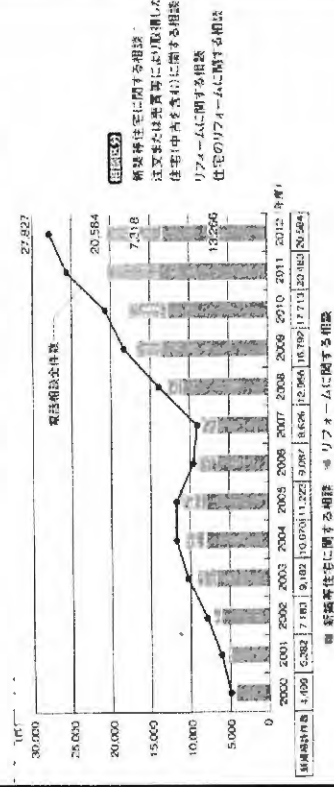
リフォームの工事の流れ

リフォームする人(事業者) Step1. リフォームの要望を聞く 現地調査 Step2. リフォーム資金計画や予算確認 リフォームプラン作成 プラン作成 設計者、工事 施工者の場合有り Step3. リフォームプランと概算見積もり Step4. 実施決定プランと実施見積書 Step5. 契約(請負契約書・契約約款 見積書...見積り明細書 設計図書...図面や仕様書等 Step6. 工事着工...着工前に近隣挨拶 工事中 現場管理(設計者 工事監理) Step7. 工事竣工	リフォームしたい人(消費者) Step1. リフォームの要望内容をまとめる 確認申請書や建築図面を提示 Step2. リフォーム資金や予算を決める Step3. リフォームプランと概算見積もり を検討 2~3社に依頼も Step4. 施工者を決定 Step5. 契約...契約書類確認 (契約時 工事着手金支払い) Step6. 工事着工...着工前に近隣挨拶 工事中 現場確認(要望通りの工事か) (工事費 中間金支払いの場合あり) Step7. 引き渡し・アフターサービス (竣工後工事費精算金支払い)
--	--

リフォーム工事の特徴

- 着工してみなければ分からないところがある
工事内容の変更 追加工事の必要 工期の延長
工事費の追加
- 住みながらの工事が多い
家具等の移動 工事に伴う音やホコリ 職人のマナー
住人のプライバシー 工事内容の連絡が大切
- 新旧工事箇所の取り合いの処理
雨漏りや床のひずみ等 不具合が生じないように
- リフォーム工事で発生する費用
解体・撤去費 廃材処分費

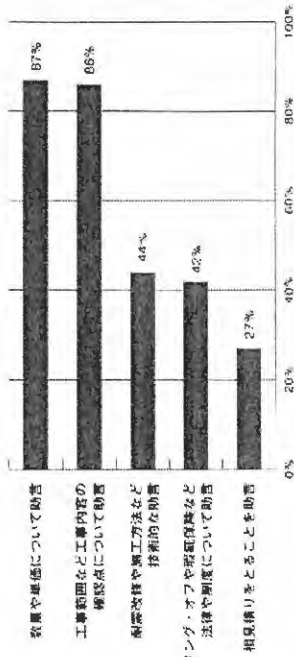
リフォームに関する電話相談の増加



電話相談の主な内容

- 相談の分類
1. 事前相談
 2. 金額・契約の相談
 3. 業者との契約解除
 4. 工事内容・出来映えへの不満、工事がずさん、等
 5. 引き渡し後の不具合発生、不具合への対応がない、等
- 事業者の紹介依頼 等
工事費の相簿 等
契約解除の方法 等
工事内容・出来映えへの不満、工事がずさん、等
引き渡し後の不具合発生、不具合への対応がない、等

工事費や工事方法についての相談が約9割



住宅リフォームに関する相談機関

住宅リフォーム・紛争処理支援センター

相談は...

「住まいの悩み」が解決しない、修理費が高すぎる、工事内容がずさん、等

相談内容

- ・不明瞭な項目や二重計上等がないか
- ・一般的な相場と比べて特に高価な請求ではないか
- ・発注や相場の工事内容が所望と合っているか

「住まいのダイヤル」のポイントを確認してください。

- ・見積書や見積書のポイントを確認してください。
- ・モデルとなる見積書形式の自動で作成できます。
- ・リフォーム工事の金額の目安を確認できます。

住まいのダイヤル 検索

ホームページ <http://www.chord.or.jp>

リフォーム見積書 チェックシート

住宅リフォーム・紛争処理支援センター

受付時間 10:00~17:00
TEL 0570-016-100 TEL 03-3566-5147

東京都中央区

見積・契約

工事前の計画と見積もりが重要

- 小規模な修理でも工事内容と見積書の確認が必要
- 見積書の構成 :
鏡(鑑)=表紙、科目別工事内訳、工事内訳明細書
- 改装・改築工事の見積書チェック項目
 1. 解体・撤去費 および 処分費
 2. 養生・仮設費
 3. 工事箇所(部屋)別工事費
 4. 設備費.....電気工事・給排水工事 等
 5. 外構工事
 6. 諸経費
 1. 現場管理費(各種保険料、現場通信交通費、施工図作成費等々)
 2. 一般管理費(営業利益、事務所の人件費や通話費、福利厚生費)

見積り書の鏡=表紙

見積り書

見積り金額 4,400,000

下記の通り、お見積り申し上げます。

工事名	業種	種別	数量	単価	金額
A. 別築改修工事	1区				3,872,402
B. 住居費	1区				307,346
C. 諸経費	1区				127,024
	合計				4,306,812
	税別				218,432
	税別				208,004
	合計				4,400,000

見積り金額 4,400,000

B諸経費: Aの10%
一般管理費

C諸経費: Aの3.3%
現場経費

株式会社 工務店

科目別工事内訳書

A 仮設工事 工事費内訳書

品目	数量	単価	金額
1 仮設工事	1.0	400,000	400,000
2 仮設工事	1.0	477,000	477,000
3 仮設工事	1.0	477,000	477,000
4 仮設工事	1.0	144,333	144,333
5 仮設工事	1.0	955,443	955,443
6 仮設工事	1.0	719,895	719,895
7 仮設工事	1.0	433,160	433,160
8 仮設工事	1.0	479,740	479,740
9 仮設工事	1.0	87,410	87,410
10 仮設工事	1.0	28,169	28,169
11 仮設工事	1.0	289,495	289,495
12 仮設工事	1.0	172,170	172,170
13 仮設工事	1.0	172,170	172,170
合計			3,873,405

11/10/20

工事内訳明細書(1)

仮設工事

品目	数量	単位	単価	金額	備考
1 仮設工事	1.0	式	400,000	400,000	
2 仮設工事	1.0	式	477,000	477,000	
3 仮設工事	1.0	式	477,000	477,000	
4 仮設工事	1.0	式	144,333	144,333	
5 仮設工事	1.0	式	955,443	955,443	
6 仮設工事	1.0	式	719,895	719,895	
7 仮設工事	1.0	式	433,160	433,160	
8 仮設工事	1.0	式	479,740	479,740	
9 仮設工事	1.0	式	87,410	87,410	
10 仮設工事	1.0	式	28,169	28,169	
11 仮設工事	1.0	式	289,495	289,495	
12 仮設工事	1.0	式	172,170	172,170	
13 仮設工事	1.0	式	172,170	172,170	
合計				3,873,405	

4/1/20

工事内訳明細書(2)

外壁工事

仕積 数量 単位 単価 金額 をチェックしましょう!

品目	数量	単位	単価	金額	備考
1 外壁工事	1.0	式	115,000	115,000	
2 外壁工事	1.0	式	28,000	28,000	
3 外壁工事	1.0	式	1,184	1,184	
4 外壁工事	1.0	式	3,100	3,100	
5 外壁工事	1.0	式	2,000	2,000	
6 外壁工事	1.0	式	480	480	
7 外壁工事	1.0	式	600	600	
8 外壁工事	1.0	式	0	0	
9 外壁工事	1.0	式	1,800	1,800	
10 外壁工事	1.0	式	8,000	8,000	
11 外壁工事	1.0	式	23,000	23,000	
12 外壁工事	1.0	式	1,184	1,184	
13 外壁工事	1.0	式	148,000	148,000	
14 外壁工事	1.0	式	40,000	40,000	
15 外壁工事	1.0	式	17,800	17,800	
16 外壁工事	1.0	式	10,000	10,000	
17 外壁工事	1.0	式	20,000	20,000	
18 外壁工事	1.0	式	314,320	314,320	
合計				873,405	

8/10/20

会社によって見積書の表示法が違います

工事名と総額のみ

工事箇所の工事費はあるが合計額で内容不明

工事種類の工事費はあるが一式合計で内容不明

いずれも工事内容が分かる工事内訳明細書が必要です

3社に依頼した見積もり書

左官工事をチェックしてみると

見積書		見積書	
品名	数量	品名	数量
左官工事	1000.00	左官工事	1000.00
...

一式では工事内容が不明
内訳明細書をもらしましょう

内訳明細書の見積もり項目
を細かく見ましょう
仕上り材の種類、工事方法
が確認できます
分からない時には
問い合わせましょう

見積書の不明点は確認を

品名	数量	単価	金額
左官工事	500	3700	1850000
...

外壁塗装の補修が必要な箇所、
工事の方法等を見積もり依頼時
に説明してもらおう

製品のメーカーや性能の説明
を受ける 同等品の価格比較も

塗料によって性能、施工方法
が違うので説明を受けて決める

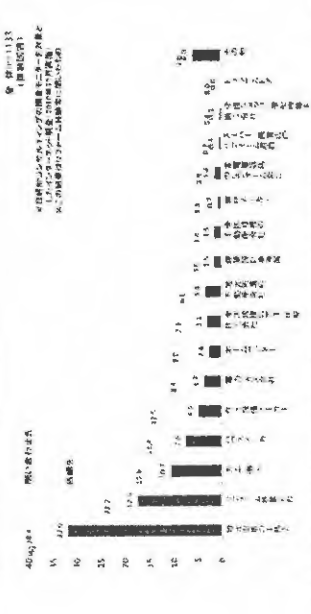
保証内容を確認しておく

値引きが大きすぎないか？根拠は？

リフォーム依頼は地元+リフォーム業者で50%

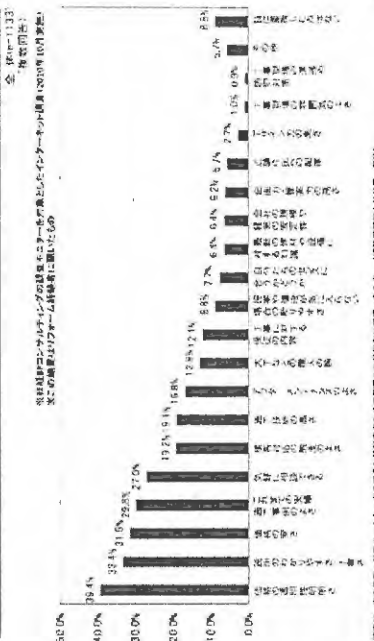
リフォームの依頼先と積割時の問い合わせ先

リフォームが終了後について聞いたところ、「地元密着の工業者が最も多く約3割、次いで、リフォーム専業会社」、「大工・職人」、「ハウスマスター・工元」が選ばれた。

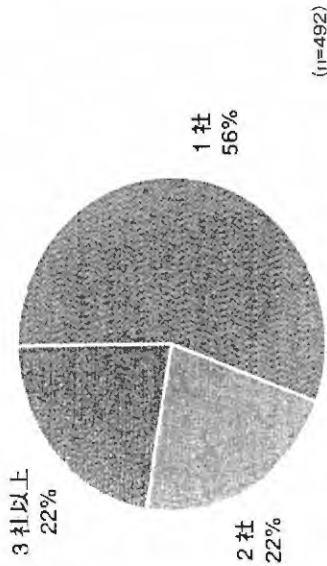


リフォーム業者の選定時の重視点

リフォーム経験者の業者選びの際の重視点は、「価格の透明性・明細さ」が最も多く約4割、次いで、「説明のわかりやすさ」・「業者の安心」が挙げられている。また、「提案対応の悪さのよさ」も約2割が挙げられている。



見積もり依頼は半分以上が1社



リフォーム工事の参考になる資料

積算資料 **ポータル版**
リフォーム編
 高住宅のリフォーム工費

特徴
 ストック資料に
 新り込み!
 取付作業
 利用者のため

お役立ち情報満載!!

印刷/販売価格
 1冊 1,500円(税別)

発行:
 一般財団法人経済調査会

契約書

工事請負契約書

1. 発注者(甲)
 株式会社 〇〇〇〇〇〇

2. 請負者(乙)
 株式会社 〇〇〇〇〇〇

3. 工事名称
 〇〇〇〇〇〇

4. 工事場所
 〇〇〇〇〇〇

5. 工期
 〇〇〇〇〇〇

6. 請負代金
 〇〇〇〇〇〇

7. 請負代金の支払い法
 〇〇〇〇〇〇

8. 発注者 署名
 (記号者 署名)

9. 請負者 署名
 (記号者 署名)

記載内容
 発注者(甲)
 請負者(乙)
 工事名称
 工事場所
 補遺
 延べ面積
 工期
 請負代金
 請負代金の支払い法
 その他
 発注者 署名
 請負者 署名
 (記号者 署名)

契約約款

1. 目的
 本契約は、発注者(甲)と請負者(乙)との間で、

2. 工事名称
 〇〇〇〇〇〇

3. 工事場所
 〇〇〇〇〇〇

4. 工期
 〇〇〇〇〇〇

5. 請負代金
 〇〇〇〇〇〇

6. 請負代金の支払い法
 〇〇〇〇〇〇

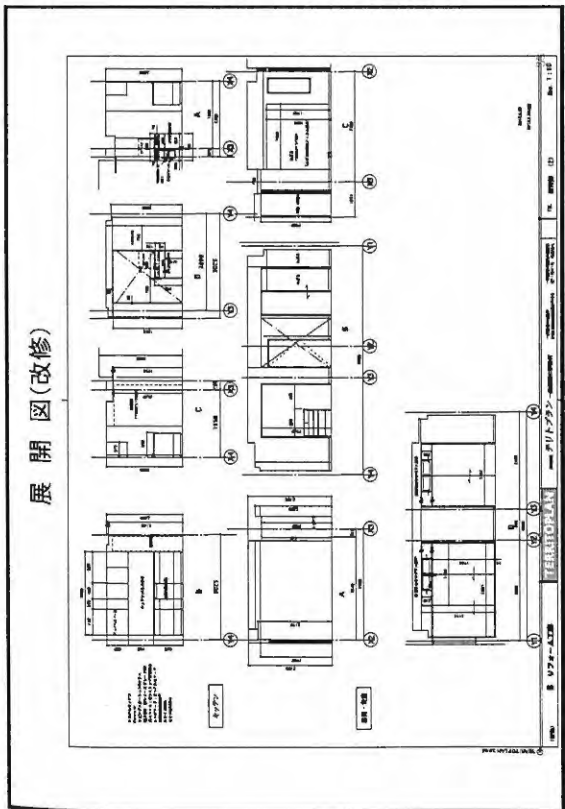
7. その他
 〇〇〇〇〇〇

8. 発注者 署名
 (記号者 署名)

9. 請負者 署名
 (記号者 署名)

10. 一般請負者の負担

工事の変更・中止等



工程表

※ 概算 100万円 ※ 100㎡ ※ 1棟

工種	内容	単価	数量	延床面積	延床単価
1	基礎工事	10000	100	100	100000
2	土留め工事	5000	100	100	50000
3	躯体工事	15000	100	100	150000
4	屋根工事	8000	100	100	80000
5	外装工事	12000	100	100	120000
6	内装工事	10000	100	100	100000
7	電気工事	5000	100	100	50000
8	水道工事	3000	100	100	30000
9	設備工事	4000	100	100	40000
10	塗装工事	6000	100	100	60000
11	清掃工事	2000	100	100	20000
12	その他	1000	100	100	10000
合計					1000000

設計・監理者の場合

設計・監理者の場合

設計費：100万円

監理費：100万円

合計：200万円

契約に必要な書類

- ・契約書 (設計・監理/施工)
- ・契約約款
- ・図面や仕様書等
- ・工程表

手配：100万円

項目	金額
設計費	100,000
監理費	100,000
合計	200,000

発注書・請け書の場合もあります

発注書

発注者：〇〇株式会社

発注内容：〇〇工場の改修工事

金額：100万円

請け書

請け手：〇〇株式会社

請け内容：〇〇工場の改修工事

金額：100万円

悪徳業者対策

悪質業者の手法

1. 点検：（敷地の中に入ってくる）
下水道局の方から下水枡の点検
消防署の方から
国土交通省からチェックして回っている
2. モデルケース：特別に格安で（近所の工事をしている）
屋根・ペンキ・ペランダ
3. 無料で点検しませんか：（この地域を特別に回っている）
床下・小屋裏・下水・排水・屋根
4. 大変なことになる：（外観を見て）
腐っている・カビている・屋根が割れている
湿気が多い・シロアリ・割れている
5. 取り入る：一人暮らし・人の出入りがない・孤独

被害事例

プロフィール 一人暮らし（母親）
月に数回娘が身の回りの世話に来る。
改修工事が契約書のとおり行われているかの調査
依頼

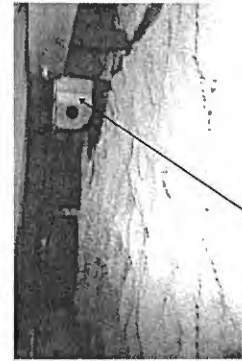
1回目…… A業者がかつてに排水枡を見に来て、
カビが生えているからといって床下換気口に防虫
網を取り付けて請求される。

1回目：換気口に防虫網



被害事例

2回目……同じA業者が床下にもぐり点検。
湿気があるので換気ファン・拡散機を取り付
け、請求され支払う。



拡散機は通常の単面の十倍の請求

被害事例

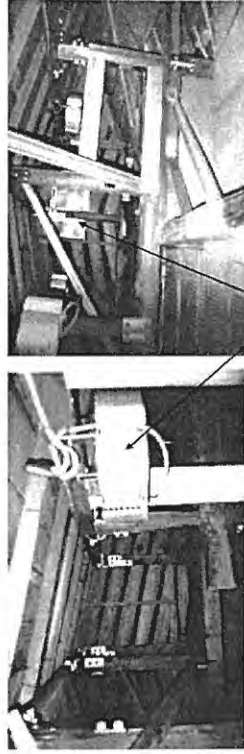
3回目……………他のB業者が床下を点検に来る
床下が湿気ているとって大量の調湿材を入れ
請求され支払う(通常5センチ前後だが8センチ前後後しき込まれ
ていて過剰)



東石が埋まるくらいまで調湿材を入れ、東が湿気で腐る心配がある。東に銅板巻き付

被害事例

4回目……………B業者が床下・小屋裏を点検
小屋裏に拡散機を取り付け請求され支払う



換気ファン・拡散機

被害事例

5回目……………別の業者Cが耐震の点検にくる
床下や小屋裏に耐震補強のためと金物を大量に
取り付けっていく



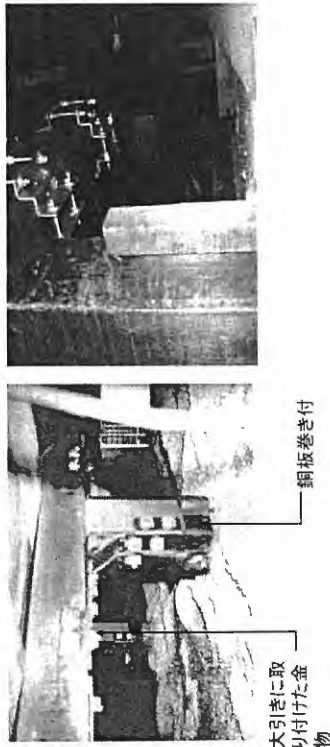
不必要な金物があちこちについでいる

被害事例 小屋裏の金物



過剰な火打ち金物・束やもやに取り付けられた不必要な金物

被害事例 床下の金物



不要な工事と気付く

- さらに別の業者が玄関・浴室・トイレなどをリフォーム
- 見た目にも変化があり、家族が気付く
- ほとんどが 500万未満の工事
- 積み重なって2200万円を超えた
- 契約書・請求書・領収書をのこしているので騙されていると感じていなかった

悪質事業者にかからないためには

- 執業者の訪問履歴
「お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。」
- 必要経費の提示
「お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。」
- エンター大規模引越中
「お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。」
- 不安をおおむね
「お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。」
- 適切な契約方法
「お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。お宅にお伺いしたことはありません。」

悪質事業者の例

騙されたいのために

- 訪問販売には毅然と断る態度が必要です
- すぐ契約をするのはやめましょう 考える時間を持ちましょう
- 建築士に見てもらいましょう
被害に会うケースのほとんどが
専門知識を持った建築士が関わっていません
- 工事をするときには見積もりを複数の業者から取りましょう
- 不安を煽るような工事の勧め方には まず悪徳業者では？という疑問を持ちましょう
- 工事金額が500万円以下でも建設業登録をしている業者に見積もりをとったり、近所の評判を聞くのもよいでしょう

増えているリフォームトラブル

- ・50代以上の中高年層（新築は30代）
- ・店舗購入、訪問販売で契約（新築はほとんど店舗購入＝契約）
訪問販売にはクーリングオフ有り
- ・工事金額500万円（新築は2500万円）
対策：
 - ・記録写真を撮っておく（工事前、工事中、工事了）
 - ・工事内容の変更等があった場合に備えて
見積書や施工方法・使用材料などが分かる資料や
条件を契約時決めておく
 - ・親族や第三者に相談できるように
工事内容や金額が適切かを相談、チェック

これからは時代の変化に合ったリフォームが求められる
＝住宅の長寿命化を図るリフォーム

そのためには リフォーム後に

- 1.丈夫……耐久性がある 耐震性
- 2.維持監理がしやすい……長く保てる
- 3.必要な性能を備えている……バリアフリー、断熱性
- 4.住み手が愛着を持てる住宅であること！！

リフォームを成功させるには

経年変化に対応した点検・補修と同時に
建築士の関わるリフォームが必要になってきている

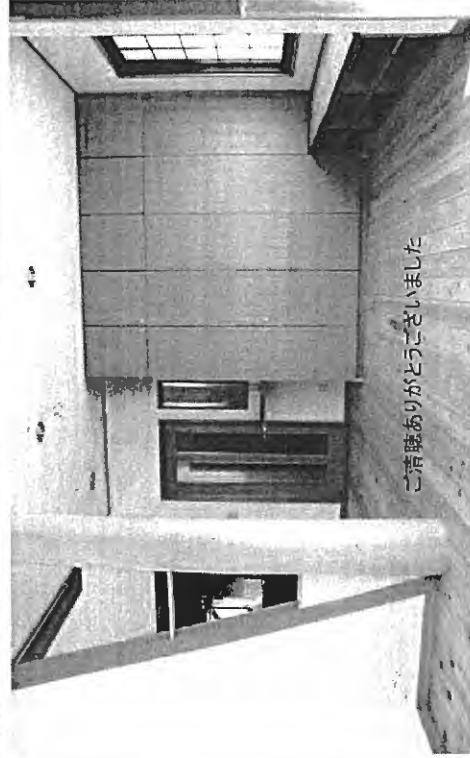
リフォームの減税制度
種類：所得税控除
登録免許税の軽減
固定資産税の減額
贈与税の非課税措置
不動産取得税の特例措置

リフォームの融資制度
種類：高齢者向け返済特例制度（住宅金融支援機構）
災害復興住宅融資[補修]（住宅金融支援機構）

リフォームの補助制度
種類：地方公共団体
横浜市 住環境整備事業（高齢者／障害者）
木造住宅耐震改修促進事業・診断士派遣事業
マンション耐震改修促進事業・診断士派遣事業
住まいのエコリノベーション推進事業 等々

長期優良住宅化リフォーム推進事業
省エネ住宅ポイント
介護保険法にもとづく住宅改修費の支給（参照：住宅リフォームガイドブック）

54



ご清覧ありがとうございます

築30年の中古住宅を耐震リフォームしました

特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター
『横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座』
参加者アンケート集計結果

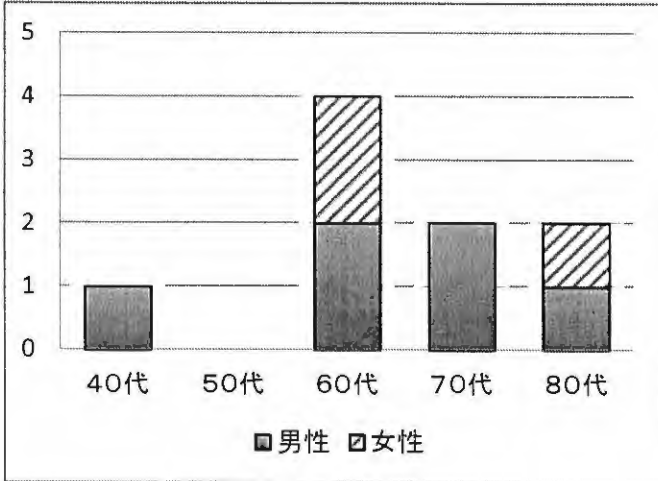
講座テーマ別集計結果

「バリアフリー・ユニバーサルデザイン・住環境整備」

(10/3、11/28、1/23 3回開催)

参加者総数 : 12名
アンケート回答数 : 9件

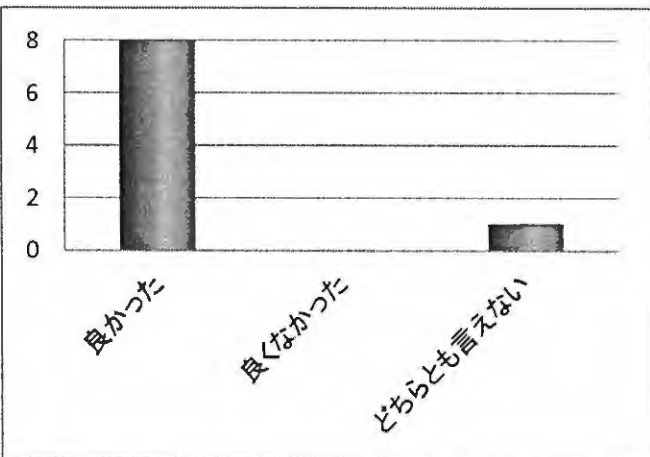
◆ 年代別回答者数



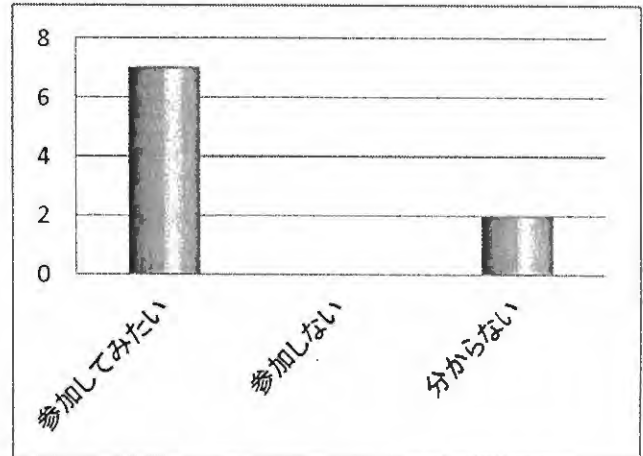
◆ 意見、感想

- ・参考になりましたが、具体的な問題についてはあらためて考えたい (80代男性)
- ・できるだけ例をたくさん出してほしい。 (60代男性)
- ・リフォームにも参加したが、合わせて参考になった。 (60代男性)
- ・よくわかりました。ありがとうございました。 (80代女性)

◆ 講座の内容について



◆ 他テーマの講座への参加について

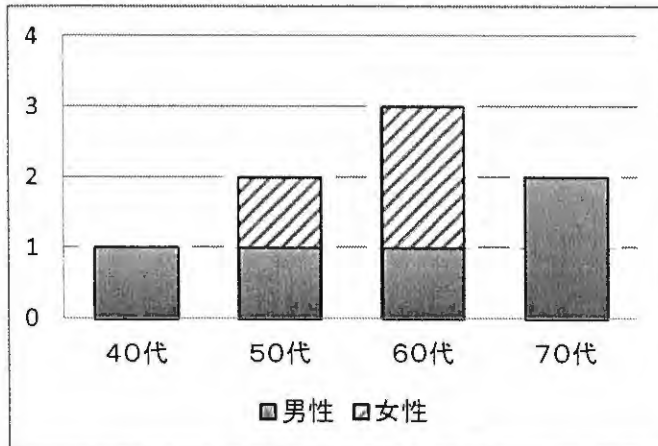


「防災対策・家具転倒防止器具・火災警報器」

(9/26、11/14、1/16 3回開催)

参加者総数 : 9名
アンケート回答数 : 8件

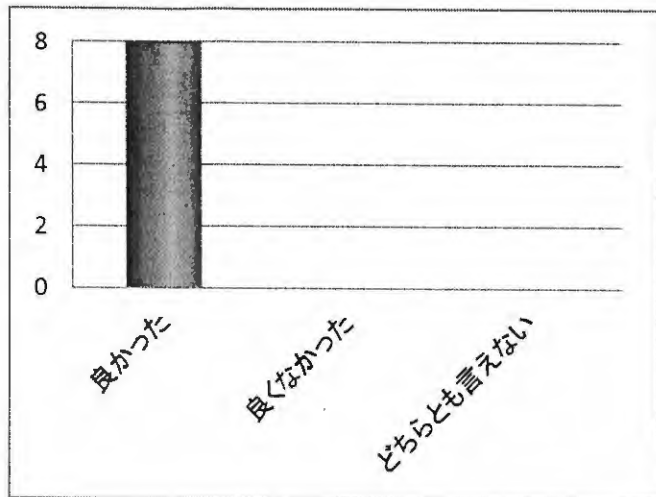
◆ 年代別回答者数



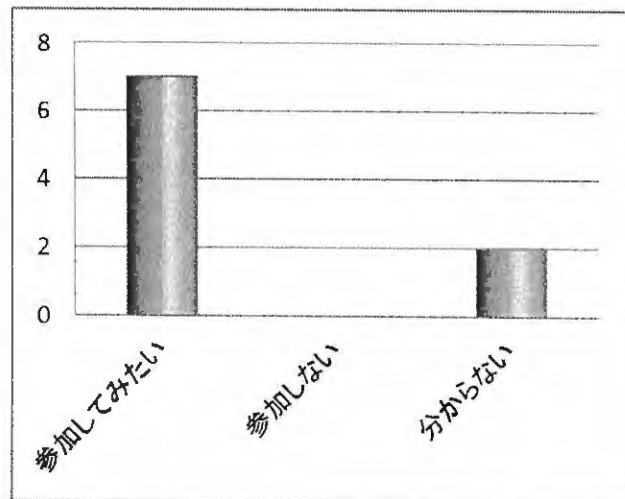
◆ 意見、感想

- ・家具転倒防止器具の種類がわかり参考になりました。火災・防災対策も参考になりました。ありがとうございました。 (60代女性)
- ・現在住んでいる集合住宅の皆さんにも紹介したいと思いました。 (70代男性)
- ・大変参考になりました。有難うございました。 (50代男性)

◆ 講座の内容について



◆ 他テーマの講座への参加について

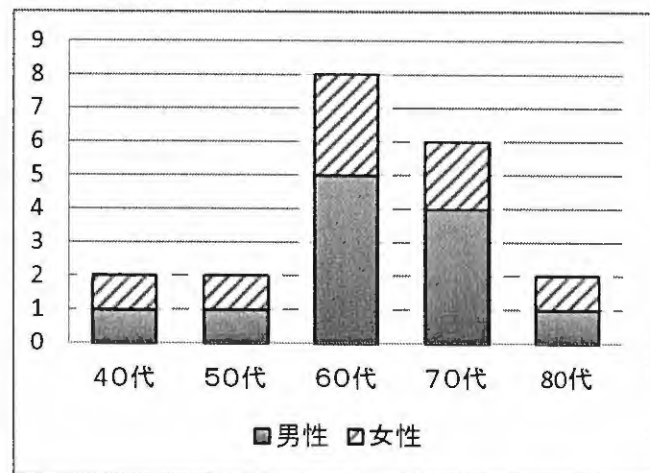


《屋根・外壁・太陽光発電》

参加者総数 : 23名
アンケート回答数 : 21件

(8/29、12/12、2/13 3回開催)

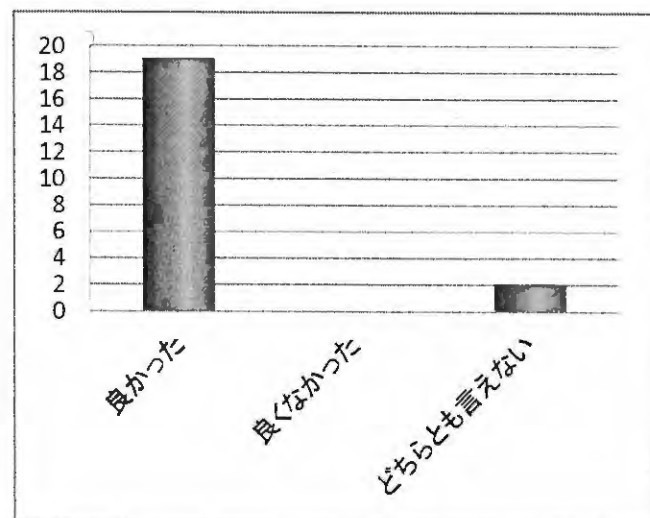
◆ 年代別回答者数



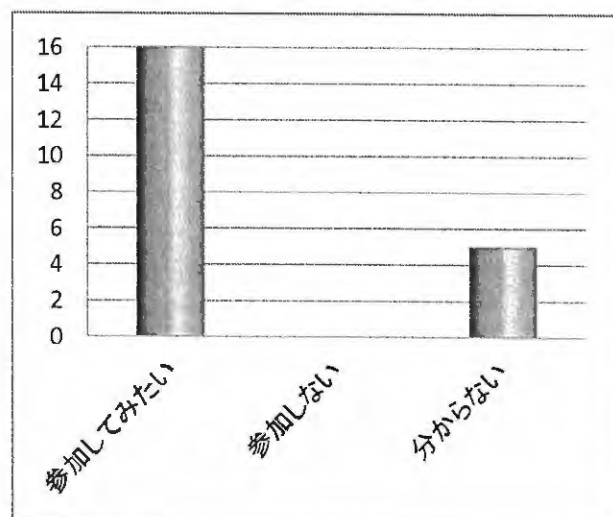
◆ 意見、感想

- ・具体的な工事例をもとにした説明でとても分かりやすかった。特に窓まわりのクラックについては思い当たることもあり、設計士さんの大切さが分かった。(40代女性)
- ・近所の工務店に頼りがちであったので、自主的に家のメンテナンスを専門家に相談しつつ考えるべきだと思いました。(80代女性)
- ・事例にもとづいた説明がありよく理解できました。(60代男性)
- ・どういう手続きで、どこで・など具体的な話が欲しい。今回は質疑で答えを教わりましたが。(70代男性)
- ・具体的な工事内容の講座を希望する。(例、塗装の選び方、塗装の仕方など)
- ・太陽光の工事内容及び工事費等、事例で説明

◆ 講座の内容について



◆ 他テーマの講座への参加について

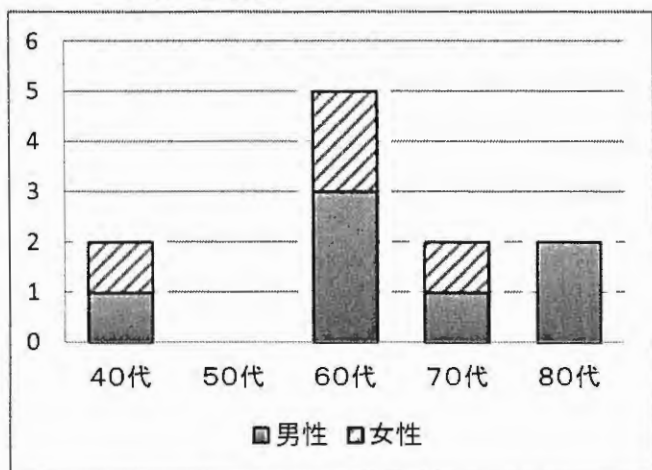


耐震／基準・性能・診断・補強

(10/17、12/5、1/30 3回開催)

参加者総数 : 14名
アンケート回答数 : 12件

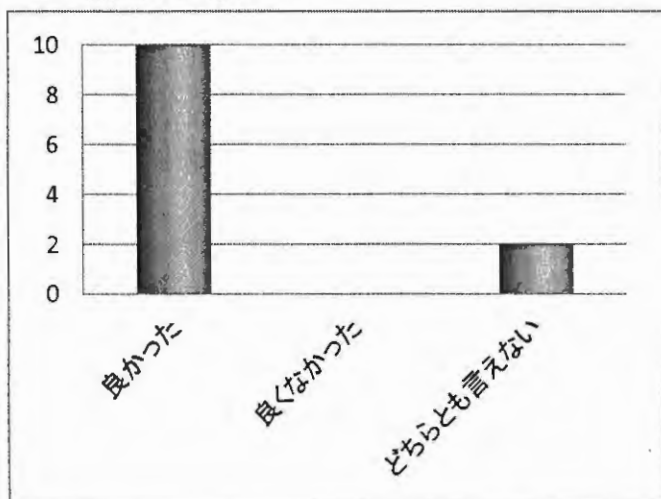
◆ 年代別回答者数



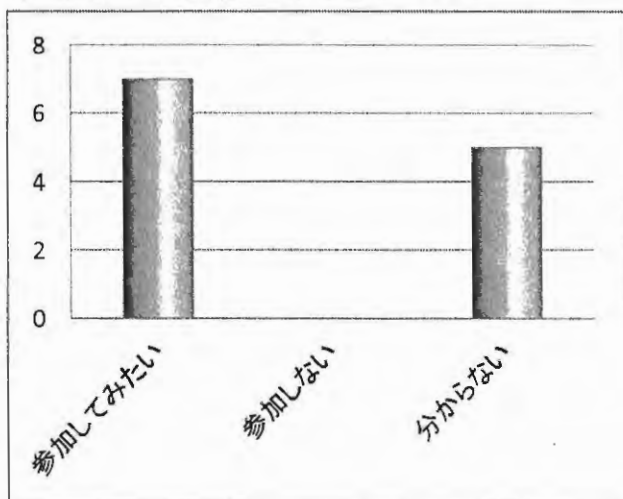
◆ 意見、感想

- ・耐震についての建築基準法の改正などを教えてもらい、今後の耐震化について考えることができた。具体的な耐震の工法やおおよその金額がわかればよかった。(40代女性)
- ・無料で相談を受けてくださるのでよかった。ありがとうございました。(70代女性)
- ・大変おもしろかったです。もう少しつっこんだ所も聞きたかったです。(60代男性)
- ・老人にもわかりやすい説明でした。(80代男性)

◆ 講座の内容について



◆ 他テーマの講座への参加について

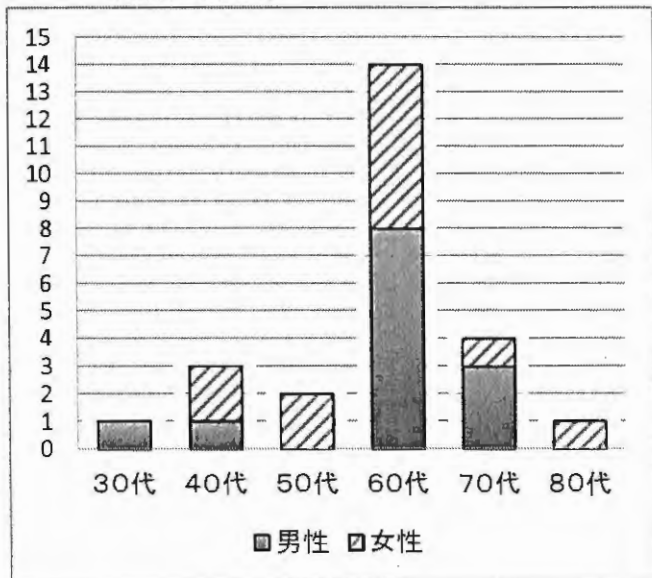


リフォーム／見積・契約・悪徳業者対策

(9/19、11/7、12/19 3回開催)

参加者総数 : 32名
アンケート回答数 : 25件

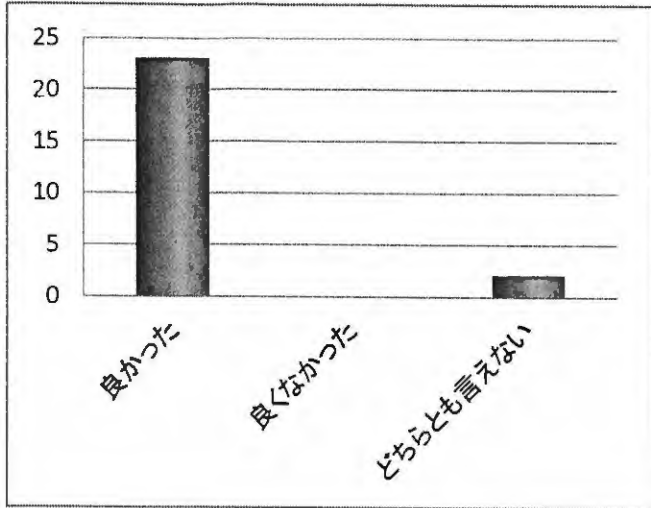
◆ 年代別回答者数



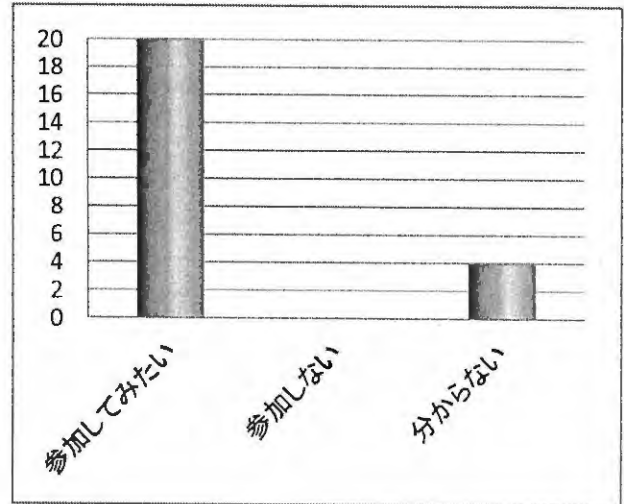
◆ 意見、感想

- ・大変細かくポイントが書かれていて勉強になりました。(60代男性)
- ・今迄の考え方が甘かった。よくわかった。(60代男性)
- ・総括的な話だったので概論だけに留まっている感じがある。もう少しテーマを絞った方が興味深いと思う。(50代女性)
- ・配布していただく資料をもう少し見易いものを(文字を大きくする等)お願いします。(70代女性)
- ・画面がもう少し見やすくなると良かったです。(50代女性)
- ・資料、モニター共に見えないのが残念でした。(40代夫婦)

◆ 講座の内容について



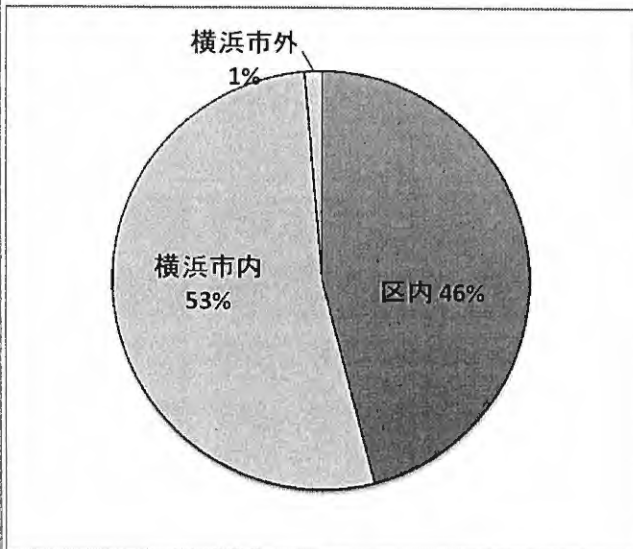
◆ 他テーマの講座への参加について



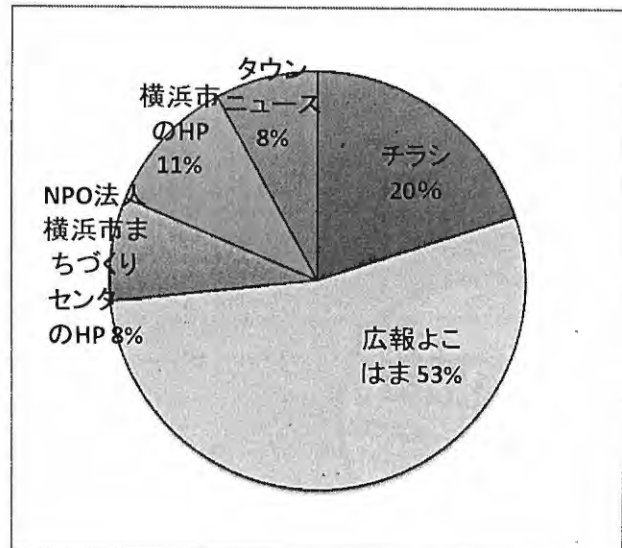
全15回講座集計結果

参加者総数 : 90名
アンケート回答総数 : 75件

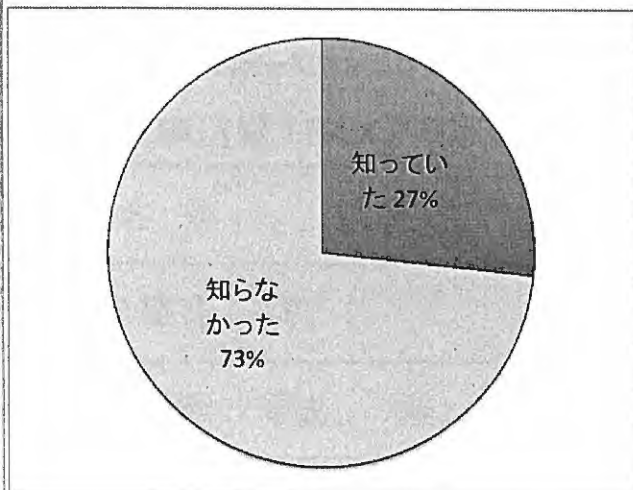
◆ どちらから来られましたか？



◆ セミナーをどこで知りましたか？



◆ NPO法人横浜市まちづくりセンターをご存知でしたか？



一般社団法人

かながわFP生活相談センター

(第1号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金交付申請書

平成27年 5月12日

横浜市長

団体名 一般社団法人 かながわFP生活相談センター

所在地 〒240-0006 神奈川県横浜市保土ヶ谷星川1-21-27

代表者名 堀江 雄二



平成27年度消費者団体等協働促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業名 消費者教育啓発講座

2 事業の目的及び内容

目的：中高年の方を対象に、家族が絆を深め豊かなシニアライフを過ごせるための基礎知識の習得を目指します。

テーマ： - 家族の絆と豊かなシニアライフ -

日本では少子高齢化が急激に進んだため、社会も人々もその対応に苦勞しています。限られた予算を有効に活用するため、社会保障制度をはじめ各種税制等、多くの制度改正が毎年行われています。消費者市民社会を推進するためには、その前提となる制度変更を正しく理解することが重要です。この講座では、家族の絆という視点から、未来を見据えた老後の生活、住居のあり方、資金計画、そして次世代への資産の引き継ぎ、争いのない円滑な相続をするための事前の準備と実施方法について、分かりやすく解説いたします。講師はこの分野での専門性を備えたベテランのファイナンシャル・プランナー（FP）が、一般消費者の方に十分理解いただけるよう、5回シリーズで懇切・丁寧に説明します。

3 補助金交付申請額 ¥100,000

- ※ この書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。
- ※ 提出していただいた資料の個人情報、原則として当該補助金交付にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。
- ※ 区役所等本市の消費者啓発活動を所管する部門へこの書類を情報提供することをご了承ください。

交付対象事業計画書

1 事業名	消費者教育啓発講座
2 現状の課題と解決方法	
<p><現状認識></p> <p>少子高齢化が急激に進み、税制や社会保障等が毎年大きく変更されている。また、高齢者の医療費や介護費用も増大し、年金などを含めた全体の国民負担が重くなっている。</p> <p><課題></p> <p>税制や社会保障の改正の内容が非常に複雑で、市民に十分理解されていない。高齢者への費用負担が増大し、間違った相続対策で高齢者の将来への不安が拡大している。また、核家族化により家族の絆が希薄となり、家族間での互助が難しくなっている。</p> <p><解決方法></p> <p>シニアライフを安心して暮らすために、知っておくべき制度改正をわかりやすく説明することにより、将来の不安を解消する。</p> <p>家族の絆を深め、豊かなシニアライフを過ごすためには、健康である事、エンディングノートを利用して家族が常日頃から意見交換する機会を持つ、介護のありかた、シニアライフの費用などを理解する、等の対策を行う。</p>	
3 事業内容	
<p><対象>横浜市在住又は横浜市内勤務の一般消費者</p> <p><人数>消費者教育啓発講座：20～40人/回×5回</p> <p><会場>横浜市管掌の会場又はそれに準じる会場</p> <p><内容></p> <p>エンディングノートを利用した相続の準備、生前贈与の活用、家族信託とは、介護にかかるお金、高齢者が騙されないクーリングオフ制度、等シニアライフをテーマとして講演（2時間程度/回）を実施する。</p> <p><体制></p> <p>当センター所属のベテランのファイナンシャル・プランナーが連携して実施</p> <p><スケジュール></p> <p>11月～12月 週1回ペースで計5回実施。</p> <p><その他> 特になし</p>	

4 協働の必要性和相乗効果

<協働の必要性>

横浜市の消費者啓蒙事業に、経験豊富なベテランのファイナンシャル・プランナーを多く有する当センターが協力させて頂くことにより、行政だけでは十分に対応しきれない面（消費者へのシニアライフに関する詳しい知識・ノウハウの伝授、生活上の経済的不安の解消）が促進できる。

<協働による相乗効果>

横浜市の広報媒体等の利用による、一般消費者に対する影響力と当センターのノウハウを組み合わせることにより、横浜市民を中心に幅広く集客、啓蒙を図れる。

<具体的な効果・成果>

一般消費者のシニアライフに対する認識を向上させ、過剰なリスクを負わないよう啓蒙し、トラブルに巻き込まれないよう回避することができる。また、生活上の経済的不安を解消し、安心して若年層への資産移転を促進することで、家族間の絆も深まると共に、個人が前向きになり社会全体が活性化される。

5 協働の役割分担と市に期待する役割

<提案団体の役割>

今回の目的に沿った講演カリキュラムの策定、各回のサブテーマにふさわしい講師の選定と派遣、講演会配付資料の準備、会場の手配、集客方法の企画・実施

<市に期待する役割>

市民等への広報・PR、関連施設へのチラシ配置（チラシは当センターで配付）
可能であれば、他団体との共同開催の調整

6 共催・協賛・後援の団体名

7 参加者への募集・周知の方法等

- 横浜市経済局市民経済労働部消費経済課ホームページ
- チラシ（範囲 横浜市管掌組織でのチラシ設置 ）
- その他（当一般社団法人のホームページ ）

8 備考

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

(第3号様式)

交付対象事業収支予算書

収入合計 ¥150,000

支出合計 ¥150,000

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金	¥100,000	
団体負担金	¥50,000	
合計	¥150,000	

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
講師謝金	¥75,000	¥15,000×5人
印刷代	¥35,000	
会場費	¥20,000	¥4,000×5回
通信運搬費	¥10,000	
交通費	¥5,000	
消耗品	¥5,000	
合計	¥150,000	

確認欄 (次の項目について、シ点で印を付けてください。)

補助金交付要綱第3条に定める経費以外は含まない。(はい いいえ)

特定非営利活動法人

F P ネットワーク 神奈川

(第1号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金交付申請書

平成27年5月12日

横浜市長

団体名 特定非営利活動法人

FPネットワーク神奈川

所在地 〒220-0011

横浜市西区高島2-6-38

岩井本社ビル3F

代表者名 理事長 仲井間 美穂



平成27年度消費者団体等協働促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業名 生活のトラブル防衛隊～生活を支えるお金の無料相談会

2 事業の目的及び内容

無料相談会を通し、市民のお金や生活設計に関する悩み、トラブルを聞き、解決の糸口を提示する。又、広範囲にわたる相談に関しては、適切な窓口を紹介し、不安解消の手助けを目的とする。

3 補助金交付申請額 ¥100,000

※ この書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

※ 提出していただいた資料の個人情報は、原則として当該補助金交付にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。

区役所等本市の消費者啓発活動を所管する部門へこの書類を情報提供することをご了承ください。

(第2号様式)

交付対象事業計画書

1 事業名	生活のトラブル防衛隊～生活を支えるお金の無料相談会
2 現状の課題と解決方法	
<p><現状認識></p> <p>日銀による金融緩和策並びに円安等により企業収益の改善、不動産市場の底打ち感や株高による資産効果も期待される状況になりつつある。一方で消費税増税に加え、円安に伴う諸物価の上昇もあり、一般市民の生活実態は依然として厳しい状況にある。今年度より相続税の課税基準の見直しや高齢化社会における介護の問題等将来への不安は増幅している。生活不安を各自が抱え込むのではなく、不安解消のための場の提供が不可欠である。</p> <p><課題></p> <p>相談場所、窓口がわからず不安感を抱いている市民に対して、行政と協働した安心を提供できる相談窓口の提示が必要となる。</p> <p><解決方法></p> <p>協働事業とすることにより、市民にも安心感が生まれ、また区役所、各地区での周知が可能となる。話を細部まで聞き取ったうえで適切な解決への糸口を提示したり、適切な相談窓口を案内することで効果的な解決に繋がると思われる。</p>	
3 事業内容	
<p><対象> ①高齢者②中高年（定年をこれから迎える方、定年後の方を含む） ③主婦④若年者⑤子育て世代等一般消費者</p> <p><人数> 7回×4組程度</p> <p><会場> FPネットワーク神奈川 相談室</p> <p><内容> 生活に関わるお金の無料相談会による金融商品及び投資に関連したトラブルの相談、ライフプラン、資産運用、不動産、保険、相続等の相談</p> <p><体制> 相談員1名、補助員1名</p> <p><スケジュール></p> <p>平成27年9月から平成28年3月の間、全7回開催、1組30分</p> <p><その他></p>	

4 協働の必要性と相乗効果

<協働の必要性>

横浜市と協働で事業を実施することにより、市民が安心して相談できる環境が確保でき、又広く門戸を開放することにより多くの市民に解決の糸口となる機会を提供し、適切な相談窓口を案内することが可能となる。

<協働による相乗効果>

協働による無料相談といった点で相談しやすい環境づくりが可能となる。横浜市としては、広報誌への掲載、市役所・区役所・地区センターでのチラシ掲載、配布を通じたきめ細かい対応で市民の消費生活上の不安が解消され市民の満足度向上効果が得られる。また、弊団体としても会員の実践と経験を積む機会を得ることができ、団体の質の向上に資する。

<具体的な効果・成果>

生活にまつわるお金に関する市民の知識を深め、トラブルを未然に防止する対応力を身につけた自立的消費者として、安心して生活を送る事への一助となる。

5 協働の役割分担と市に期待する役割

<提案団体の役割>

相談員選定、相談会の実施、チラシ作成及び配布。

<市に期待する役割>

広報誌への掲載、市役所・区役所・地区センターでのチラシ掲載及び配布の許可。

6 共催・協賛・後援の団体名

なし

7 参加者への募集・周知の方法等

横浜市経済局市民経済労働部消費経済課ホームページ

チラシ（範囲 公共施設 ）

その他（ FP ネットワーク神奈川ホームページ ）

8 備考

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

(第3号様式)

交付対象事業収支予算書

収入合計 ¥110,000

支出合計 ¥110,000

1 収入の部

(円)

項目	金額	説明
市補助金	100,000	
団体負担金	10,000	
合計	110,000	

2 支出の部

(円)

項目	金額	説明
要員謝金	91,000	要員謝金(6,500×2名×7回)
印刷費	10,000	チラシ、相談シート印刷代
通信費	3,000	受付用携帯電話
会場費	5,000	相談室代
消耗品費	1,000	紙代、ペン、のり等事務用品等
合計	110,000	

確認欄(次の項目について、し点で印を付けてください。)

補助金交付要綱第3条に定める経費以外は含まない。(☑はい ☐いいえ)

神奈川県ファイナンシャル プランナーズ協同組合

(第1号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金交付申請書

平成27年 5月 11日

横浜市長

団体名 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ
協同組合

所在地 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8

第一安田ビル 7階

代表者名 土井 健司



平成27年度消費者団体等協働促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業名 「知らないと危ない！FPに聞く家計知識のいろは」

2 事業の目的及び内容

少子高齢化、人口減少を背景とした厳しい経済環境や予期せぬ災害の発生等、私たちが安全で豊かなくらしを守っていくことがなかなか容易ではない時代となっています。このような中で消費者の暮らしをさまざまなトラブルから守っていくには、日頃から生活の知恵としての情報や知識を得ておくことが大切です。このような情報・知識を公正、中立な立場から分かり易く解説し、消費者の方々にお役に立つこと目指します。

3 補助金交付申請額

¥300,000

- ※ この書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。
- ※ 提出していただいた資料の個人情報は、原則として当該補助金交付にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。
- ※ 区役所等本市の消費者啓発活動を所管する部門へこの書類を情報提供することをご了承ください。

交付対象事業計画書

1 事業名	「知らないと危ない！FPに聞く家計知識のいろは」
2 現状の課題と解決方法	
<p><現状認識> 消費者の生活を脅かすトラブルや金融商品・取引等が多くあります。被害を受ける前に知っておけば防げることや、日常の情報としての的確な知識を得ておくことは生活の知恵として必要なことと痛感します。消費者が安心して豊かなくらしのために意欲的、意識的に知識をつけることの大事さを強く認識させられています。</p> <p><課題> 消費者の立場に立った、分かり易い知識・情報を得る機会が少ない。</p> <p><解決方法> 消費者の立場に立った解説により、消費者が自分で自分の財産を守るための知識を得て、売る側からの情報に惑わされないような意識を醸成し、被害を防ぐことが出来るようになる。</p>	
3 事業内容	
<p><対象> 横浜市在住、在勤の一般消費者（特に主婦層、高齢者）</p> <p><人数> 1回あたり30名</p> <p><会場> かながわ県民センター、鶴見区、戸塚区、青葉区</p> <p><内容> 別紙参照</p> <p><体制> 当組合所属のファイナンシャルプランナー</p> <p><スケジュール> 別紙参照</p> <p><その他></p>	

4 協働の必要性と相乗効果

<協働の必要性>

神奈川県が認可する唯一のファイナンシャルプランナーの協同組合であり、所属するファイナンシャルプランナーは公正・中立な立場でアドバイスすることが使命となっています。市と協働することにより、行政が単独では成し得ない消費者が自ら解決したい困難な課題への取り組みが可能となります。

<協働による相乗効果>

当組合に所属するファイナンシャルプランナーの専門知識と行政が果たす公共的役割を協働させることにより、消費者の要請に応え、安心して豊かなくらしを守ることができます。

<具体的な効果・成果>

消費者が受けるトラブルを未然に防ぎ、大切な財産を守り、安心して豊かなくらしが守れるようになります。

5 協働の役割分担と市に期待する役割

<提案団体の役割>

消費者の立場にたって、消費生活に関する基本的なトラブルの事例・防止策等を解説し、お役に立つことができます。

<市に期待する役割>

市の広報活動や、市への信頼のもとに、消費者が安心して利用できる公共サービスとしての役割が果たせます。

6 共催・協賛・後援の団体名

なし

7 参加者への募集・周知の方法等

横浜市経済局市民経済労働部消費経済課ホームページ

チラシ（範囲 横浜市の各区役所18か所、地区センター90か所）

その他（ 当組合ホームページ、日経新聞、神奈川新聞）

8 備考

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

別紙 横浜市消費者団体等協働事業講座内容

開催日	教室	講師名	13時30分～15時	講師名	15時10分～16時40分
10月3日 (土)	教室1	長谷川良行	納得の住まいづくりのための法律を学ぶ	滝田 知一	【騙しのテクニック】その実情について事前に知っておくことが最大の防御
	教室2	入野 泰爾	これからの高齢者の生き方～40代から考えよう！シニアライフ	岡野 征治	リスク商品への投資について欠かせないポイントを学ぶ
10月10日 (土)	教室1	仁科 真雄	住宅購入の3つの不安、住宅ローンの2大リスクは？	佐藤 栄一	相続の基本～贈与の活用と相続税対策を学ぶ～
	教室2	川上 壮太	減り始める年金と老後への備えを学ぶ	岡野 征治	株式投資で気を付けたい大切なことを学ぶ
10月17日 (土)	教室1	長谷川良行	住まいにかかる税金と特例を使った節税策	滝田 知一	相続がきっかけで“家族同士が争いごと”に発展しないようにする必策
	教室2	佐藤 栄一	分散投資～将来のインフレに備えよう！～	佐藤 博信	生命保険商品の最新事情を学ぶ
10月24日 (土)	教室1	北条 文明	自分でできる生命保険の見直し方を学ぶ	仁科 真雄	401K法(確定拠出年金法)の大改革～「そのうち何とかなる」は昔の話
	教室2	水内 隆弘	住宅ローンの見直し方を学ぶ	佐藤 博信	金融商品トラブル事例と消費者保護制度を学ぶ

(第3号様式)

交付対象事業収支予算書

収入合計 ¥332,000

支出合計 ¥332,000

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金	300,000	
団体負担金	32,000	
合計	332,000	

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
講師謝礼	160,000	10,000円×16回
原稿料	80,000	5,000円×16回
会場費使用料	40,000	@5,000円×2部屋×4回
交通費	24,000	1,500円×16回
資料作成費	6,000	@3円×2,000 (レジュメ、アンケート)
印刷費	15,000	@3円×5,000 (チラシ)
配送費・雑費	7,000	地区センターへの配送費
合計	332,000	

確認欄 (次の項目について、レ点で印を付けてください。)

補助金交付要綱第3条に定める経費以外は含まない。(はい いいえ)

特定非営利活動法人
横浜市まちづくりセンター

交付対象事業計画書

1 事業名	横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座
2 現状の課題と解決方法	
<現状認識>	横浜市内において、屋根修繕、外壁塗装、上下水道緊急修理等リフォームに係る消費者トラブルや、消費者被害の発生が続いている。
<課題>	消費者が住まいに関する適切な情報を有していないために、訪問業者に容易に騙されてしまう。
<解決方法>	住まいの専門家である建築士が、住まいに関する基礎知識をわかりやすく講義するとともに、具体的個別的な相談に応じる。
3 事業内容	
<対象>	横浜市内在住者
<人数>	各回30～54名
<会場>	横浜市内公共施設会議室15ヶ所・・・別紙参照。
<内容>	建築士による講義、質疑応答、個別相談。
<体制>	当団体専門部会の設計・監理部会、構造・耐震技術部会、施工部会が分担して、講座を運営する。 各専門部会に所属する建築士が講師を務める。 専門部会連絡会が統括管理を行う。
<スケジュール>	平成27年9月～平成27年2月土曜日午後2時～4時 別紙参照。
<その他>	講座終了時に助成制度の説明、申請手続きの案内を行う。

4 協働の必要性と相乗効果

＜協働の必要性＞ 横浜市民の多くの皆様に講座参加者募集・周知を広報するには、横浜市の広報媒体を利用することが必要である。

また、消費者被害や悪質商法トラブルの未然防止のためには、具対的な対策について、講義するのがわかりやすいので、横浜市における過去のトラブル事例を引用し、講義内容に反映させることが必要である。

＜協働による相乗効果＞ 当団体が単独で講座の開催、参加者募集を行うより、横浜市のホームページや広報紙に掲載して頂くことにより、多くの市民の参加につながる。また、当団体の会員は建築士であり、講座参加者の具体的、個別的な相談に対応できる。

＜具体的な効果・成果＞ 消費者が主体的に住まいに関する適切な情報を習得することにより、悪徳業者に騙されずトラブルや被害の発生を未然に防止できる。また、各所補助・助成制度の対象者が適切に制度を利用した快適な住まいづくりができる。

5 協働の役割分担と市に期待する役割

＜提案団体の役割＞ 住まいの専門家である建築士の団体として、横浜市民の消費生活の向上に寄与する。

＜市に期待する役割＞ 講座参加者募集の周知広報を効果的に行って頂きたい。

6 共催・協賛・後援の団体名

7 参加者への募集・周知の方法等

- 横浜市経済局市民経済労働部消費経済課ホームページ
- チラシ（範囲：会場施設、会場周辺地区センター）
- その他（当法人ホームページ）

8 備考

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

交付対象事業計画書

3 事業内容

【別紙】

回数	実施時期	対象者	テーマ	会場	人数	内容	講師	募集方法	運営方法	備考
第1回	平成27年 9月19日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	リフォーム 見積・契約 悪徳業者対策	青葉区 青葉公会堂 会議室(2号)	36	リフォーム部位別の工事費用、適切な補修、修繕、改修についての解説。見積書・契約書の見方、確認事項についての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第2回	平成27年 9月26日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	防災対策 家具転倒防止器具 火災警報器	旭区 旭公会堂 1号会議室	51	家具転倒防止器具・火災警報器の種類、適切な取付方法、器具代金、取付代金についての解説。	内部講師 施工部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	施工部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第3回	平成27年10月 3日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	屋根・外壁 太陽光発電 省エネ・断熱	泉区 泉公会堂 第2会議室	40	屋根・外壁工事の材料種類、工法、耐用年数、工事代金についての解説。太陽光発電のメリット、デメリットについての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第4回	平成27年10月17日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	耐震 基準・性能 診断・補強	磯子区 磯子公会堂 第1集会所	39	昭和56年以降平成12年築等の木造建築物の耐震性、地震災害時に通行を確保すべき道路沿道沿い建築物の耐震化についての解説。	内部講師 構造・耐震技術部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	構造・耐震技術部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第5回	平成27年10月24日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	バリアフリー ユニバーサルデザイン 住環境整備	中区 開港記念会館 7号室	48	住まいのバリアフリー・ユニバーサルデザインの必要性、適切な住環境整備方法、工事代金についての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第6回	平成27年11月 7日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	リフォーム 見積・契約 悪徳業者対策	神奈川区 神奈川公会堂 2号会議室	30	リフォーム部位別の工事費用、適切な補修、修繕、改修についての解説。見積書・契約書の見方、確認事項についての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第7回	平成27年11月14日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	防災対策 家具転倒防止器具 火災警報器	緑区 緑区民文化センター 会議室	27	家具転倒防止器具・火災警報器の種類、適切な取付方法、器具代金、取付代金についての解説。	内部講師 施工部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	施工部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第8回	平成27年11月28日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	屋根・外壁 太陽光発電 省エネ・断熱	港北区 港北公会堂 2号室	54	屋根・外壁工事の材料種類、工法、耐用年数、工事代金についての解説。太陽光発電のメリット、デメリットについての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第9回	平成27年12月 5日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	耐震 基準・性能 診断・補強	港南区 港南公会堂 2号会議室	30	昭和56年以降平成12年築等の木造建築物の耐震性、地震災害時に通行を確保すべき道路沿道沿い建築物の耐震化についての解説。	内部講師 構造・耐震技術部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	構造・耐震技術部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第10回	平成27年12月12日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	バリアフリー ユニバーサルデザイン 住環境整備	栄区 栄公会堂 2号会議室	39	住まいのバリアフリー・ユニバーサルデザインの必要性、適切な住環境整備方法、工事代金についての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第11回	平成27年12月19日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	リフォーム 見積・契約 悪徳業者対策	都筑区 都筑公会堂 第2会議室	40	リフォーム部位別の工事費用、適切な補修、修繕、改修についての解説。見積書・契約書の見方、確認事項についての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第12回	平成28年 1月16日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	防災対策 家具転倒防止器具 火災警報器	鶴見区 鶴見公会堂 1号会議室	42	家具転倒防止器具・火災警報器の種類、適切な取付方法、器具代金、取付代金についての解説。	内部講師 施工部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	施工部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第13回	平成28年 1月23日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	屋根・外壁 太陽光発電 省エネ・断熱	戸塚区 戸塚公会堂 2号会議室	30	屋根・外壁工事の材料種類、工法、耐用年数、工事代金についての解説。太陽光発電のメリット、デメリットについての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第14回	平成28年 1月30日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	耐震 基準・性能 診断・補強	西区 西公会堂 2号会議室	36	昭和56年以降平成12年築等の木造建築物の耐震性、地震災害時に通行を確保すべき道路沿道沿い建築物の耐震化についての解説。	内部講師 構造・耐震技術部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	構造・耐震技術部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料
第15回	平成28年 2月13日(土) 14:00~16:00	市民 (在住)	バリアフリー ユニバーサルデザイン 住環境整備	南区 吉野町市民プラザ 会議室	40	住まいのバリアフリー・ユニバーサルデザインの必要性、適切な住環境整備方法、工事代金についての解説。	内部講師 設計・監理部会	横浜市ホームページ掲載 チラシ配布 ホームページ特記掲載	設計・監理部会員による講義 質疑応答 個別相談	参加費無料

(第3号様式)

交付対象事業収支予算書

収入合計 ￥ 405,240

支出合計 ￥ 405,240

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金	300,000	
団体負担金	105,240	
合計	405,240	

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
講師、スタッフ謝金	105,000	5,000円×15人、2,000円×15人
チラシ版下作成費	27,000	チラシA4版下デザイン5,400円×5種
印刷費	84,240	チラシA4両面54円×1500枚 報告書1,620円×2冊
広告掲載費	162,000	タウンニュース10,800円×15回
会場借上代	21,600	1,400円×10回、1,520円×5回
消耗品	5,400	事務用品、コピー用紙代
合計	405,240	

確認欄 (次の項目について、レ点で印を付けてください。)

補助金交付要綱第3条に定める経費以外は含まない。(■はい) □いいえ)

消費生活協働促進事業 相互評価シート（案）

1 事業の概要

事業名称		
事業の実施者	団体等	
	行政	横浜市経済局消費経済課
事業の目的		
事業の内容		
役割及び責任 分担等		
実施期間		

記入日	年	月	日
記入者	<ul style="list-style-type: none"> • 団体等名： • 記入責任者 氏 名： 連絡先： 		
	<ul style="list-style-type: none"> • 部署名： • 記入責任者 氏 名： 連絡先： 		

2 事業実施プロセス相互チェックシート

【 □：団体等 □：行政 】チェックをしてください。

◎相互チェックシートの評価基準

よくできた	ふつう	あまりできなかった
A	B	C

①事業計画段階

		評価
1	自分たちが達成すべき大きな目的やミッションについて話し合うことができましたか。	
2	お互いの立場や組織の違いを話し合っよく理解することができましたか。	
3	ニーズを把握して共有するとともに、この事業の目標と実施方法を話し合うことができましたか。	
4	実現のためにそれぞれが何をできるかを考え、話し合っ役割分担を決めることができましたか。	
<u>5</u>	<u>会計のルール等、お互いの組織内部の取り決めについて、説明し合っ理解することができましたか。</u>	
<u>6</u>	<u>事業を始めることや計画中であることを、ホームページや会報等を使って市民に発信することができましたか。</u>	

②事業実施段階

		評価
1	率直な意見交換のもとに、お互い対等な立場で事業をすすめることができましたか。	
2	お互いの強みや得意分野を、どう生かし合えるかを考え、提案しながら取り組むことができましたか。	
3	相手に任せきりにせず、お互いが役割を自覚して積極的に取り組むことができましたか。	
4	<u>事業の進捗に応じて、目標、ニーズ、対象、実施方法などをふりかえり、修正しながら取り組むことができましたか。</u>	
<u>5</u>	<u>必要に応じ、関連する他の部署や団体などを意識しながら事業をすすめることができましたか。</u>	
<u>6</u>	<u>事業終了後の見通しについて、話しながら取り組むことができましたか。</u>	
<u>7</u>	<u>事業の実施について、市民に発信することができましたか。</u>	

③ふりかえり段階

		評価
1	協働することで、単独でおこなうのに比べてどのような効果が得られたか、話し合っ共有できましたか。	
2	受益者が満足を得られたかどうかについて、話し合っ確認することができましたか。	
3	これまでを振り返っ、お互いの考えに相違点がなかったかについて話し合い、確認する事ができましたか。	
4	期待された事業成果を得られることができましたか。	

自由記入欄

--